

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：東京都

1 国際戦略総合特別区域の名称

アジアヘッドクォーター特区

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

総合特区の目指す目標

少子化、人口減少時代を迎える日本が更なる経済成長を図るためには、海外の人材、技術、資本等を引き寄せる対日投資の促進が不可欠である。

急速に経済成長を遂げているアジア諸都市が、海外企業誘致を進めている中で、国際的な都市間競争に勝ち抜けるポテンシャルを有する都市は、日本では東京をおいて他にはない。

アジアヘッドクォーター特区は、多国籍企業及びその従事者たる外国人のビジネス環境、生活環境を整備することによって、多くの企業が集積する東京にグローバル企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点を誘致することを目標とする。

特に、多国籍企業のアジア統括拠点を誘致できれば、誘致した多国籍企業と都内・国内企業のコラボレーションによって、新たな技術開発や販路開拓が促進されるほか、他の地域の国際戦略総合特区等への二次投資などにより日本全体に経済効果が波及することが期待できる。

これにより、東京がアジアの拠点としての地位を維持し、日本経済の再生を牽引する。

解説：

アジアヘッドクォーター特区は、東京に多国籍企業のアジア統括拠点等を誘致することを目指す特区であるが、東京に多国籍企業を誘致することの意義（アジアヘッドクォーター特区が、日本の経済・社会にどのような貢献をすることを想定しているのか）、多国籍企業誘致のための基本戦略、対日投資促進のためのソフトウェア、ハードウェアとして、どのようなことが求められており、そのために具体的にどのような取組を行うか、アジアヘッドクォーター特区の対象地域の将来像、特区実施により期待される経済効果等については、本特区の推進母体である地域協議会が、「アジアヘッドクォーター特区域内ビジョン」としてとりまとめる。

域内ビジョンに記載している事項のうち、特に、総合特区の目指す目標との関係で、東京に多国籍企業を誘致する意義についての概要を以下に記載する。

グローバル化が進む現代の国際経済では熾烈な都市間競争が進んでおり、一国の競争力は、都市間競争に打ち勝てる大都市を持ち、その大都市の成長をゆるぎないものにできるかどうかにかかっているとと言っても過言ではない。世界の大都市に伍するためには、世界の企業がその都市で経済活動をしたいと思うかどうか、投資家がその都市に投資をしたいと思うかどうか、あるいは世界の人々がその都市を訪れたいと思うかどうかという視点が重要となる。

特に、少子高齢化が進む日本としては、国内にある人材、資金等だけでは需給が縮小してしまうことから、世界から優秀な人材、情報、優れた技術や経営ノウハウ、資金等を日本に呼び込んで、社会経済を活性化させていくことが必要不可欠である。

しかしながら、近年、アジア諸国は急速な経済成長を遂げている一方で、日本のプレゼンス、国際競争力は相対的に低下している。企業誘致のための大胆な支援措置を講ずるアジア新興国にグローバル企業の立地が進む一方、魅力的な支援措置を持たない日本からは多国籍企業の撤退が相次いでおり、日本は多国籍企業の事業活動拠点としての地位を喪失しつつある。

こうした中、東京都は、グローバル企業の国際ビジネス環境の整備としても意義の大きい羽田空港の国際化、三環状道路の整備といったハード面のインフラ整備を推進してきた。また、都市再生の取組のなかで国際金融拠点機能を強化する方針を打ち出し、グローバル企業に相応しいオフィス環境の提供等を支援してきた。

しかしながら、こと多国籍企業の誘致に関しては、法人実効税率の高さがネックとなっていたことに加え、英語が通じにくい環境の中で、ビジネス、生活支援、行政手続きなどのサポートといったソフト面での対応が不足していた。加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降高まった防災面・エネルギー面での不安要素を解消する必要もある。

以上を踏まえ、東京都は、①誘致・ビジネス交流、②ビジネス支援、③生活環境整備、④BCPを確保したビジネス環境整備の施策項目を掲げ、税制、規制緩和、まちづくりを組み合わせた戦略的企業誘致に取り組む。

アジア地域の急速な成長に注目しているグローバル企業は、地域統括拠点や研究開発拠点の設立に当たって、①生産拠点、流通拠点、販売拠点等の効率的な管理が可能な物理的位置、②市場へのアプローチのしやすさ、③利益の最大化（コストの最小化）、④生活環境等の要素を総合的に勘案して拠点の設置都市を決定している。

東京の強みである企業の高度な集積をはじめとする経済集積、市場の魅力、発達した都市インフラを背景として、大胆な規制緩和や税制・財政支援等により、多国籍企業及び多国籍企業従事者・家族に対するビジネス環境の整備、生活環境の整備を行えば、欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門（将来的に左記機能を有することが見込まれる多国籍企業を含む）や研究開発部門を東京に誘致することがまだ可能である。

また、これまで日本に進出した多国籍企業の動向を見ると、中長期的には、地方における製造、販売のための拠点づくりという二次投資につながり、地域経済の活性化や雇用拡大を生み出し、地方も潤していることがわかる。

特に、全世界で経済活動を行っているグローバル企業のアジア統括拠点を誘致できれば、この拠点が、アジア地域全体の中で、研究開発、製造、流通、販売等の拠点を何処に置くか、グローバル戦略製品の製造に当たり、どの企業と提携するかを判断する機能を有することから、これらの企業と日本各地に存在する高い技術力を有する企業との接触の機会が増え、国内企業の国際ビジネス展開の可能性も高まる。

さらに、多国籍企業誘致に向けた取組は、多国籍企業やそこで働く外国人のためだけでなく、現

在、東京が抱える様々な問題の解決や将来の日本の国土構造にも影響を与える東京の将来像の実現につながってくるものと考えている。

評価指標及び数値目標

評価指標（１）：多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数

数値目標（１）：５年間で５０社以上誘致

（対象業種：情報通信、医療・化学、電子・精密機械、航空機関連、金融・証券、コンテンツ・クリエイティブなど東京（日本）の成長を促す業種）

評価指標（２）：その他の多国籍企業の誘致

数値目標（２）：５年間で５００社以上誘致

（対象業種は上記と同じ）

３ 特定国際戦略事業の名称

東京が日本全体の経済成長を牽引し、アジアの拠点としての地位を維持するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、①誘致・ビジネス交流事業、②ビジネス支援事業、③生活環境整備事業、④BCPを確保したビジネス環境整備事業の４つの事業を特定国際戦略事業として位置付け、グローバル企業のアジア統括拠点と研究開発拠点の誘致に係る取組を行っていく。

- ① 誘致・ビジネス交流事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙１－２）（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙１－５）

１）多国籍企業の掘り起こし

既に日本へ進出の意思を有する企業の相談を待っているだけでは、世界規模での都市間競争に勝ち抜き、東京に多国籍企業を誘致することはできない。海外企業誘致セミナー等を通じ、多国籍企業の東京への関心を高め、経営層に東京を海外進出先の候補地として認知してもらうために、東京の魅力のPR、シティセールスを実施する。

２）MICE拠点の形成

多国籍企業誘致・ビジネス交流のために有意義な機会となる国際見本市や展示会、国際会議、アフターコンベンション等がある程度まとまったエリアで対応できるよう、既存のMICE（Meeting、Incentive Travel、Convention、Event／Exhibition）機能がある臨海副都心エリアにおいてMICE機能の拡充による国際的なビジネス交流拠点の形成や、アフターコンベンション機能の更なる拡充に資する都市開発事業を促進する。

このため、都独自の取組として、臨海副都心を対象にMICE機能の充実に資する事業、アフターコンベンション機能の形成に効果が高い事業、多国籍企業の進出促進に資する事業に対する補助制度を創設した。

3) ビジネスマッチング

多国籍企業は、日本企業の有する高い技術力や要求レベルの高い消費者（市場）の存在について着目しており、日本へ進出した際のビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について支援を求めている。

このため、誘致対象多国籍企業に対し、日本企業の優れた技術の紹介やそれらの企業とのマッチング等を行い、取引の機会の拡大を図る。

② ビジネス支援事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5）

1) ビジネスコンシェルジュの設置・運営

多国籍企業は、日本の法体系や商慣習に対する理解、各種行政手続き等に手間がかかったり、情報収集や手続きに何箇所もの行政機関等を回る必要があることに不満を有しており、これらに関する情報の提供、理解するための支援や、法務、会計などの専門的サービスへのつながりをワンストップで提供することが求められている。

このため、誘致・ビジネス交流事業を契機として東京への進出を検討している多国籍企業及び東京へ進出してきた多国籍企業を対象として、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供や相談の窓口（ビジネスコンシェルジュ）を設置し、法人設立などの法務・会計に係る各種手続きの代行を、弁護士、司法書士、会計士等の専門サービスと連携して実施する。

ビジネスコンシェルジュの設置・運営に当たっては、多国籍企業のニーズに適ったきめ細やかなサービス提供が可能となるよう、民間事業者等が主体となってサービスを提供する仕組みを構築する。

2) 行政手続き等の多言語による情報発信

外国語が通じにくい不便さを解消するため、行政手続き情報等を多言語で配信する。

③ 生活環境整備事業（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2）（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5）

1) 東京の魅力のPR

多国籍企業の従事者は、家族帯同で移住することが通常であり、多国籍企業が海外の拠点を選考するに当たっては、法人税等の経済的コストの問題だけでなく、従事者や家族の生活環境が整備されているかどうかも重要な判断要素となっている。

このため、東京は、アジアの他の諸都市と比べて、治安の面では安心でき、清潔な生活環境が高く評価されていること、高度な医療施設・医療技術、芸術、文化、スポーツ等の面でも、欧米の主要都市と変わりのない生活環境が確保できることを積極的にPRしていく。

2) 生活コンシェルジュの設置・運営

東京へ誘致した多国籍企業従事者やその家族がストレスなく生活できるように、外国人向けの

生活相談や各種手続きの代行を行う「生活環境コンシェルジュ」を設置・運営する。生活コンシェルジュは、ビジネスコンシェルジュ以上にきめ細やかなサービスの提供が求められることから、ビジネスコンシェルジュとの併設や都心部の再開発によって新たに生み出されるレジデンス機能のサービスとして付加されるコンシェルジュ機能の活用等による運営を図る。医療や行政手続きなど、相談内容が専門的領域に対応できるよう、医療機関や行政機関等の専門家集団が連携したサービスを展開する。

3) 外国語による受診機会の拡大

生活環境整備の中でも医療については、健康面で不安を抱えた時に母国語で診療を受けられる医療機関を求める声が強いことから、外国語で受診できる医療機関の情報をウェブサイトで提供することに加え、外国語による受診可能医療機関の拡大を図る。

4) 子女が外国語で学べる教育環境の整備

多国籍企業の経営者や管理職クラスで、欧米の大学への進学を控えた子女を抱える年齢層の場合、日本で教育を受けることが子女の進路決定にとってリスクとならないかを不安視する声がある。

このため、都立学校で外国人生徒が外国語で授業を受けられるようにしたり、小・中学校における外国人子女の教育環境の整備やインターナショナルスクールとの連携を図るなどして、外国人向け教育の充実化を図る。

④ B C Pを確保したビジネス環境整備事業（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5）

1) B C Pを確保した都市インフラの整備

平成23年3月11日の東日本大震災発生に伴い、地震発生直後には、多くの外国人が海外へ出国したほか、一部の多国籍企業が本社機能を西日本へ移したり、一部の大使館が業務機能を西日本へ移行する動きが見られた。また、東京都内の一部も計画停電の対象区域となったことから、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続あるいは速やかな業務環境の回復が担保されるか不安に思う企業も出ている。こうした中、六本木のビルが自立・分散型電源や耐震性の観点から多国籍企業に改めて注目されるなど、東京の高度な都市インフラが改めて評価されつつある。

世界市場を相手にビジネスを展開している多国籍企業にとって、24時間365日、ビジネスを継続できる環境にあることは、海外における拠点を選択するに当たっての前提条件であると言っても過言ではない。

このため、再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生の制度等を活用し、民間の開発に対しインセンティブを与えることにより、超高層ビルの長周期地震動対策の実施、帰宅困難者や地域住民の一時滞在施設等として利用可能なスペースの確保、防災備蓄品の充実、通信手段の確保等を実施し、高度な防災対応力を備えた建築物を誘導する。

また、コージェネレーションシステムや蓄電池、太陽光発電の導入を促進し、自立・分散型の

エネルギーネットワークの構築、当該開発エリアやその周辺地で創出可能な電力・エネルギーの有効利用を図り、系統電力が途絶えても、当該地域では最低限のビジネス継続や避難生活維持を可能とする。

2) 先進的なビジネス支援機能の導入

再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生の制度等を活用し、民間の開発に対しインセンティブを与えることにより、MICE施設、国際医療施設、ビジネスコンシェルジュ、教育関連施設、サービスアパートメント等の先進的なビジネス支援機能の導入を誘導する。

3) 個別プロジェクト

イ 丸の内二丁目7地区（旧東京中央郵便局）

竣工年月：平成24年5月

高さ・階数：約200m、地上38階

延べ床面積：約21万5,000㎡

主な施設：国際ビジネス・観光情報センター、国際会議場、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

ロ 渋谷二丁目21地区（渋谷ヒカリエ）

竣工年月：平成24年4月

高さ・階数：約182.5m、地上34階

延べ床面積：約14万4,000㎡

主な施設：エキシビジョンホール、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

ハ 虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業（アークヒルズ仙石山森タワー）

竣工予定：平成24年8月

高さ・階数：約199m、地上47階

延べ床面積：約14万3,600㎡

主な施設：帰宅困難者受入施設、中圧都市ガスを利用したデュアル化による非常用発電機、防災備蓄倉庫

ニ 大手町地区B-1地区（旧経団連会館）

竣工予定：平成24年9月

高さ・階数：約177m（B棟）、地上34階

延べ床面積：約24万1,400㎡

主な施設：国際医療施設、金融教育・交流センター、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

ホ 京橋三丁目1地区

竣工予定：平成25年春

高さ・階数：約130m、地上24階

延べ床面積：約11万6,000㎡

主な施設：国際医療施設、防災備蓄倉庫

ヘ 六本木一丁目西B-1地区（旧六本木21・25森ビル）

竣工予定：平成25年6月

高さ・階数：約108m、地上20階

延べ床面積：約5万5,300㎡

主な施設：長時間対応の非常用発電機

ト 日本橋室町東地区（2-3街区/1-5街区）

竣工予定：平成26年1月

高さ・階数：約116m・22階 / 約80m・17階

延べ床面積：約6万3,000㎡ / 約2万9,300㎡

主な施設：防災備蓄倉庫、帰宅困難者受入施設、観光情報センター

チ 環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業（Ⅲ街区）

竣工予定：平成26年9月

高さ・階数：約247m、地上52階

延べ床面積：約24万4,360㎡

主な施設：国際会議場、ホテル

リ 丸の内一丁目1-12地区（旧第一鉄鋼ビルディング、第二鉄鋼ビルディング）

竣工予定：平成27年春

高さ・階数：約140m、地上25階

延べ床面積：約11万4,000㎡

主な施設：サービスアパートメント、ビジネスサポート施設、空港直通バス待合施設、
防災備蓄倉庫

ヌ 京橋トラストタワー

竣工予定：平成26年2月

高さ・階数：約108m、地上21階

延べ床面積：約5万2,000㎡

主な施設：ホテル、高出力（通常時の80%）・長時間（最長1週間）対応の非常用発電機、

防災備蓄倉庫

ル (仮称) 大手町 1-6 計画

竣工予定：平成 26 年 4 月

高さ・階数：約 200m、地上 38 階

延べ床面積：約 19 万 8,000 m²

主な施設：事務所、ホテル、店舗、駐車場、「大手町の森」

上記のほか、複数の再開発事業が計画・進行中であり、施工予定、主な施設等が確定したものから、逐次追記する予定である。

4 その他国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

）一般国際戦略事業について

対象事業無し

）その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置

別紙 1-9 に記載のとおり

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置及び協議の状況

①特定供給対象エリアの弾力運用

平常時・非常時を通じて、安定して熱エネルギーを供給していくためには、近接する供給エリア間を結び、相互に融通する必要がある。しかしながら、熱供給事業法第 13 条第 2 項において「熱供給事業者は、その供給区域にかかる熱供給施設を使用してその供給区域以外の地域において、一般の需要に応じ熱供給を行ってはならない」とされていた。

このため、国との規制緩和協議を重ねた結果、供給能力確保を前提に隣接（道路を挟む場合も含む）する新しい地点へ供給する場合においては、熱供給事業法第 7 条第 1 項の規定を適用し変更許可が可能との結論を得、当該目的を達成することが可能となった。

以上のことから、供給エリア間における熱エネルギーのネットワーク化を図り、BCP を確保したビジネス環境整備事業を推進する。

②非常用発電機による住戸内電源供給

停電時に稼動する非常用発電機を活用し個別住戸に電源供給を行う場合、現行では、特定供給の許可を得なければならなかった。しかしながら、事業者が個別住戸毎に配線を行うこと、その際の電力は無償であること等を前提に国と規制緩和協議を行ったところ、電気事業法第 17 条第 1 項に規定する「電気事業を営む場合」に該当しないとの結論を得、当該目的を達成することが可能となった。

また、個別住戸に供給する場合に月 1 回行うこととされていた点検頻度についても、一般電気

工作物と同様に4年に1回の点検頻度で可能との回答を得た。

以上のことから、非常用発電機における住戸内電源供給を行い、BCPを確保したビジネス環境整備事業を推進する。

③熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和

非常時においては、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持するための施設など、一部の需要家に対して優先的な熱エネルギーの供給が求められる。しかしながら、非常時であっても現行では供給が必須である災害活動拠点等に対して優先的な供給はできないことから、国と規制緩和協議を行ったところ、事前に非常時における熱エネルギーの供給体制について需要者全員から同意を得るなどの措置や予め供給規定に非常時における供給体制を包括的に規定し認可を取得するなど、特定の需要者に不当な差別的取り扱いをするものでないことが認められれば、一部の需要者に対して熱エネルギーの供給停止を行わないことは可能との見解を得、当該目的を達成することが可能となった。

以上のことから、熱供給事業者が災害時において、災害活動・支援活動拠点等に対して優先的に熱エネルギー供給を行い、BCPを確保したビジネス環境整備事業を推進する。

- 提案していた規制緩和項目のうち、国との協議の結果、さらに建設的な協議を国と進めていくこととなった事項は下記のとおり。

①入国・再入国申請審査の緩和

都が認定した多国籍企業に就労を予定している外国人が、日本へ入国する場合における在留資格審査の迅速化及び都が設置するビジネスコンシェルジュによる在留資格審査申請手続の代行について、建設的な協議を行っていく。

②ビジネスジェットの使用手続簡略化

羽田空港におけるビジネスジェットの駐機制限の緩和については、国との協議の中で合意した連続駐機可能日数を10日に延長（現在7日）することについて、速やかな実施を要望する。また、ビジネスジェット利用者のC I Q手続きを含む専用動線の確保については、国において羽田空港の国際線ターミナル拡張工事に合わせ整備に向けた関係者との調整を進め、進捗に応じ都と国による協議も引き続き行っていく。

③熱供給事業における料金設定の弾力化

燃料費変動に伴う料金改定制度の導入について国は、全国的に同時期に一斉の料金改定を実施することが適当であり、現在、エネルギー政策の見直しの議論や熱の面的利用のあり方の議論を踏まえ具体的な検討を行っていくこととしていることから、検討の進捗にあわせ、引き続き協議を実施していく。

④船舶運航事業者に対する要件緩和

国との協議の中で合意した、羽田－M I C E会場間の航路における、旅客不定期航路事業による乗合旅客の運送に関わる緩和措置について、具体的な航路の確定等の必要な措置を行った上で、手続きの早期実施を求める。また、係留保管場所が適法な不定期航路事業者が飲食提供等を行う場合における不定期航路事業の乗合片道運行について、引き続き協議を行う。

別紙 1 - 2 < 国際戦略総合特区設備等投資促進税制 > 【 1 / 2 】

1 特定国際戦略事業の名称

< < 誘致・ビジネス交流事業 > > (国際戦略総合特区設備等投資促進税制)

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内に統括事業又は研究開発事業の拠点を形成し、東京の国際競争力強化に資する事業を実施する多国籍企業

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

【統括事業】

- 2 以上の法人 (これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域の数 が 2 以上であるものに限る。) のそれぞれの総株主等の議決権 (総株主又は総出資者の議決権をいう。) の過半数を取得し、又は保有することにより、当該 2 以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業務管理その他の当該 2 以上の法人が行う事業を統括する事業

【研究開発事業】

- 環境への負荷の低減に資する高度な技術に関する研究開発 (施行規則第 1 条 (以下同じ) 第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するものに限る)
- 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品の研究開発 (第 2 項第 1 号及び第 5 号に該当するものに限る)
- ナノテクノロジー、半導体等に係る高度な産業技術の研究開発 (第 3 項第 1 号及び第 3 号に該当するものに限る)

b) 施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

【統括事業】

第 5 項第 1 号 二以上の法人 (これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域 (以下「国等」という。) の数が二以上であるものに限る。) のそれぞれの総株主等の議決権 (総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。) の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業務管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業 (以下「統括事業」という。)

【研究開発事業】

第 1 項第 3 号 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス (動植物に由来する有機物である資源 (原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。) をいう。第 5 条第 4 項第 2 号において同じ。) その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することがで

きると認められるもの（第5条第1項第4号において「再生可能エネルギー」という。）の利用に係る研究開発又は供給に関する事業

第1項第4号 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業

第1項第5号 先進的な技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業

第2項第1号 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

第2項第5号 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

第3項第1号 微細な炭素繊維に係る技術の研究開発その他ナノテクノロジーの研究開発に関する事業

第3項第3号 半導体素子、半導体集積回路の改良に係る技術その他先進的な技術を用いた半導体の研究開発又は製造に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

グローバル化が進む現代の国際経済では、主要都市が世界からどれだけビジネスを誘引することができるかが、国の活力と成長力を決める時代となっている。東京がアジアの拠点として優位に立つためには、世界の企業が経済活動の場としてその都市を選び、投資家が投資先としてその都市を選択するような、都市としての総合的な魅力の高さが求められている。企業誘致のための大胆な支援措置を講ずるアジア新興国に多国籍企業の立地が進む一方、魅力的な支援措置を持たない日本からは多国籍企業の撤退が相次いでおり、日本は多国籍企業の事業活動拠点としての地位を喪失しつつある。そのため、特区内に多国籍企業の統括拠点及び研究開発拠点を東京へ誘致することを目標とする。中でも統括拠点は、一般の外国企業と比較して1社当たりの経常利益が高いなど、高付加価値を生む拠点である。そのため多国籍企業の統括拠点を誘致することにより、雇用を増加させるとともに、対内直接投資の増加が期待できる。特区内にヒト・モノ・カネが集積することにより、持続的な経済成長をもたらすことが見込まれる。

日本に拠点を置く外資系企業の4分の3は東京に集積しており、また平成19年以降は都市再生制度の活用により国際金融拠点機能の整備を図ってきたところである。こうした海外からの投資を呼び込む素地を備えている本特区内に、さらに総合特区制度を活用した規制緩和等により、多国籍企業の誘致を効果的に実施することで、特区内に誘致した企業等や特区内又は国内の既存企業等との相互の接

触・交流の機会が効果的に増加する。競争や協働など企業にとって魅力的なビジネス環境が整備されることで、企業の国際的な企業群による特区内でのビジネス展開が促進される。

さらに、統括拠点及び研究開発拠点に付随して、営業販売拠点や関連産業の特区内への立地も見込まれるところであり、特区内における高度かつ多様な企業集積が図られる。

なお、特区内に誘致した企業は、日本国内で特区外にも二次投資を行うことが想定され、日本経済の活性化を目的とする国際戦略総合特区本来の目的にも寄与すると考えられる。

都は、総合特区制度に基づく法人税の軽減措置と併せて、法人事業税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税の減免を行うことを予定している。これにより、法人実効税率をアジア諸国と競争可能なレベルにまで引き下げるとともに、税制以外のソフト・ハードの総合的な魅力によって、東京への多国籍企業の立地を促進していく。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

【統括事業】

統括事業を実施するための設備

【研究開発事業】

- 環境への負荷の低減に資する高度な技術に関する研究開発のための設備等
- 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品の研究開発のための設備等
- ナノテクノロジー、半導体等に係る高度な産業技術の研究開発のための設備等

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「２．当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

別紙「アジアヘッドクォーター特区の境界図 ～ 」のとおり

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

総合特区計画認定後から事業実施予定

別紙 1 - 2 < 国際戦略総合特区設備等投資促進税制 > 【 2 / 2 】

- 1 特定国際戦略事業の名称
＜＜生活環境整備事業＞＞（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）
- 2 当該特別の措置を受けようとする者
特区内において多国籍企業の従事者や家族等の生活環境整備を実施する者のうち下記の者
・新たにインターナショナルスクールを設置し運営する者
- 3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容
 - a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
誘致した多国籍企業の従事者とその家族の生活環境整備を目的として、外国人子女の教育環境の整備（第 5 項第 4 号）を行う。
 - b) 施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第 5 項第 4 号 外国会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号 に規定する外国会社をいう。）に勤務する者の子女又は海外から招へいした研究者の子女を対象とした外国語の教育に関する事業
 - c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
グローバル化が進む現代の国際経済では、主要都市が世界からどれだけビジネスを誘引することができるかが、国の活力と成長力を決める時代となっている。企業誘致のための大胆な支援措置を講ずるアジア新興国にグローバル企業の立地が進む一方、魅力的な支援措置を持たない日本からは多国籍企業の撤退が相次いでおり、日本は多国籍企業の事業活動拠点としての地位を喪失しつつあることから、当特区では、多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点を東京へ誘致することを目標とする。
多国籍企業が海外の拠点を選考するに当たり、従事者やその家族の生活環境が整備されているかどうかも重要な判断要素となっている。
東京へ誘致した多国籍企業従事者やその家族がストレスなく生活できるように、日常生活に係る様々な情報提供を多言語で行うことや、各種手続きの代行を行う「生活環境コンシェルジュ」を設置・運営するとともに、教育面をはじめとして外国人の生活環境整備を図ることで、本特区が目標とする多国籍企業誘致を強力に推進することが可能となる。
 - d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
インターナショナルスクールの運営に要する建物及びその附属設備並びに構築物

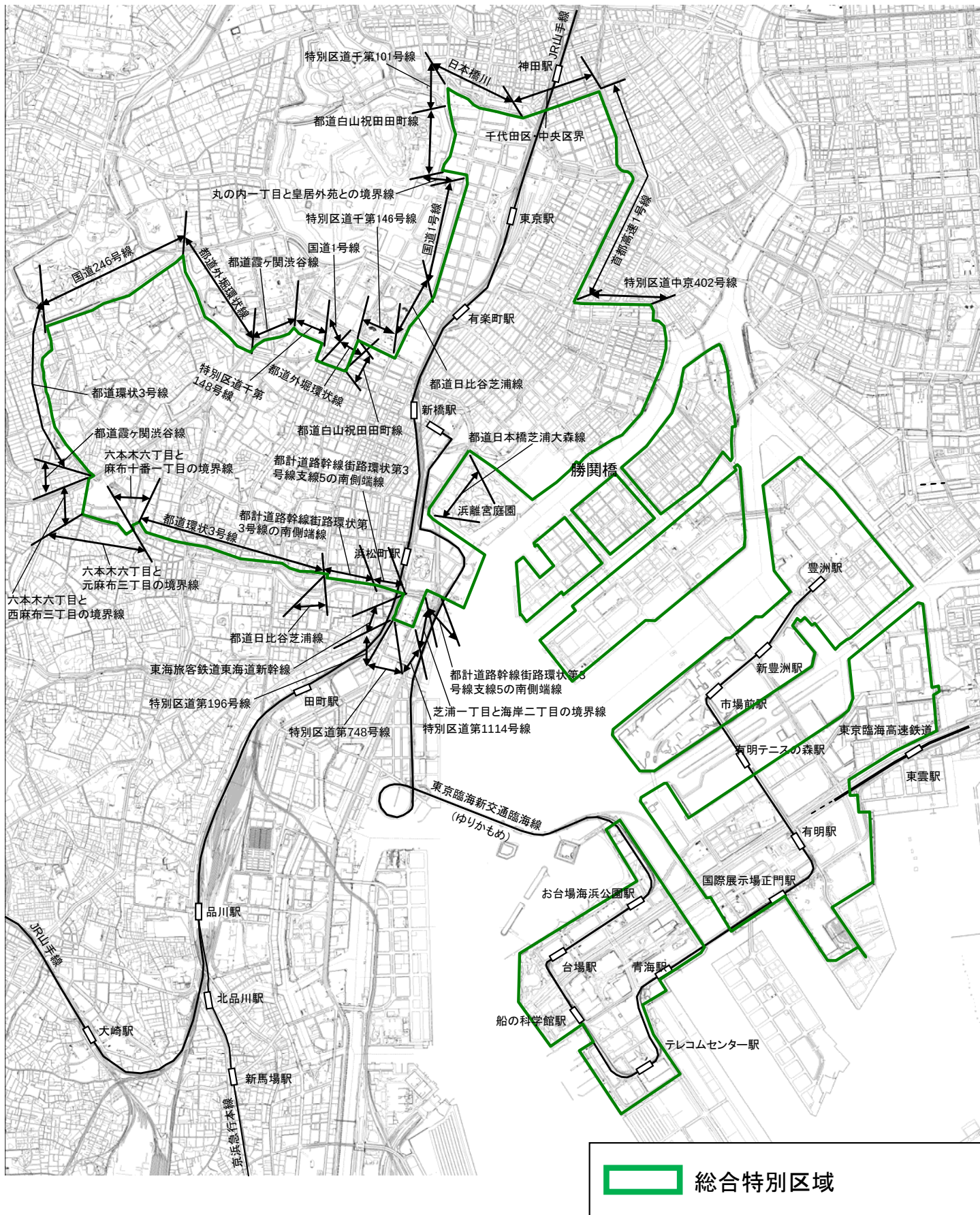
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「２ 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
別紙「アジアヘッドクォーター特区の境界図 ～ 」のとおり
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
総合特区計画認定後から事業実施予定

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

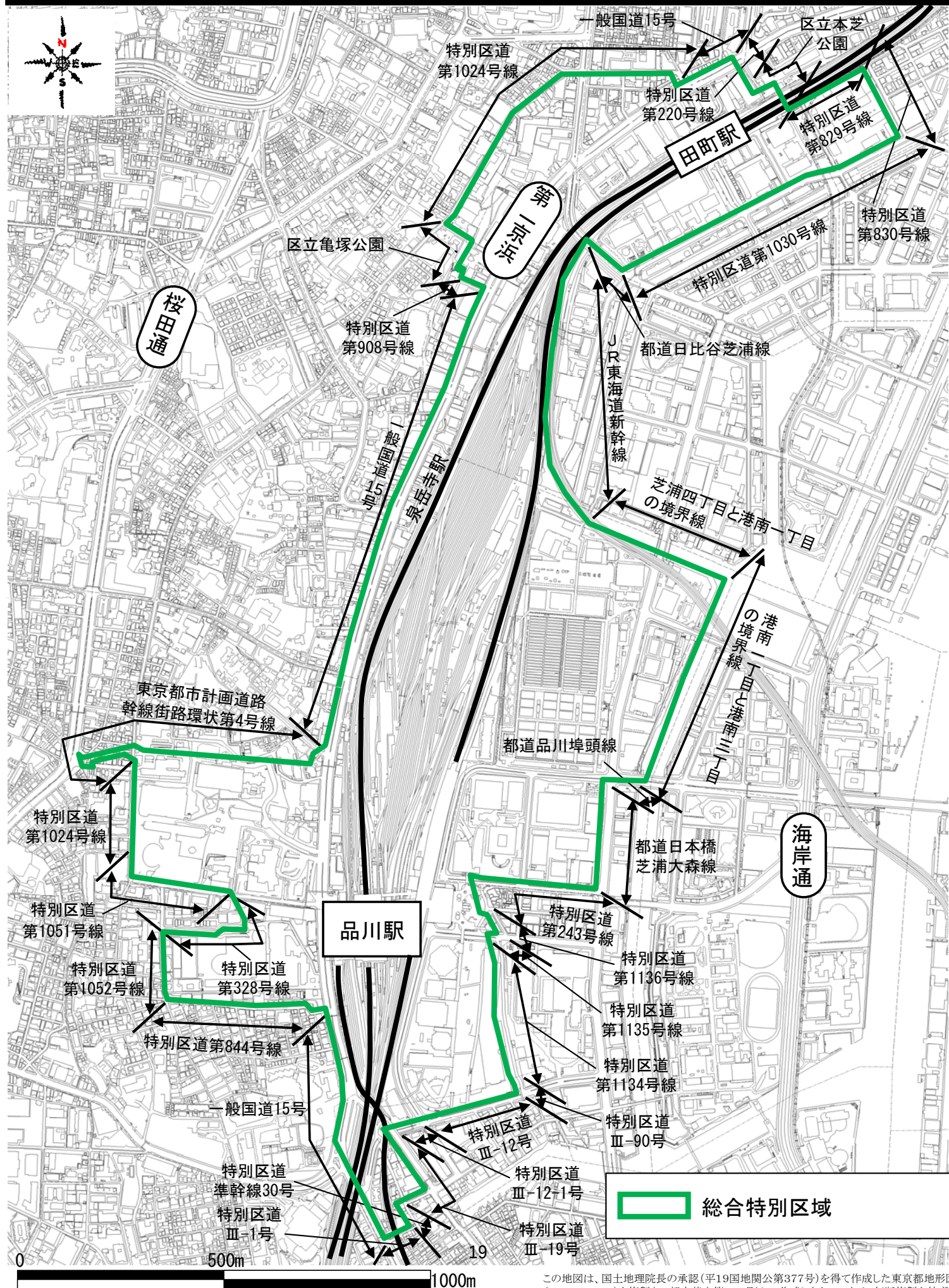
対象事業名	誘致・ビジネス交流事業 別紙 1—2 関係
これまでの調整状況	平成 24 年 3 月 国際不動産見本市で多国籍企業に対して P R を実施した。 その後、複数者より問い合わせあり。 平成 24 年 7 月 国際化学技術・環境保護・バイオテクノロジー見本市で多国籍企業に対して P R を実施した。その後、複数者より問い合わせあり。
特定する方法	特区内において統括事業又は研究開発事業を実施する者からの事業提案を受け、地域協議会の決定を経て認定する。
今後の予定	総合特区計画認定後～ 事業計画受付 都が事業実施主体を指定 事業実施主体が地域協議会に参画 事業開始

対象事業名	生活環境整備事業 別紙 1 — 2 関係
これまでの調整状況	平成 2 3 年 1 0 月 第 1 回地域協議会打合せ会開催 第 2 回地域協議会打合せ会開催
特定する方法	特区内において多国籍企業の従事者及び家族向けの生活環境整備等を実施する者からの事業提案を受け、地域協議会の決定を経て認定する。
今後の予定	総合特区計画認定後～ 事業計画受付 都が事業実施主体を指定 事業実施主体が地域協議会に参画 事業開始

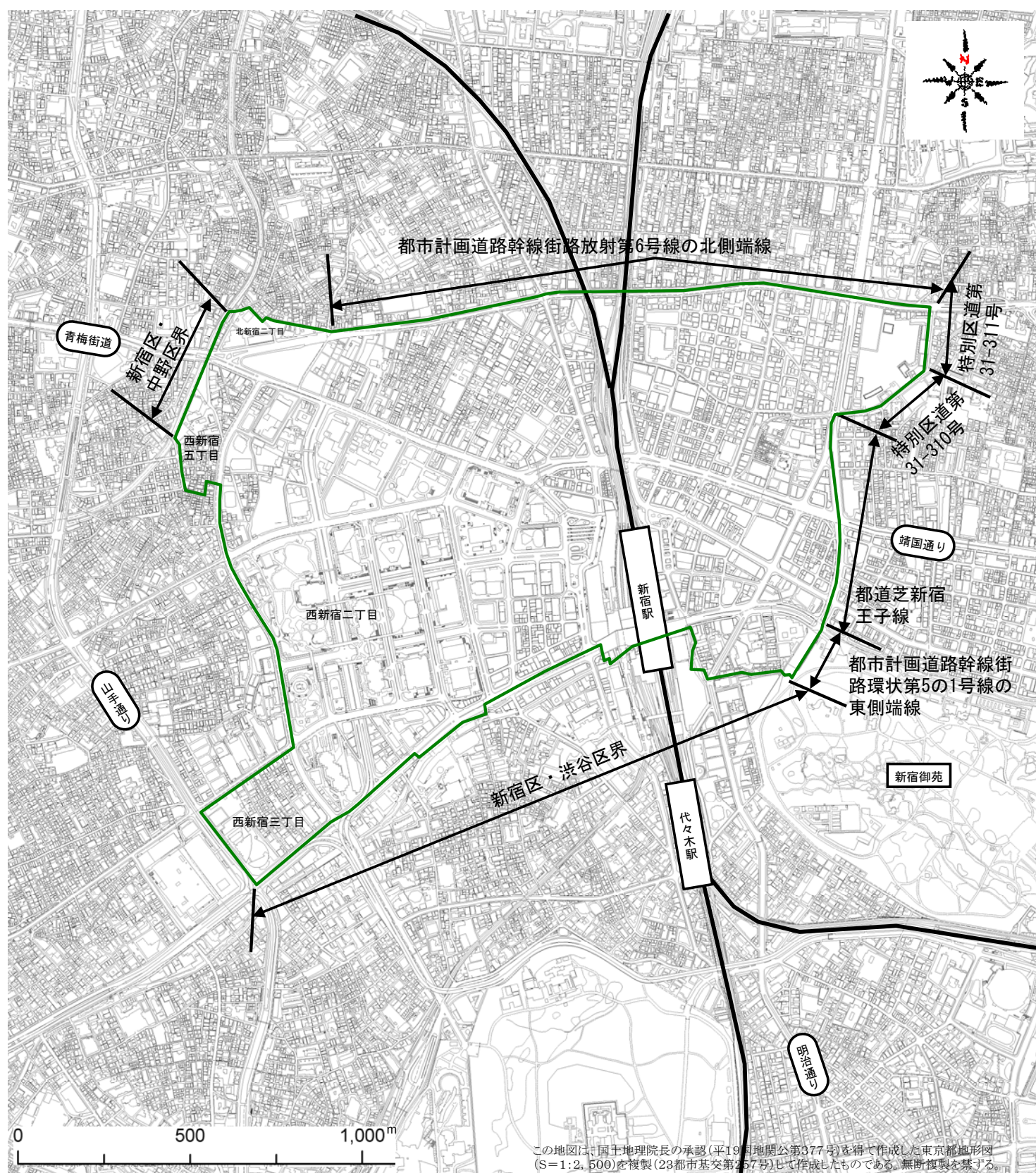
アジアヘッドクォーター特区の境界図①【東京都心・臨海地域】



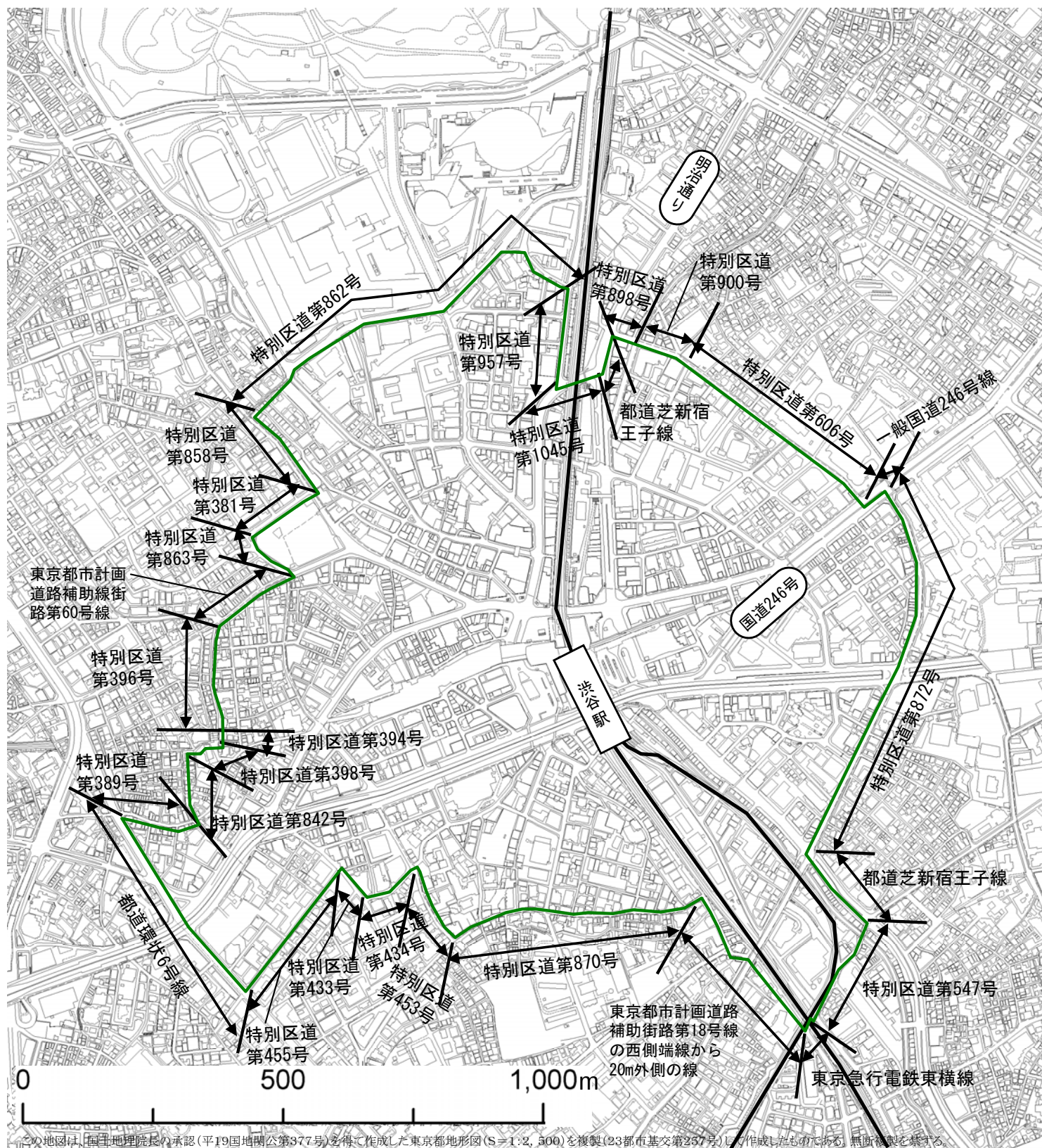
アジアヘッドクォーター特区の境界図②【品川駅・田町駅周辺地域】



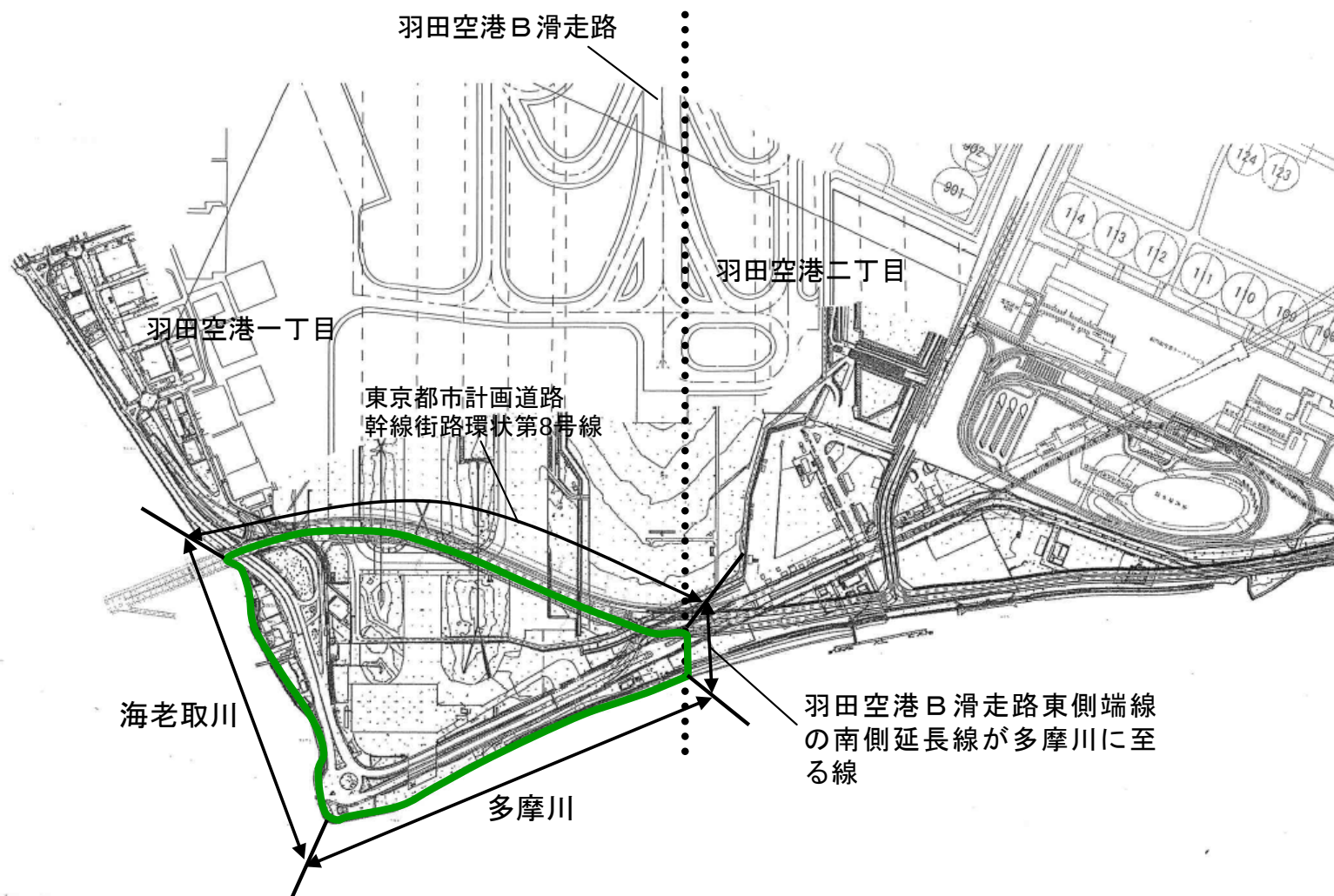
アジアヘッドクォーター特区の境界図③【新宿駅周辺地域】



アジアヘッドクォーター特区の境界図④【渋谷駅周辺地域】



アジアヘッドクォーター特区の境界図⑤【羽田空港跡地】



 総合特別区域

別紙 1 - 5 < 国際戦略総合特区支援利子補給金 > 【 1 / 4 】

1 特定国際戦略事業の名称

誘致・ビジネス交流事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において誘致・ビジネス交流事業（グローバル企業が実施するアジア地域の統括事業及び研究開発事業）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。誘致・ビジネス交流事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「誘致・ビジネス交流活動」及びその解決策である「外国企業の東京に対する認知度を高め、東京進出へとつなげていくとともに、海外への継続的なアプローチにより、海外進出の候補地の一つとして東京を検討対象としている外国企業の掘り起こしを行う。」とも整合している。

外国企業が実施する統括事業及び研究開発事業について必要な資金の貸付を行うことで、外国企業の東京進出へのインセンティブとするとともに、誘致した外国企業の日本への着実な定着を図る。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第1号 エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

第8号 高度な情報通信基盤の整備等に関する事業

別紙 1 - 5 < 国際戦略総合特区支援利子補給金 > 【 2 / 4 】

1 特定国際戦略事業の名称

ビジネス支援事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a）特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内においてビジネス支援事業（外国企業を対象とした、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供や相談の窓口となる事業等）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。ビジネス支援事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「ビジネス環境の整備」及びその解決策である「外国企業に就労する外国人の日本における円滑なビジネス実施を支える環境の整備」とも整合している。

b）施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業

別紙 1 - 5 < 国際戦略総合特区支援利子補給金 > 【 3 / 4 】

1 特定国際戦略事業の名称

生活環境整備事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a）特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において生活環境整備事業（外資系企業の従事者や家族等の医療・教育に関する事業の運営）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。生活環境整備事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「生活環境の整備」及びその解決策である「東京へ誘致した外国企業の従業員やその家族がストレスなく生活できるように、日常生活に係る様々な情報提供を多言語で行うとともに、各種相談対応や各種手続の代行、医療機関や行政機関に関する情報の提供などを行う機関を設置する。また、医療・教育面での外国人の生活環境整備を図る。」とも整合している。

b）施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第9号 その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業

別紙 1 - 5 < 国際戦略総合特区支援利子補給金 > 【 4 / 4 】

1 特定国際戦略事業の名称

B C P を確保したビジネス環境整備事業（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において B C P を確保したビジネス環境整備事業（先進的ビジネス支援機能、自立・分散型エネルギーシステム、高度な防災対応力等を有する建築物等の設置）を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。B C P を確保したビジネス環境整備事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「都市インフラの整備」及びその解決策である「大規模災害時にもその区域内で一定期間は避難でき、ビジネスを継続できるよう、長周期地震動対策や液状化対策等、高い防災対応能力を備えるとともに帰宅困難者ステーションの機能を有するスペース等を確保する。また、非常時においても安定した企業活動を保証できる環境を確保するため、平時から省エネ、省 CO2 を図るとともに、特区対象区域内の電力・熱自給率を高める自立・分散型エネルギーネットワークを構築する。」とも整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 1 に掲げる対象事業項目）

第 1 号 エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業

第 2 号 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業

第 6 号 観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国際会議等の誘致の促進に資する施設の整備又は役務の提供等、観光その他の交流の機会の増大に資する事業

別紙 1 - 9 <地域において講ずる措置>

1．地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

<税制上の支援措置>

○対象法人

アジア統括拠点または研究開発拠点として、国際戦略総合特区の指定後に当該特区地域に新たに設立された多国籍企業

○対象税目

法人事業税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税

○減免割合

全額（法人事業税は、全額減免により法人実効税率▲2.42%）

○減免期間

5年間（法人事業税、固定資産税・都市計画税）

2．地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

<都市再生の制度等を活用した都市機能の充実>

国際医療施設やサービスアパートメント等の先進的なビジネス支援機能や、防災備蓄倉庫、帰宅困難者受入施設等の高度な防災対応力を有する施設、コージェネレーション設備等の自立・分散型エネルギーシステムの導入を進める施設については、「特定都市再生緊急整備地域」の「地域整備方針」の都市再生の貢献項目として明確に位置づけ、容積率の緩和等の誘導策を実施し、災害時にも企業が事業を継続することのできるビジネス環境の整備を促進する。

3．地方公共団体等における体制の強化

総合特区を推進するため、知事本局に専任の部長級職をリーダーとした担当グループを設置するとともに、都庁内で総合特区を一体的に推進するため、知事本局長を本部長とし関係部局の部長クラスで構成する推進本部を設置した。

4．その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

（i）東京の2020年の姿とそれに向けた政策展開を描いた「2020年の東京」の策定

東京都は、平成23年12月22日に、新たな長期ビジョン「2020年の東京」を策定し、公表した。

「2020年の東京」は、東京都が目指す将来の東京の姿とそれに向けた政策展開を明らかにし、東京が大震災を乗り越え発展を続け、日本を牽引していく道筋を提示したものである。

平成18年に策定した「10年後の東京」計画に掲げた各施策を引き続き着実に推進するとともに、防災対策、エネルギー政策、国際競争力の向上策を特に強化することを掲げている。

また、2020年の東京の将来像の実現のため、「産業力と都市の魅力を高め、東京を新たな成長軌道に乗せる」をはじめとする8つの目標を掲げ、この8つの目標を戦略的に達成するための12のプロジェクトを提示している。

この12のプロジェクトの一つとして、「アジアのヘッドクォータープロジェクト」を位置づけ、総合特区制度と都市再生の制度等を一体的に活用し、アジア地域の拠点となる外国企業を誘致する方針を掲げ、税制、規制緩和、まちづくりを組み合わせた戦略的な企業誘致を行うことで、誘致外国企業と国内中小企業が刺激し合い、新規需要や高付加価値を創出することをそのコンセプトとしている。

(ii) 「アジアヘッドクォーター特区域内ビジョン」の策定（別紙）

外国企業誘致のための具体的な取組や、アジアヘッドクォーター特区の対象地域の将来像、特区実施により期待される経済効果等について、本特区の推進母体であるアジアヘッドクォーター特区地域協議会で「アジアヘッドクォーター特区域内ビジョン」として取りまとめる。

(iii) 個別の取組（事業）について

<誘致・ビジネス交流>

(1) 誘致事業

日本貿易振興機構（JETRO）と連携するなどして、海外進出の決定権を持つビジネスパーソンに対して積極的な誘致活動を実施する。誘致活動の実施に際しては、JETROのほか、民間のノウハウを活用する。また、海外で開催される国際見本市や海外企業誘致セミナーなどのほか、国内で開催されるMICEの機会を捉え、外国企業に対する誘致活動を実施する。

(2) 産業交流施設の整備

羽田空港跡地を活用し、大田区と連携して、国際会議や産業交流のための施設を整備する。海外を含む広域的な企業、研究機関、大学等との人材交流と技術連携ネットワークを構築し、誘致外国企業と国内中小企業とのビジネスマッチングの機会を提供するとともに、対日投資のワンストップサービス等を実施する。

(3) コンベンション人材育成

大学や企業との連携を進め、MICE誘致の専門スキルや観光全般に精通した人材を育成する。

(4) MICEを通じた日本復興・東京安全PR事業

MICE参加者に対して、都内の代表的観光スポット等を巡るツアーや、茶道など日本の文化を体験できるプログラムを提供し、東京の魅力を実感してもらう。

(5) イメージ回復メディア招聘事業

海外メディアを招聘し、東京の変わらない魅力を体感してもらうとともに、正確な情報提供等を行い、震災による負のイメージを払拭する。

(6) 臨海副都心のMICE拠点化

臨海副都心を対象にMICE機能の充実に資する事業、アフターコンベンション機能の形成に効果が高い事業、外国企業の進出促進に資する事業に対する補助制度を創設する。

<ビジネス支援>

(1) ビジネスコンシェルジュ事業

誘致・ビジネス交流事業を契機として東京への進出を検討している外国企業及び東京へ進出してきた外国企業を対象とし、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供や相談の窓口（ビジネスコンシェルジュ）を設置し、外国語が堪能で、外国企業との窓口となる高度人材（コンシェルジュ要員）の統括のもと、専門サービスを担う弁護士、会計士、東京都中小企業振興公社等が参画し、外国企業のビジネスに必要な多岐にわたるサービスを展開する。

ビジネスコンシェルジュの設置・運営に当たっては、外国企業のニーズに適ったきめ細やかなサービス提供が可能となるよう、民間事業者等が主体となってサービスを提供する仕組みを構築する。

(2) 行政情報等の多言語配信事業

円滑な事業活動やビジネス交流の促進を目的に、必要な法令、商取引、行政手続き情報等について、ウェブサイトを通じて多言語で配信する。

(3) 外国語対応事業所の認証事業

外国語が通じにくい不便さを解消するため、英語で対応できる法律・会計事務所等に対する認証制度を創設し、認証事業所等をウェブサイト等で発信することで、外国人の円滑なビジネス環境を構築する。

<生活環境整備>

(1) 東京の魅力のPR

東京は、ビジネスが集積する経済都市であるとともに、アジアで最も成熟した大都市である。高度な医療、治安の良さ、江戸から培った伝統的な文化、欧米と比べても遜色の無い文化・スポーツ環境など、その成熟度は、アジアの諸都市のなかでは、群を抜いている。これらの要素は、グローバル企業の経営者層をはじめとする外国人を魅了し、誘引する源である。

法人税の軽減等の経済的なメリットだけでなく、東京の都市としての成熟度、言い換えれば、高度で豊かな生活環境を外国企業にアピールし、都市としての総合力を示すことで外国企業誘致に取り組んでいく。

（２）生活環境コンシェルジュ事業

東京へ誘致した外国企業従事者やその家族がストレスなく生活できるように、外国人向けの生活相談や各種手続きの代行を行う「生活環境コンシェルジュ」を設置・運営する。生活コンシェルジュは、ビジネスコンシェルジュ以上にきめ細やかなサービスの提供が求められることから、ビジネスコンシェルジュとの併設や都心部の再開発によって新たに生み出されるレジデンス機能のサービスとして付加されるコンシェルジュ機能の活用等による運営を図る。医療や行政手続きなど、相談内容が専門的領域に対応できるよう、医療機関や行政機関等の専門家集団が連携したサービスを展開する。

（３）外国語で学べる教育環境の整備

外国人生徒の就学を支援するために、インターナショナルスクールが不足する高校課程において、都立高校で英語による授業を実施する。将来的には国際バカロレア資格の取得を可能とするカリキュラムを編成する。

（４）東京ユビキタス計画の推進（ＩＣＴを活用したユニバーサルデザインのまちづくり実証実験の運営）

ユビキタス技術を活用して、多言語による携帯情報端末等で誰もが不自由を感じることなくまち歩きができる環境整備を推進する。

（５）案内サインの充実

多くの人が集まる観光地等で、誰もがわかりやすい多言語表記の案内サインを設置する。また、都営地下鉄各駅において、東京メトロとデザインを共通化した案内サインを整備する。

（６）外国人児童・生徒対応事業

東京都教育相談センターでの外国語（中国語、英語、韓国・朝鮮語）による就学・進級等に関する情報提供及び教育相談の実施や学校における日本語指導の拡充等により、外国人児童・生徒に対する教育を充実する。

（７）居住環境における防災対応力の強化

外国人をはじめとする居住者が安心して生活できるよう、居住環境における防災対応力の強化を図る。民間の都市開発の取組の中で、住戸内においても非常用照明やコンセントを設置し、停電時にも最低限の部屋内の照明や電源を確保できる環境を整備する。

<BCPを確保したビジネス環境整備>

(1) 高度防災都市づくりのための自立・分散型電源導入支援補助制度

大規模開発等にあわせてコージェネレーションシステムなどの導入を誘導する。災害時に避難所機能等を担う開発事業者によるコージェネレーションシステム導入を補助する。中小企業に対しても、コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入を補助する。

(2) 都市づくりにおけるエネルギーマネジメント等の推進

大丸有地区において、大規模な再開発予定街区を対象に、エネルギー需給の最適化に向け、エネルギーマネジメント等に関する実証調査を実施する。また、調査結果に関する情報を発信し、開発事業者等に普及を図る。

(3) 自立・分散型発電導入ポテンシャル調査

非常時にも対応できる電力供給体制について検討する。臨海副都心において、地域の主要施設が自立的に事業継続できる電力・熱需要のネットワークを構築する。

<他の国際戦略特区との連携>

東京が外国企業、特にアジア業務統括拠点の誘致を進める中で、日本の企業の研究開発能力、新技術は、外国企業にとって魅力であり、東京が外国企業を誘致する重要なPR要素となる。

また、誘致した外国企業の業務統括拠点が日本各地に存在する高度な技術を有する企業との連携を進めるために二次投資を行えば、日本経済全体にとっても対日投資が波及することを意味する。

こうした観点から、東京が外国企業を誘致するに当たっては、国際戦略特区に指定された他の地域との連携が不可欠であり、他の国際戦略特区が国際競争力を高める取組に東京都として協力できることは協力することで、日本の国際競争力強化に繋げていく。

別添 6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	アジアヘッドクォーター特区協議会
地域協議会の設置日	平成 24 年 9 月 26 日
地域協議会の構成員	千葉商科大学学長 島田 晴雄 森ビル(株)、森トラスト(株)、三井不動産(株)、 三菱地所(株) (大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会、三 菱地所(株)、共同提案代表) 住友不動産(株) (新宿副都心エリア環境改善委員会 事務局企業) (株)フジテレビジョン (東京DAIBA・MICE/IR 国際観光戦略総合特別区域 共同提案グループ代表) 東京急行電鉄(株) (東京急行電鉄(株)・東急不動産(株)共同提案代表) (独)日本貿易振興機構、東京都、千代田区、中央区、港区、 新宿区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、(株)日本政策投資銀行
協議を行った日	(第 1 回) 平成 23 年 9 月 26 日 協議会を開催 (第 2 回) 平成 24 年 1 月 13 日 協議会を開催 (第 3 回) 平成 24 年 2 月 8 日～14 日 持ち回り(メール)協議完了 (第 4 回) 平成 24 年 5 月 29 日 協議会を開催 (第 5 回) 平成 24 年 8 月 2 日 協議会を開催 (第 6 回) 平成 24 年 8 月 16 日 持ち回り(メール)協議完了
協議会の意見の概要	(第 1 回) 1. それぞれの立場から活発な議論を行っていくことを確認。 2. 外資系企業を呼び込むに当たって重要なことは、広いオフィススペースの提供、職住近接といった生活空間の充実、容積率規制・形態規制の緩和が必要。 3. シンガポールや香港を追いかけるのではなく、世界に類を見ない、質の高いものを地域一体となって作っていくことが重要。 4. 総合特区の具体的な事業の実施に当たっては、地域への影響を考慮し、必要に応じて、新たな規制緩和策等を検討していくことも重要。

	5. 国への総合特区申請については了承。申請書の確認については会長一任。 (第2回) 1. 世界はシステム間競争。日本を浮揚させるには、東京が最大限勝つことが重要。 2. 特区によってどのように東京を変えていくのかを、明確に打ち出すことが必要。 3. オープンイノベーションで世界のベンチャーを東京に集めるようなイメージが必要。 4. 都として総力を挙げると共に、様々な業界から意見を吸い上げてプランを作っていくことが重要。 (第3回) 1. 総合特別区域計画について、持ち回り(メール)で協議し、内容について、合意(内閣官房地域活性化統合事務局の見解を踏まえ、この時点での認定申請は未実施。) (第4回) 1. (株)日本政策投資銀行の協議会への新規加入を承認。 2. アジアヘッドクォーター特区域内ビジョンには、海外企業と東京の持つ高い技術力との連携、地域住民と外国人とのコミュニティの形成、教育の国際化等の視点を反映させる必要。 3. アジアヘッドクォーター特区域内ビジョンを了承。修正意見等の反映については会長一任。 4. 総合特別区域計画認定申請書を了承。申請書の確認については会長一任。 (第5回) 1. 規制の特例措置に関する新規提案事項(秋協議分)について承認。 2. 外国企業誘致へ向けた民間事業者の取組について紹介 3. 各特別区による取組について紹介 4. 特区の取組について戦略的に情報発信していくことが必要。 (第6回) 1. 総合特別区域計画の変更について、持ち回り(メール)で協議し、合意
--	---

意見に対する対応	(第1回) 2. 今回の提案においても、地域の取組として自立・分散型エネルギーシステム等を導入した場合における容積率緩和を掲げているが、当該総合特区は、都市再生の制度と一体的に進めていくこととしており、引き続き必要な検討を行っていく。 4. 新たな規制緩和項目等についても、地域協議会で検討していく。 (第2回) 2. グローバルに展開される都市間競争を勝ち抜くための都市戦略として、アジアヘッドクォーター域内ビジョンを策定する。 4. 平成24年2月1日付で、東京都知事本局内に総合特区専管の組織を設置した。また、誘致対象分野の企業へヒアリングを行うなど、実態を踏まえた事業展開を行う。 (第4回) 2. 指摘事項を踏まえ、教育の国際化等の事項を反映。 3. 文言整理等の修正を行い、アジアヘッドクォーター特区域内ビジョンを策定。 4. 文言整理等の修正を行い、総合特別区域計画認定申請書を内閣官房地域活性化統合事務局へ提出。 (第5回) 1. 規制の特例措置に関する新規提案事項を内閣官房地域活性化統合事務局へ提出。 4. 効果的な広報について検討を開始する予定。
----------	---

【参考資料】

アジアヘッドクォーター特区 域内ビジョン

アジアヘッドクォーター特区地域協議会

アジアヘッドクォーター特区域内ビジョン（目次）

I	はじめに	1
II	都市間競争の時代	2
1.	世界は都市間競争の時代	2
2.	グローバル競争における日本そして東京の地位と役割の低下	3
3.	アジア諸都市の投資誘致政策と競争力	7
(1)	シンガポール	7
(2)	香港	9
(3)	上海	11
(4)	ソウル	12
III	東京への外国企業誘致の意義	14
1.	対日投資拡大による日本経済の活性化	14
(1)	人口減少社会・少子高齢化が我が国経済に及ぼす影響	14
(2)	対日直接投資促進の必要性	14
(3)	外国企業誘致の持つ意義	14
2.	東京の復権	16
(1)	東京の持つ豊かな潜在資源と優位性	16
(2)	東京復権の意義：日本活性化の牽引力	16
(3)	東京の復権に向けた基本戦略	17
①	民間の構想力と企画力の集結	17
②	大胆な規制緩和等の政策支援	18
3.	東京から日本全国への対日投資の波及	20
IV	外国企業誘致のための基本戦略	22
1.	東京の魅力のPR	22
2.	外国企業の掘り起こし	22
3.	国際規模のMICE、スポーツイベントの開催	22
4.	ビジネスマッチング	23
5.	対日投資促進の誘引力となる東京のポテンシャルの再認識	23
(1)	ソフトウェア	23
(2)	ハードウェア	27
(3)	総合効果	28

V	対日投資誘引のソフトウェア	28
1.	コスト低減	28
2.	投資、ビジネス、居住、生活に係る諸手続支援	29
(1)	諸手続きの外国語での対応等	29
(2)	ビジネスに対するサポート体制	29
3.	安全・安心	30
4.	多言語、異文化の混在と融合	30
5.	居住環境	31
6.	医療と生活	31
7.	教育	32
8.	楽しみと文化	33
9.	都市観光にも資するMICE・IRの拠点づくり	35
10.	良好なコミュニティの形成	35
VI	対日投資誘引のハードウェア	35
1.	空間デザイン	36
(1)	コンパクト・シティ	36
(2)	空間の効率的・効果的な活用	36
2.	職住一体、複合機能化	37
(1)	国際標準のオフィス	37
(2)	職住近接もしくは混合と豊かな生活・文化空間	37
3.	高度防災都市	38
4.	環境先進都市	39
5.	国際都市としてのインフラ整備	40
(1)	航空	40
(2)	広域幹線道路網	41
(3)	海運	41
(4)	通信	42
(5)	都市内交通網	42
VII	アジアヘッドクォーター特区計画	43
1.	目指すべき姿	43
2.	目標	43
3.	対象エリア、対象業種	43
(1)	対象エリア	43
(2)	対象業種	44
4.	外国企業誘致のために必要となる4つの機能	45

(1) 誘致・ビジネス交流	45
(2) ビジネス支援	45
(3) 生活環境整備	46
(4) B C Pを確保したビジネス環境整備	46
5. 他の国際戦略特区との連携	46
 VIII アジアヘッドクォーター特区の実行プラン、ロードマップ、役割分担	48
1. 実行プラン	48
(1) 誘致・ビジネス交流	48
(2) ビジネス支援	49
(3) 生活環境の整備	50
(4) B C Pを確保したビジネス環境整備	51
2. ロードマップ	54
(1) 平成24年度	54
(2) 平成25年度	55
(3) 平成26年度から平成28年度	55
3. 役割分担	56
(1) 都の役割	56
(2) 区の役割	56
(3) 日本貿易振興機構（JETRO）の役割	57
(4) 民間事業者の役割	57
(5) 行政書士、医療・教育関係者など外国人の生活を支える専門家の役割	57
 IX 東京各地域の構想	57
1. 東京都心・臨海地域	57
(1) 大手町、丸の内、有楽町地区	57
(2) 日本橋、八重洲、銀座地区	60
(3) 六本木、赤坂、虎ノ門地区	62
(4) 臨海副都心地区	64
2. 新宿駅周辺地域	67
3. 渋谷駅周辺地域	69
4. 品川駅・田町駅周辺地域	71
5. 羽田空港跡地	74
 X 将来の東京の姿を見据えて	75

X I	アジアヘッドクォーター特区から期待される成果と効果	77
1.	経済波及効果	77
2.	東京進出後の二次投資等について	77

I はじめに

今、日本は大きな歴史の転換点に立っている。

20世紀末に世界第2位であった国内総生産額は、2010（平成22）年には中国に抜かれ、世界第3位に後退した。その他の経済指標を見ても、約1,000兆円を上回る累積財政赤字、一人当たり国民所得の低落、失業率の上昇など、もはや日本経済は一流と言えるような状況ではなくなっている。円高やデフレーションの進行は、企業の海外移転など産業の空洞化を加速させている。

加えて、人口は2010（平成22）年をピークに減少することが見込まれ、総人口に占める65歳以上人口の割合については、2010（平成22）年には既に23%に達するなど、諸外国に例を見ないスピードで超高齢社会へ向かっている。こうした人口減少と少子高齢化の同時進行は、経済成長の源泉である生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少を伴い、このままでは将来に亘り日本の活力が著しく低下してくることは避けられない状況まで来ている。

一方、国境を越えた資本や労働力の移動が活発化し、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資が増大する「経済のグローバル化」がますます伸長している。こうした中で、活力の低下を克服する術を見出し得ていない日本は取り残され、「日本パッシング」さらには「日本ナッシング」といった言葉までささやかれるようになっていく。

しかしながら、日本にはまだ多くの可能性が残されている。

世界的に高く評価されている高度な技術力やそれを支える人材は未だ健在である。少子高齢社会の最先端に行く日本が、対日投資を拡大させ、世界中のヒト・モノ・カネを活用することによって、その高度な技術力や人材を経済のグローバル化の波に乗せ、医療、環境、農業といった分野を新たな成長産業とすることができれば、少子高齢社会における新たなビジネスモデルとして世界をリードできる。また、未曾有の原子力発電所事故を経験した日本が、エネルギー戦略で世界をリードできれば、新たな可能性も開けてくるはずである。

これからの世界経済は、急成長してきた中国・インドを筆頭にアジア地域が大きな影響を持つ時代になることは間違いない。こうした時代の中で日本の活力を取り戻し、日本がアジアそして世界の中で確たる地位を保持するためには、新しい社会や秩序にあわせた創造的な改革が不可欠である。

その改革の先頭に立って、日本再生を強力に牽引していくことは、首都東京が担うべき役割であり、その実現のために進めていく戦略が「アジアヘッドクォーター特区構想」である。当該構想を実現するためには、国、東京都、各区、民間事業者が共通認識の下で持てる力を結集するとともに、取り組むべき施策に対し、都民・国民の皆様の理解と協力も頂かなければならない。

このため、ここに「アジアヘッドクォーター特区域内ビジョン」として東

京から日本を変えるシナリオを発信し、日本経済の復権への道筋を示す。

Ⅱ 都市間競争の時代

1. 世界は都市間競争の時代

インターネットを始めとする情報技術の急速な発展と普及により、世界中どこにいても情報の入手が容易になった。今や、資本や人材の移動によって国境の意味は薄れ、ビジネスの場、生活の場としての都市を選択することに対するハードルは低くなっている。その結果、世界中の企業や投資家は、自身にとって最も有利な条件を比較検討し、よりよい条件を有する投資先を選択できるようになっている。まさに、個人や企業が国を超えて自由に経済取引を行うことができる「世界経済のグローバル化」により、世界が一つの競争市場となった。

グローバリゼーションの進展により、より魅力的な国に、「ヒト、モノ、カネ、情報」が集まり、優れた企業が参入して生産活動や販売活動を行い、投資家が投資し、人々が訪れ、定住するようになる。その結果、選ばれた国は栄え、持続的な成長が期待できる。消費者の立場に立てば、より安く、質の高いサービスを選択することが可能となり生活水準が向上する。グローバル化は、世界から選ばれる国の経済発展と生活水準の向上をもたらす動きにほかならない。

このように、一国の競争力は、どれだけ世界の企業、投資家から選ばれるかによって決まることとなってきているが、更に国家という枠組みを超えて、その国を支える大都市の存在と役割の重要性が飛躍的に高まっている。国際間競争の具体的な展開の中心は、数々の資源が集積した大都市であり、大都市の優劣がそのまま国家の盛衰に結びつく。一国の競争力は、国際的な都市間競争に打ち勝てる大都市を持ち、その大都市の成長を揺るぎないものにできるかどうかにかかっている。

都市の活力の源泉は、ヒトの集積である。人を惹きつけてやまない魅力ある都市にモノ・カネ・情報が集まり、都市に集積した人材、生産力、創造的スキル、知恵、才能などによる「多様性」は、新たな創造（イノベーション）を生み、大都市の発展とそれによる国の経済成長の原動力に繋がっていく。一方、人を惹きつける魅力を持たない都市においては、投資の停滞、失業の増加など、魅力ある都市との格差がますます広がっていく。

こうした国境を越えた都市間競争に打ち勝つためには、世界の企業がその都市で経済活動をしたいと思うかどうか、投資家がその都市に投資をしたいと思うかどうか、あるいは世界の人々がその都市を訪れたい、その都市で生活したいと思うかどうかという視点が何よりも重要で、まさに、都

市としての総合力が問われることとなる。

2. グローバル競争における日本そして東京の地位と役割の低下

近年、アジア諸国が急速な経済成長を遂げている一方で、日本のプレゼンス、国際競争力は相対的に低下している。

IMD（International Institute for Management Development：国際経営開発研究所¹）が、2011（平成23）年5月に発表した「IMD世界競争力年鑑（2011年）」を見ると、1993（平成5）年まで5年連続で1位であった日本の総合順位はその後急低下し、現在は59か国中、26位で、アジア諸国に大きく水をあけられている（図1参照）。

IMD世界競争力年鑑にいう「競争力」とは、企業が、どの国で活動すれば競争力を発揮できるかという視点に基づく順位とされている。したがって、低い順位が意味するところは、中長期的に見て、有力・有望企業が逃避、退出する可能性が大きいということである。

【図1】日本の競争力

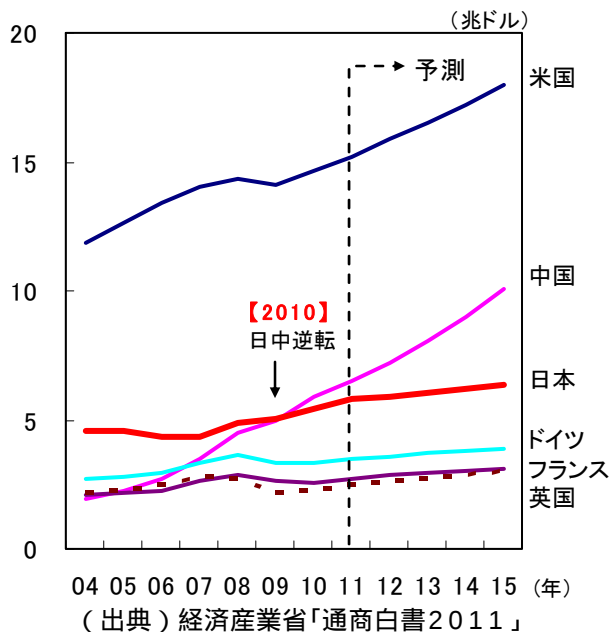
1位	香港	19位	中国
1位	アメリカ	22位	韓国
3位	シンガポール	26位	日本
4位	スウェーデン		
5位	スイス		
6位	台湾		

（出典）IMD「世界競争力年鑑（2011年）」

また、日本の名目国内総生産（GDP）は、1960年代後半、当時の西ドイツを抜き世界第2位となって以来、その地位を維持し続けてきていたが、2010（平成22）年名目GDPは、米ドル換算で5兆4,589億ドルとなり、中国（同5兆8,783億ドル）を初めて下回って第3位に転落した。今後、その格差はますます広がっていくと予測されている（図2参照）。

¹ スイスのジュネーブに本部を置く調査研究機関

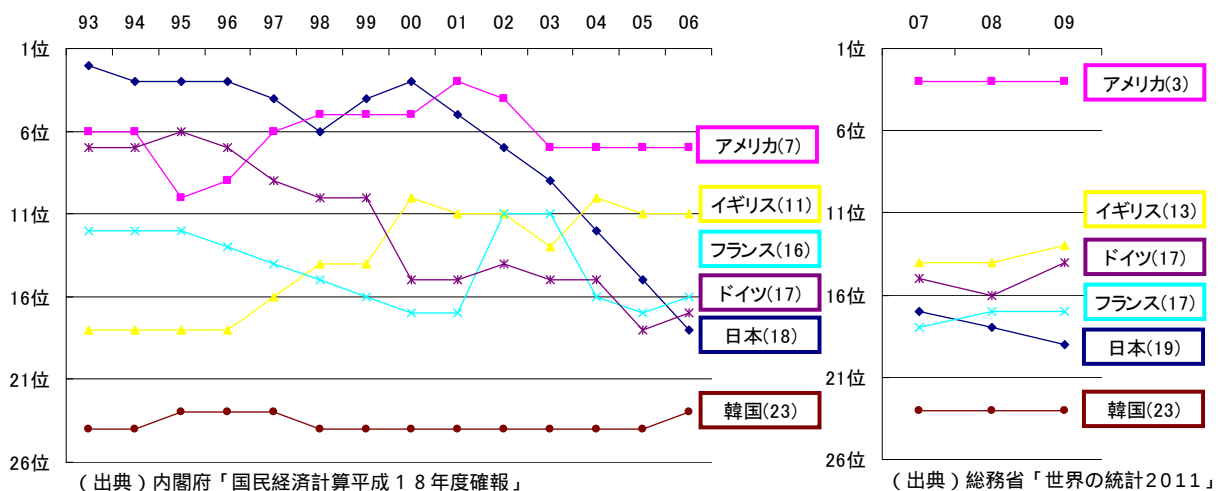
【図2】主要国の名目GDPの推移



さらに、一人当たりの国内総生産の推移を見ると、1993（平成5）年にOECD（経済協力開発機構）主要国の中で2位であった日本は、2009（平成21）年には19位に低迷（図3参照）している。日本の一人当たりGDPは、1990年代まで常に世界のトップ水準であり、少なくとも経済的に見れば世界で最も豊かな国の一つであった。しかしながら、いわゆる「失われた20年」の間に毎年度順位を落とし、現在では、OECD主要国の中でも中位に甘んじている。

かつて日本は、GDPのような数値で表される経済的豊かさは一流であるものの、住環境や通勤時間などの数値に表れない生活の豊かさは、諸外国と比べ劣ると言われてきたが、今やGDPの面でも凋落してしまった。

【図3】OECD主要国の一人当たりGDPの推移



一方で、東京の状況を見てみると、財団法人森記念財団が2011（平成23）年10月に発表した「世界の都市総合力ランキング2011年版」では、東京の都市総合力ランキングは、ニューヨーク、ロンドン、パリに次ぐ4位の地位を維持しているものの、シンガポール、ソウル、香港、北京の躍進が著しく、これらアジアの諸都市に追い上げられている状況である（図4参照）。

【図4】東京の都市総合力ランキング

区分	2008	2009	2010	2011
1位	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク
2位	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン
3位	パリ	パリ	パリ	パリ
4位	東京	東京	東京	東京
5位	ウィーン	シンガポール	シンガポール	シンガポール
6位	ベルリン	ベルリン	ベルリン	ベルリン
7位	アムステルダム	ウィーン	アムステルダム	ソウル
8位	ボストン	アムステルダム	ソウル	香港
9位	ロサンゼルス	チューリッヒ	香港	アムステルダム
10位	トロント	香港	シドニー	フランクフルト

（出典）財団法人森記念財団「世界の都市総合力ランキング2011年版」

特に、経営者による評価では、8位に転落し、もともと上位にあった香港に加え、北京、上海に逆転を許している（図5参照）。当該指標は、企業経営者の視点から、ビジネスの成長性やビジネス環境、家族及び従業員にとっての良好な環境などを評価している指標であり、ビジネス面から見た国際競争力に陰りがあることを示している。

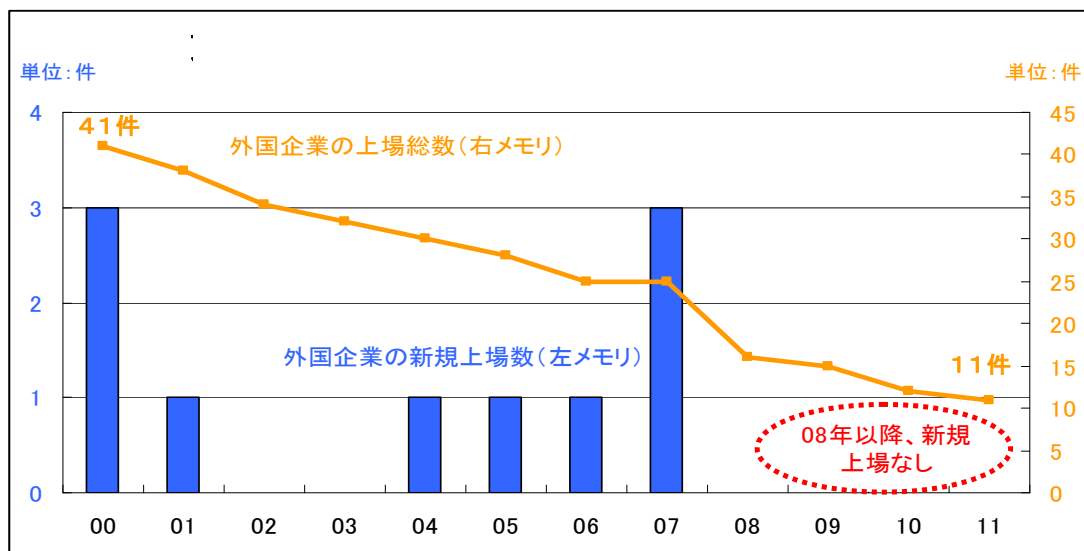
【図5】経営者による評価

1位	ロンドン
2位	シンガポール
3位	香港
4位	ニューヨーク
5位	北京
6位	パリ
7位	上海
8位	東京

（出典）財団法人森記念財団「世界の都市総合力ランキング2011年版」

事実、東京証券取引所における上場外国企業数は、ピーク時の127社（1991年）から、2011（平成23）年には11社に激減している。特に、2008（平成20）年以降、新規上場がない状況が続いており、外国企業にとって、東京という市場は、証券市場に上場するだけの魅力を失っている（図6参照）。

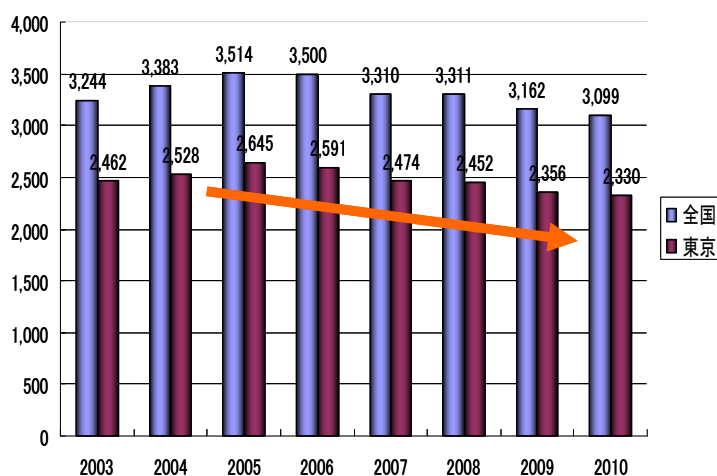
【図6】東京証券取引所における外国企業の上場推移



（出典）東京証券取引所ホームページより作成

日本、あるいは東京の国際競争力の低下は、外国企業数の推移を見ても明らかな状況である。日本に進出している外国企業数は、2005（平成17）年の3,514社をピークに、2010（平成22）年現在で3,099社にまで減少している。それらの4分の3は東京に集積しているが、東京にある外国企業も2005（平成17）年の2,645社をピークに、2010（平成22）年現在で2,330社にまで減少している（図7参照）。

【図7】日本進出の外国企業数推移



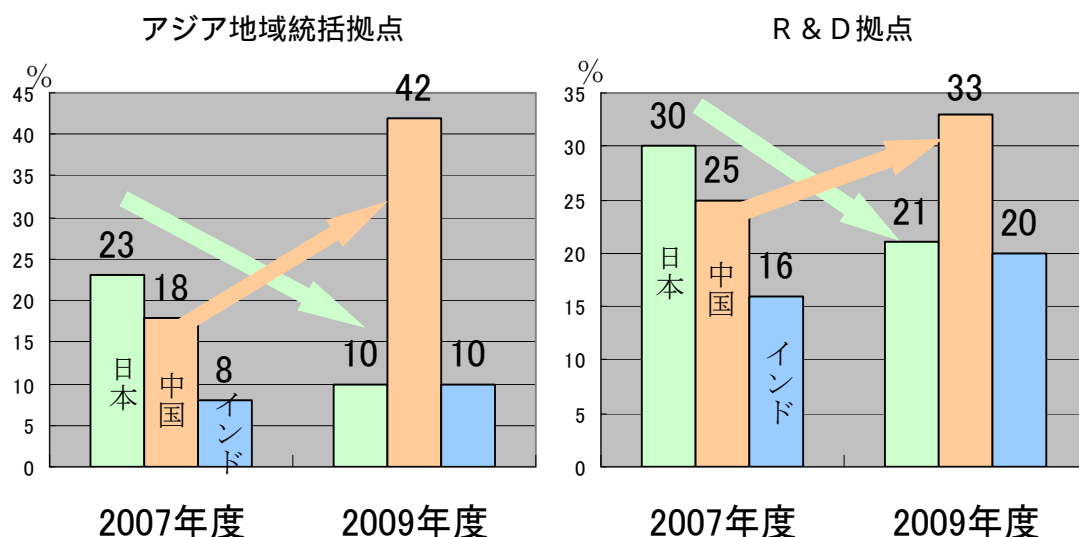
（出典）東洋経済新報社『外資系企業総覧』

特に、サブプライムローン問題を契機とした世界的な経済危機で、多くの地域や国・都市で経済の成長が低迷したが、アジアの多くの国と都市は2年程度でいち早く回復を始めた一方で、回復基調のなにより我が国の国際的な地位の低下が指摘されている。

例えば、香港証券取引所では、2011（平成23）年の新規上場が101社で、調達額は約5兆円に達したのに対し、東京証券取引所では、2011年の新規上場企業はわずか10社であり、調達額が360億円に留まっている。

この結果、経済産業省が発表した「欧米・アジアの企業の対日投資関心調査」を見ると、2007（平成19）年度調査では首位であった、アジア地域統括拠点、R & D拠点の投資対象としての地位も、2年後の2009（平成21）年度調査においては、首位から転落した（図8参照）。

【図8】外国企業の対日投資関心度



（出典）経済産業省「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」

3. アジア諸都市の投資誘致政策と競争力

東京の地位の低下とは対照的にアジアの諸都市は急速に成長している。各都市の域内総生産が現在のトレンドで今後も推移すると仮定すると、このまま東京が手を拱いていれば、約10年で東京は上海に抜かれ、20年以内にはシンガポールにも抜かれることになる。

(1) シンガポール

シンガポールの購買力平価ベースの個人所得は世界で3位に位置しており、日本（18位）の1.6倍となっている。また、シンガポールは、英語・

中国語を話す者が多いことから、欧米諸国の多国籍企業のアジア太平洋地域における拠点が置かれることが多い。

これらの地域資源に加え、シンガポールでは、経済開発庁：Economic Development Board（E D B）や観光庁Singapore Tourism Board（S T B）等が強力なリーダーシップをとって、大規模な開発による投資誘致や、外資獲得のための観光業発展に向けた取組を実施している。「Future Ready」というスローガンを掲げ、国の政策として「都市のブランディング化」に取り組んでいる。

1）税制

法人税は17%で、技術革新企業は最長15年間免除される。シンガポールにアジア地域統括拠点を置く企業は、15%の軽減税率が3年間から5年間適用される。シンガポールに国際統括本部を置く企業は、E D Bとの個別協議により、0～10%の軽減税率が適用される。

所得税については、特別居住者は、国内滞在中の給与所得部分のみ課税される。

2）助成金

イノベーションや研究開発を行う企業等に対しては、エンジニアの雇用が増加することなどを条件に補助金が支給される。

3）入国管理

雇用者が保証金及び雇用税を支払うという条件のもと、主に途上国労働者を対象に外国人乳母の受け入れを行っている。また、経営者等一定の収入を超える外国人については、配偶者・子だけでなく両親の帯同が可能である。

ビザの取得は、入国後、現地で可能である外、オンラインでのビザ申請が可能である。

4）都市インフラ

チャンギ国際空港は、東南アジア各地を結ぶハブ空港で、世界210都市に就航（2010年11月時点）し、旅客数は4,654万人（2011年）に上る。空港内には100以上のショップやアミューズメント施設が充実しており、イギリスの航空サービス調査会社スカイトラックス社による空港の顧客満足度調査では世界第1位（2010年他）、A C I 国際空港協議会（Airports Council International）による世界空港サービス評価では世界第2位（2011年）に選ばれるなど国際的な評価が高い。

シンガポール港のコンテナ貨物取扱量は2,843万TEU（2010年）で、上海に次ぐ世界第2位である。

市内の交通渋滞は深刻な社会問題であり、自家用車の保有、利用には厳しい制限がある。購入に際しては車両価格の4～5倍程度の税金

が課せられ、特定地域への流入車両に対してはロードプライシングが適用される。

1960年代以降、行政が緑化政策を推進し、植樹や公園施設等の拡大に努め、現在では緑豊かな「ガーデンシティ」と称されている。

5) 楽しみと文化

ラッフルズ・ホテルなど世界的に有名なホテルが集積しており、ジュロン・バードパークやナイトサファリ（世界初の夜間動物園）等、政府主導で作られた大型テーマパークがある。2008（平成20）年には、マリーナ地区に世界最大の観覧車が完成したほか、同年9月には世界初の公道での夜間レースとなるF1グランプリが開催された。2010（平成22）年には、セントーサ島にカジノや世界最大の水族館を含む総合リゾート「リゾート・ワールド・セントーサ」がオープンした他、マリーナ地区にアメリカ企業「ラスベガス・サンズ」による巨大カジノリゾート施設「マリーナ・ベイ・サンズ」がオープンした。2011（平成23）年にはマリーナ地区に大規模な植物園ガーデンズ・バイ・ザ・ベイが開園している。2012（平成24）年には動植物をボートに乗って観察する動物園リバー・サファリが開園予定である。

6) 国際人材育成

欧米のトップ教育機関の分校誘致を行い、世界水準の高い教育を受けたビジネス人材を育成している。

7) 観光業

M I C E（Meeting, Incentive Travel, Convention, Event/Exhibition）産業の振興を図るため、2006（平成18）年、国内外のイベント主催者を誘致する際の優遇制度を導入。イベント開催費用に対する財政的支援や、外国からの招待客や講演者に対する出入国手続の簡易化等を行っている。制度導入後、「シンガポール航空ショー（Singapore Airshow）」、「バイオメディカルアジア（Biomedical Asia）」、「シンガポール国際水週間（International Water Week）」等、当制度を利用して数多くのイベントが開催されている。

医療観光（メディカルツーリズム）を振興するため、2003（平成15）年以降、EDB、STB、シンガポール国際企業庁（IE Singapore）が連携してシンガポールを「アジアの医療ハブ」とすべく各種政策を実施している。

(2) 香港

香港は自由貿易港として内外無差別原則に基づき外国企業を遇している。1997（平成9）年10月のアジア通貨経済危機に伴う景

気低迷を受け、観光誘致、IT振興、中小企業・ベンチャー企業支援など競争力強化のための政策が実施されている。

2011（平成23）年9月、英国のシンクタンクZ/Yenグループが発表した「世界金融センター指数」によると、香港は、ロンドン、ニューヨークに次ぐ世界第3位の金融センターという評価がされている。特に、保険部門ではロンドン、ニューヨークを抑え、世界第1位の評価を獲得している。

1）税制

法人税は16.5%、所得税の最高税率は15%である。

CEPA（中国本土と香港間の自由貿易協定）に基づき、中国本土への輸出貨物はゼロ関税が適用される。

2）対内直接投資積極策

出資比率、株式の現地化、現地調達率、技術移転、雇用等について外資規制はない。

3）都市インフラ

香港国際空港（チェクラップコク国際空港）は、世界約160都市に就航し、旅客数は5,331万人（2011年）に上る。2011（平成23）年のスカイトラックス社による空港の顧客満足度調査では、ショッピング施設等空港内施設の充実、市街地へのアクセス利便性等から、世界第1位に選ばれている。

港湾のコンテナ貨物取扱量は2,353万TEU（2010年）で、上海、シンガポールに次ぎ世界第3位である。

香港島北部においては、超高層建築物が林立している。香港における超高層建築の集積率はニューヨークを抜き世界第1位と言われている。

コンデナスト・トラベラー誌などでのホテルランキングで高い評価を受ける超高級ホテルから長期滞在者向けの低価格宿泊施設までさまざまなホテルが揃っている。

市内のいたるところに無料で使用できる無線LANやホットスポットが設置されている。

4）楽しみと文化

「100万ドルの夜景」の異名を持つほど夜景が美しいことは、世界的に有名である。イギリス植民地時代から映画産業が盛んで、世界的に高名な映画スターや監督を輩出している。広東語圏のポピュラー音楽の流行発信地の一つでもある。また、東京と並ぶアジアにおけるファッションの発信地であり、ファッション関連のフェアやトレードショーなどが定期的開催されている。

(3) 上海

1990年代より中国政府が国際金融貿易センターを目指し、浦東新区を「経済特別区（開発区）」として開発を推進し、外国企業に対して様々な優遇政策を実施している。

上海証券取引所は、2009（平成21）年通年の売買代金で、東京証券取引所やロンドン証券取引所を上回った（2011年には、東証が再び上海を抜き、アジア 1 位に復活している。）。2011（平成23）年には、シンガポールの国内総生産を抜き、世界有数の経済都市へと成長している。

1) 税制及び助成金

法人税は25%である。

浦東新区においては、以下の税制優遇措置及び助成金制度がある。

多国籍企業の地域本部を設置する場合、増値税、営業税、法人税（法人所得税）、個人所得税について、それぞれ3年間免除、その後の3年間半減（3免3半減）される。

近代サービス業（金融業、物流業、情報サービス業、商業サービス業、コンベンション・観光業、仲介サービス業、文化メディア業など）について、業種別に各税の優遇措置及び助成金制度が設けられている。

ハイテク産業において、産業レベルアップ、自主革新、関連産業の完備化等に該当する場合は、各税の優遇措置及び助成金制度が設けられている。

2) 受入人材のサポート

浦東新区において、金融人材蓄積、革新人材助成、博士取得後の就業サポート、高級人材及び高級専門家本人及び家族に対する戸籍取得や就学の便宜などを図っている。

3) 都市インフラ

浦東国際空港の他、一部の国際線が就航する上海虹橋国際空港があり、ハブ空港の役目を果たしている。浦東国際空港と上海郊外の地下鉄2号線竜陽路駅間には、リニアモーターカー（上海トランスピッド）による超高速運転を導入しており、約30kmの当区間を7分20秒で結んでいる。

港湾の2010（平成22）年のコンテナ貨物取扱量は2,907万TEUで、シンガポールを抜き世界第1位となった。

地下鉄網は、1995（平成7）年に地下鉄1号線開通以来拡張を続け、2010（平成22）年7月現在、総延長は424.7kmに及ぶ。

1988年、中国で初めて高速道路を開通し、2008（平成20）年からはETCが全面導入されている。

2008（平成20）年に、上海ワールドフィナンシャルセンター（地上492

m、階数101階）が完成。2014（平成26）年には、高さ632mの上海タワー（オフィス、ホテル、文化・商業施設等による複合施設）が完成予定。

4）楽しみと文化

中国の伝統文化と西洋から移入された流行文化が混じり合い、中国で最も洗練された都市のひとつである。

1990年代以降、上海大劇院、上海博物館、上海図書館、上海影城など、中国最大規模の文化施設が数多く建設されてきた。国際芸術祭、国際映画祭が毎年開催されているほか、2004（平成16）年からはF1グランプリも開催されている。2010（平成22）年には、上海国際博覧会（上海万博）が開催された。

(4) ソウル

外国企業や外国人に対して様々なインセンティブを設け、行政が積極的に誘致を行っている。韓国はDRAM生産や造船では世界の中で高い市場占有率を誇っており、今後は、ソウル特別市がアジアでトップの金融ビジネス都市となることを目指している。

1）税制

法人税は22%である。

韓国では、高度な技術を伴う事業や、高付加価値で他産業の発展を支援する効果が高い事業等を対象に税制優遇を行っている。

仁川等の経済自由区域では、製造業、観光業、物流業、R&D、開発事業にかかる外国企業に対し、法人税及び所得税を3年間から5年間全額減免、その後2年間50%減免するほか、取得・登録税については15年間全額免除、財産税については7年間全額免除、その後3年間50%減免する。

ソウル特別市では、ITやコンテンツ産業に対し、法人税、所得税、取得・登録税、財産税等につき、7年間全額免除、その後3年間50%減免する。

2）助成金

韓国政府は、外国人投資比率が30%以上の外国人投資であって、一定要件を満たした場合、当該外国人との交渉及び外国人投資委員会の審議を経て、投資資金のうち一定額を現金で支援している。

3）立地支援

韓国政府は、外国人投資誘致を促進するため、外国人投資地域、自由貿易地域、経済自由区域を指定しており、指定地域に入居し一定の

要件を満たす外国人投資企業に対して、賃貸料の減免等により支援している。

4) 誘致体制

1962（昭和37）年、貿易振興のための韓国政府機関としてKOTRA（大韓貿易投資振興公社）を設立した。1995（平成7）年から外資誘致業務、2009（平成21）年から外国人高度人材誘致業務を行っている。現在、海外76か国・111か所に海外拠点を設置している。

5) 都市インフラ

ソウル市外にある仁川国際空港が中心国際空港であり、市内には国内線中心で一部の国際線が就航する金浦国際空港がある。仁川国際空港は、サービスや施設の充実さから、ACIによる世界空港サービス評価では世界第1位に選ばれている。

地下鉄は9路線、5～10分間隔で運行している。

旧市街地である市役所付近とヨイド付近、カンナム地区に高層建築物が集積している。

ソウル国際金融センターを建設中である（2012年末完成予定）。当センターには、グローバル企業の地域本社、金融機関やコンサルティング会社、法律・会計事務所等を誘致見込みである。

都市全体を光ファイバーネットワークでつなぎ、市内至るところで無線LANを利用できる。

6) 楽しみと文化

明洞（ミョンドン）エリアには東大門市場、南大門市場があり、買い物客や観光客で賑わう。

中心部からおおよそ10km圏内にワールドカップ競技場をはじめとしたスタジアムが分布している。

【図9】＜各都市の概況＞

都市名	シンガポール	香港	上海	ソウル
面積	710km ²	1,103km ²	6,341km ²	605km ²
人口 注：（ ）は年	約508万人 (2010)	約700万人 (2009)	約2,303万人※ (2010)	約1,058万人 (2011)
法人税率	17%	16.5%	25%	22% (2011年度までは24%)

※ 戸籍人口（約1,412万人）に加え、上海以外の戸籍のまま上海で生活する流動人口を含む常住人口

（出典）各種ホームページより作成

Ⅲ 東京への外国企業誘致の意義

1. 対日投資拡大による日本経済の活性化

(1) 人口減少社会・少子高齢化が我が国経済に及ぼす影響

我が国が直面する構造変化として人口減少・少子高齢化がある。人口減少・少子高齢化は、次のような理由から我が国の経済成長を抑制する可能性がある。まず、供給面からは、少子高齢化と生産年齢人口の減少による実質的な労働投入量の減少とそれに伴う資本投入の減少によって経済成長が低下する可能性がある。一方、需要面からは、総人口の減少による需要の減少によって経済成長を抑制する可能性がある。高齢者の増加によって貯蓄が減少し、貯蓄と投資の差である経常収支の黒字縮小、さらには赤字化の可能性がある。

(2) 対日直接投資促進の必要性

GDPを生産面でとらえれば、 $GDP = \text{労働人口} \times \text{一人当たり生産性}$ という公式が成り立つ。したがって、人口減少社会においても経済成長を持続させるためには、一人当たり生産性を高めることが必要である。経済のグローバル化が進展し、世界的にモノの供給能力が増大する中で、コスト競争と品質だけではアジア諸国等の新興国に対応することはできない。他と差別化が可能な新しいモノやサービス、ビジネスモデルを創造し、付加価値を生み出し一人当たりの生産性を高めていくことがこれからの国際競争力の源泉となる。

資源小国であり、今後人口減少・少子高齢化を迎える我が国が持続的な成長を実現するためには、連続的なイノベーションを実現し、新しい商品・サービス、新しいビジネスモデルを世界に提示し、世界市場でビジネスを展開していくことが必要である。そのためには、対日直接投資を促進することにより、海外からの資金だけでなく、優れた人材や技術、経営手法を受け入れていくことが必要となる。

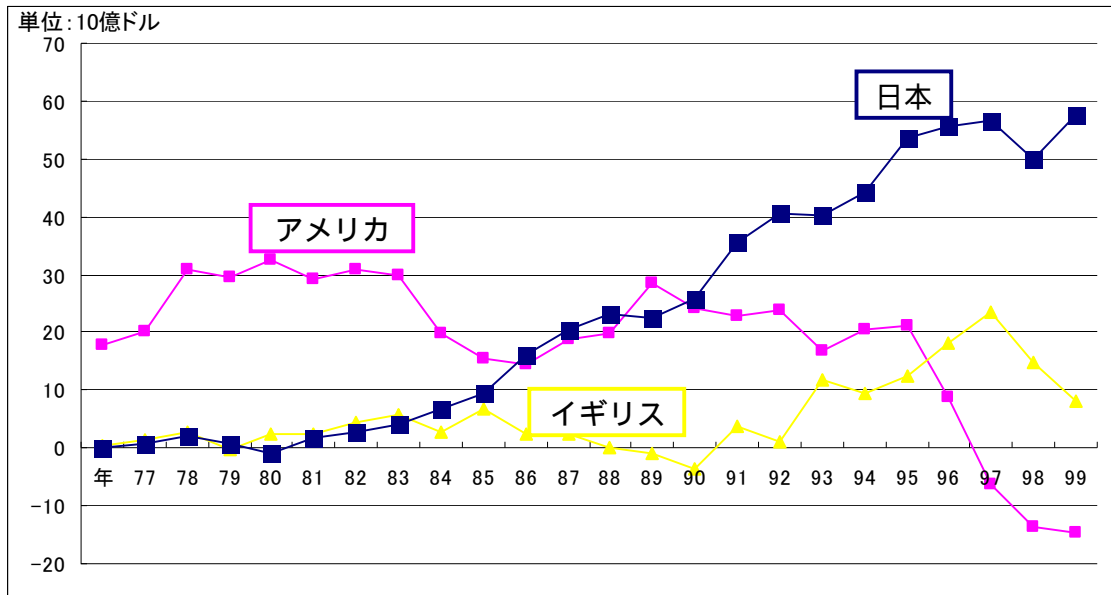
(3) 外国企業誘致の持つ意義

アメリカやイギリスの所得収支は、近年、収支ほぼ均衡したレベルで推移しているのに対し、日本の所得収支は、過去20年に亘り増加している（図10参照）。

世界から優れた資源が流入し発展していく国においては、一方的に所得収支が拡大することはない。所得収支が黒字ということは、対外負債の規模が小さく、海外への資金の支払いが少ないということであるが、これは、必ずしもプラスには評価できない。なぜならば、対外負債が少ないということは、海外から日本への投資が少ないという証左であり、

外資を活用しての日本国内での需要拡大や雇用拡大が期待できない状況にあるといえるからである。

【図 10】所得収支の各国比較



(出典) 経済産業省「通商白書2002」

情報通信技術の発達により、世界の中の企業や投資家のみならず消費者すらも、自分たちにとって最も有利な条件が何処にあるかが瞬時にわかるようになった。このため、各国は、優れた企業や投資家、あるいは人々を惹きつけるために、彼らにとって魅力的な条件を整え、選んでもらうための戦略を立案し実行している。

世界の企業を東京に誘致することができれば、対日投資はまず東京に集積することになる。対日投資活動によって、資金だけでなく、人材、情報、技術、経営ノウハウなど、金銭的な価値では測れない無形の優れた経営資源が日本に参入してくることが期待できる。

例えば、世界の金融センターとしての確固たる地位を維持しつづけるロンドンは、サッチャー首相時代に、規制改革の戦略の一環として、海外に対する門戸開放を積極的に推進した結果、多くの優れた外国企業が参入し、これらの企業が持ち込んだ人材、情報、技術、経営ノウハウによってイギリスの経済活動が活発化した。

中国も、対内投資を積極的に進める改革開放路線によって、アメリカ企業の参入機会が増大し、中国に進出したアメリカ企業を通じて優れた人材・経営ノウハウ等が導入され、中国の人材がその刺激を受けたことで、近年の経済発展に繋がった。マイクロソフト社が14年前の1998(平成

10)年に北京郊外に作った研究所は、世界に数十箇所あるマイクロソフト社の研究所の中で最も開発と営業の成績が良いとされているが、その背景には、膨大な数にのぼる優秀な中国の人材がマイクロソフト社の持つ技術と経営ノウハウを享受しているためであるともいえる。

このように、グローバル化時代においては、外国企業を誘致することによって、無形の経営資源の集積を図ることが、絶え間ない経済成長・発展の原動力であり、世界に先駆け少子高齢社会を迎える日本経済を再び成長軌道に乗せるための基本戦略である。

2. 東京の復権

(1) 東京の持つ豊かな潜在資源と優位性

フローとしての相対的な競争力は低下してきているものの、東京都の2009（平成21）年の名目都内総生産は、9,109億ドルであり、韓国（8,341億ドル）、オランダ（7,934億ドル）、オーストラリア（1兆19億ドル）等の一国とほぼ同等の規模を有している²。また、企業集積や世界的大企業の本社数、首都圏全体でみれば約3,500万人を有する巨大マーケット、研究者数など、圧倒的なストックとしての強みを有しており、ビジネス環境として東京は豊かな潜在資源と優位性を未だに保持している。

一方、暮らしという面で見ても、東京の犯罪件数は少なく、夜でも女性の一人歩きが可能であるなど世界有数の安全・安心な水準を誇っている。生活環境や衛生面でも優れた安全性を保持しており、大気汚染のレベルは低く、高度な医療が集積し、清潔でスラム街がない都市は、世界の大都市の中でも東京をおいて他にはない。加えて、文化面でも、例えば、食文化という点では、和食はもちろん、フレンチ、イタリアン、中華など、各国の一流料理が堪能できる東京の食のレベルは、ミシュランガイドで掲載された星つきレストラン数が200を超えるなど、世界から高い評価を受けている。

このように、東京は、ビジネス、生活、文化いずれの分野においてもアジア諸都市の中では抜きん出た、世界有数の豊かな潜在資源を有しており、都市間競争の時代にあっては、そうした利点を積極的にPRするとともに伸ばしていく必要がある。

(2) 東京復権の意義：日本活性化の牽引力

イギリスの「ロンドンプラン2009」や中国の「揚子江デルタ地区エリア計画2010」など、成長を遂げている諸外国では、国の国際競争力強化

² 名目総生産の出典：内閣府「平成21年度 県民経済計算」（平成24年2月）

のため、国家的な観点から大都市圏の成長戦略を策定し推進している。

日本が国境を越えた世界競争に勝ち残るためには、国を牽引する大都市をイノベーションセンターとしていく都市戦略が必要である。我が国においてその役割を担いうる大都市は、東京において外にない。

東京は、先述のとおり諸機能の集積と分厚い社会ストックという、アジア諸都市の中では抜きん出た、ニューヨーク、ロンドン、パリなど欧米の主要都市に匹敵する大きなポテンシャルを持っている。こうした東京が持つ強みに磨きをかけ、さらに強くすることで日本の国際競争力を強化することが可能となる。

全国一律の均衡的な発展では、残念ながらグローバル化の速度には対応できず、負のスパイラルから抜け出すことはできない。世界に伍して競争できるポテンシャルを有する東京に集中投資する「選択と集中」こそが、日本再生の鍵といっても過言ではない。

世界に先駆け少子高齢社会を迎える日本で、経済成長の拠点として東京が復権し、東京をゲートウェイとする対日直接投資を増加させるとともに、東京がグローバルな経済活動を行う多国籍企業のアジアにおける活動拠点となり、日本経済全体のパイを増大させ、欧米市場と拡大するアジア市場との接点となることが、日本経済全体を活性化させる牽引力となり、ひいては、震災で甚大な被害を受けた東日本の復興にも繋がっていくのである。

(3) 東京の復権に向けた基本戦略

①民間の構想力と企画力の集結

東京に本社を有する企業数は約28万企業で全国の15.5%を占め、特に資本金10億円以上の大企業は、全国の48.2%を占めている。事業所数で言えば約68万箇所、就業者数は約820万人で、それぞれ全国の11.6%、13.3%を占めている。また、活発な経済活動を支える資金の需要も大きく、銀行貸出残高の約4割を占めている。

加えて、東京の名目都内総生産は、全国の17.8%を占めている。特に、東京は流通の拠点として商品販売額が全国の33.2%を占め、サービス業では全国の22.3%の生産額を占めている。

大学設置数や自然科学研究所数も多く、それぞれ全国の17.7%、15.5%を占め、研究・開発活動が活発に行われている。さらに、首都機能や情報の集積を背景に、情報関連産業が集積しており、情報通信業の事業所数は全国の約40%を占めている。

このように、東京には、多種多様な企業が集積している（図11参照）。

【図 11】

主な産業別企業数及び全国比（2009年）			主な東京の経済基盤及び全国比		
業種	都内企業数（社）	全国比	区分	数値	全国比
製造	39,900	14.4%	都内総生産（名目） （2009年度）	85兆2,016億円	17.6%
情報通信	19,093	39.7%	会社企業数（2009年）	28万603社	15.5%
卸売・小売	71,249	15.1%	資本金10億円以上の企業数 （2009年）	2,799社	48.2%
金融・保険	4,594	17.7%	銀行（国内銀行）貸付残高 （2010年12月末）	166兆2,758億円	40.6%
教育・学習	3,013	18.9%	自然科学研究所数（2009年）	944所	15.5%
生活関連	11,614	18.1%	ただし、都内総生産（名目/2009年度）は、内閣府「県民経済計算」による		

（出典）東京都「東京の産業と雇用就業2011」

また、電子顕微鏡の心臓部の微細加工やロケットの先端を造るへら絞り等、最先端の技術を有する中小企業が数多く存在するなど集積した民間の活力は日本のみならずアジアの他都市の追随を許さない状況にある。

対日直接投資が促進されれば、単に日本へカネが流入するだけでなく、絶え間なくヒト・情報・技術・資本が行き交い、急速な技術革新が生まれるようになる。こうしたヒト、情報、技術の受け手、送り手となるのは、民間事業者である。東京には、プレーヤーとしての民間事業者が多数集積し、民間事業者が戦略的に事業展開できるフィールドがある。

東京の復権のためには、民にある人材、資金、構想力等を結集し、それを公が全面的にバックアップすることが求められている。

②大胆な規制緩和等の政策支援

これまで東京都は、東京の国際競争力強化のため、グローバル企業の国際ビジネス環境の整備としても意義の大きい羽田空港の国際化や三環状道路をはじめとする道路網の整備など、ハード面のインフラ整備を推進してきた。

また、2007（平成19）年には、都市再生の取組の中で、東京駅周辺地区や赤坂・六本木地区について、国際金融拠点機能を強化する方針を打ち出し、グローバル企業が活動するに相応しいオフィス環境の提供等を支援してきた。併せて、日本でビジネスを開始した外国企業のための相談・情報提供窓口の開設や外国語が対応できる医療機関の紹介などを行ってきた。

しかしながら、こと外国企業の誘致に関しては、法人実効税率の高さがネックとなっていたことに加え、英語が通じにくい環境の中で、外国企業の創業支援、日本でのビジネスパートナー探し等のビジネス活動支援や外国企業に従事する従業員・家族が安心して快適に暮らせるための

生活支援、行政手続などのサポートといったソフト面での対応が必ずしも十分ではなかった。

こうしたことから、東京都としては、大胆な規制緩和や税制・財政支援等により、外国企業及び外国企業従事者・家族に対するビジネス環境の整備、生活環境の整備を行い、外国企業、特に欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門（将来的に統括機能を有することが見込まれる外国企業を含む）及び研究開発部門を東京に誘致する必要があるという認識に至った。

一方、国においても、新成長戦略の中で外国企業の立地促進のため、法人実効税率の引下げとアジア拠点化を推進し、雇用倍増と対内直接投資を倍増させることを目標として掲げている。また、規制緩和、税制・財政・金融支援をパッケージにし、地域の主体的な取組を支援する総合特区制度を創設した。

国のこうした動きも踏まえ、2011（平成23）年12月、東京都として目指す将来の姿とそれに向けた政策展開を明らかにした「2020年の東京」計画を策定したが、その中で、国が進める総合特区制度と都市再生制度を一体的に活用し、アジア地域の拠点となる外国企業を誘致する「アジアのヘッドクォータープロジェクト」を「2020年の東京」実現に向けた12のプロジェクトの一つとして位置づけて、外国企業誘致を具体的に推進していくこととした。

日本はこれまで、「日本人の日本人による日本人のための政策」という観点から政策の舵取りを行ってきた。しかしながら、世界に目を向けると、企業は既に国境を越えグローバルに活動している。世界の国々もグローバル化の力を最大限に活用するため、企業や人材、資本等の移動に対する障害を政策的に取り除いている。

今、少子高齢社会を迎え、国内の資源だけでは成長の源泉の先細りが明らかな我が国が成すべきことは、真の意味で国を開き、世界の力を最大限に活用することである。地方を含め日本全体の変革がなければ日本の地位はますます低下し、日本は生き残れないが、大きな変化を好まない国民性の中で、外国企業を受け入れ、国外の経営資源も活用しながら、この国を新たな成長軌道に乗せていくには、まず東京が変革に率先して取り組むことが求められる。

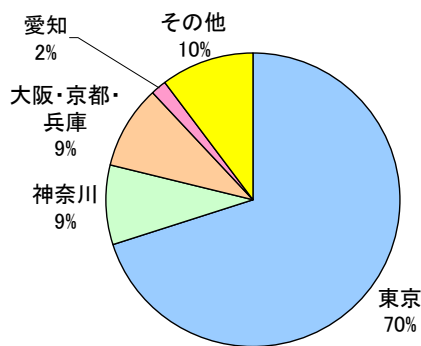
東京が外国企業誘致のためのビジネス環境、生活環境整備、誘致といった対日投資促進のための様々な取組や誘致した外国企業と国内企業とのコラボレーション促進のための取組をまずは実践し、その成果を他の国際戦略特区における事業展開と連携させて、地方の発展のために活用してもらう。そのために、東京都と国が連携し戦略的に外国企業を誘致

するための取組を進める。それが、アジアヘッドクォーター特区構想である。

3. 東京から日本全国への対日投資の波及

これまで日本に進出した外資系企業の85%が、日本法人の本社を東京、神奈川、大阪の3都県に立地させており、特に7割の外資系企業が東京に第一次投資を行っている（図12参照）ことから見ても、我が国において、世界の企業や投資家から選ばれるポテンシャルを有し、国際的な都市間競争の中でアジア諸都市と伍していける都市は、大都市、特に東京において他にないことは明らかである。

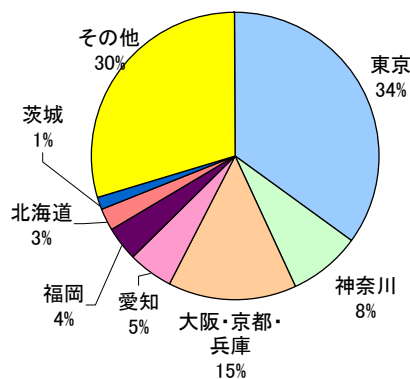
【図 12】日本に進出した外資系企業の日本法人本社分布



（出典）経済産業省「外資系企業動向調査（平成21年）」

一方、外資系企業の事務所レベルでの所在地の分布で見ると、東京、神奈川、大阪以外に立地している企業も多く（図13参照）、大都市圏への外国企業の誘致は、中長期的に見れば、東京を始めとする大都市圏だけでなく、地方における販売、製造のための拠点づくりという二次投資に繋がり、地域経済の活性化や雇用拡大を生み出し、地方も潤していることがわかる。

【図 13】日本に進出した外資系企業の事務所レベルの分布



（出典）経済産業省「外資系企業動向調査（平成21年）」

このため、東京が国際的な都市間競争を制し、外国企業誘致の取組が実を結べば、東京へ進出した外国企業が、販売、製造、研究開発等のための拠点を東京以外の地域に設置するなどの二次投資が期待できる。

特に、全世界で経済活動を行っている多国籍企業のアジア統括拠点を誘致できれば、この拠点が、アジア地域において研究開発、製造、流通、販売等の様々な拠点をどこにおくか、グローバル戦略製品の製造に当たりどの企業と提携するかを判断する機能を有することから、これらの企業と、日本国内の各地に存在する高い技術力を有する企業との接触の機会が増え、国内企業の国際ビジネス展開の可能性も高まる。

外国企業の誘致が進み、特にそのアジア統括拠点が東京に集積すれば、東京の国際競争力が高まり、日本成長のエンジンとして、日本全体の富を生み出すことに繋がり、東京以外の国内他都市を含めた日本全体への波及効果を生む結果となる。

【図 14】 国内における二次投資の成功事例

区分	グリーン、ツィールド アンド カンパニー ジャパン(株)	AMBプロパティジャパンインク	ターボシステムユニテッド(株)
業務内容	流体用シール及びプラスチックの輸入販売	物流施設を中心とした不動産ファンド事業、日本における物流施設の用地取得・開発・建設・賃貸及び運営管理	ABBターボシステム社（スイス）とIHI過給機の販売、過給機のアプリケーションにおける技術コンサルティング
住所	港区芝	千代田区永田町	墨田区錦糸町
国籍	アメリカ	アメリカ	スイス
従業員	24名	53名	89名
業績	年商約25億円（06年JETRO調査）	年商約798億円（06年JETRO調査）	年商78億円（06JETRO調査）
設立	1986年9月	1983年	1998年10月
二次投資の状況	1996年大阪営業所開設 2005年アジアエンジニアリングセンター開設（熊本県）	千葉県成田市、埼玉県所沢市、東京都大田区、兵庫県尼崎市、千葉県船橋市、神奈川県川崎市に物流施設を所有	1998年東日本サービスステーション（墨田区） 1998年高松営業所 2004年関西支社（神戸） 2005年九州サービスステーション（福岡県）
今後の展開	・事業が拡大しニーズが拡大すれば全国に販売拠点を作る可能性あり	・物流施設拡大を目的としたファンドを組成（05年）したことから、京浜地域や大阪港、神戸港等に投資を予定 ・今後、名古屋、北九州、仙台への投資を視野に入れている	・九州サービスステーションの設立で九州一円により迅速なサービスが可能 ・将来は、北九州に入港する外航船用大型ターボチャージなども対象に保守・修理を実施 ・北海道などの北の地域での拠点化も視野
東京選定の理由	・日本で事業を始めるのに適している。便利 ・売り込み先がおおく、事業活動が便利 ・田町は、羽田・成田空港に近く交通の便がよい	・東京は日本の首都であり、大企業は東京に集中している。ビジネスを行う上で東京を最初の拠点として選ぶのは当然	・東京と関西で議論がわかれ、マーケットは関西の方が大きかったが、IHI本社が東京にあり、社員やIHIとのコミュニケーションなどを理由に東京に決定

（出典）日本貿易振興機構「国内における二次投資成功事例調査（2006年3月）」より抜粋

IV 外国企業誘致のための基本戦略

対日投資の誘引力は、ソフトウェアの力、ハードウェアの力、そしてそれらのシナジーである。これらソフト・ハードの総合力をもって東京への投資を促進するため、アジアヘッドクォーター特区における取組とあわせて、対日投資促進とその契機となる外国企業に対する誘致活動として以下のような取組を進める。

1. 東京の魅力のPR

外国企業の従事者は、家族帯同で移住することが通常であり、外国企業が海外の拠点を選考するに当たっては、法人税等の経済的コストの問題だけでなく、従事者や家族の生活環境が整備されているかどうかも重要な判断要素となっている。

このため、東京は、アジアの他の諸都市と比べて、治安の面では安心でき、清潔な生活環境が高く評価されていること、高度な医療施設・医療技術、芸術、文化、スポーツ等の面でも、欧米の主要都市と変わりのない生活環境が確保できることを積極的にPRしていく。

2. 外国企業の掘り起こし

アジアの諸都市が外国企業誘致に向けて様々な施策を展開している中で、既に日本へ進出の意思を有する企業の相談を待っているだけでは、アジアの諸都市との都市間競争に勝ち抜き、東京に外国企業を誘致することはできない。海外企業誘致セミナー等を通じ、外国企業の東京への関心を高め、経営層にアジア地域におけるビジネス展開に当たって、当該地域を統括する拠点を設置する都市の候補地として東京を認知してもらい、新たな企業の掘り起こしを行う。

3. 国際規模のMICE、スポーツイベントの開催

国際会議や国際規模の展示会が東京で開催されれば、当該分野のトップを含む多くの海外参加者と我が国参加者が様々な形で交流する機会が生まれる。その場での情報交換はもとより、我が国企業や大学等の関係者と海外の企業経営者・研究者との間で新たな人的ネットワーク構築につながることを期待される。

また、こうして構築されたビジネス分野や研究分野の人的ネットワークは、ヒト・モノ・情報の国際的なネットワークの中での我が国の企業や研究開発機関の位置づけを拡大・強化し、新たなビジネス機会の創出やイノベーションの創出に資することが期待できる。

更に、国際規模のMICEやスポーツイベントの開催は、参加者を通じて、

都市の知名度アップやブランド価値の向上にもつながる。こうした都市のブランド力の向上は、外国企業誘致にとって有益であるのみならず、訪日外国人旅行客の拡大など、一般観光等の観点からも集客力の向上に資することが期待される。

このため、国際会議、アフターコンベンション等がある程度まとまったエリアで対応できるよう、MICE機能の充実を図る。

4. ビジネスマッチング

外国企業は、日本企業の有する高い技術力や要求レベルの高い消費者（市場）の存在について着目しており、日本へ進出した際のビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について支援を求めている。

日本が産業立国、技術立国としての地位を再び確固たるものにするためには、東京の産業集積、技術集積を生かした取り組みを積極的に展開し、産業都市としてのプレゼンスを高めることが必須である。東京には既に大田区をはじめとする産業技術集積地が多く存在し、世界産業の基幹的技術を支えており、この役割は将来の東京においても変わることはない。

日本の誇る高い技術力や産業ノウハウは、現在顕在化しているもののほかに、まだまだ地域の中で眠っているものが多く存在している。

こうした眠っている技術を含めた地域資源と海外企業ニーズをマッチングすることによって、新技術の「見える化」が促進され、新たな市場開拓につながるだけでなく、世界をリードする新しい技術へと成長させていく。また、羽田空港跡地という最高の立地性を存分にいかした産業交流、人的交流、技術交流を実施していくなど、誘致対象外国企業に対し、日本企業の優れた技術の紹介やそれらの企業とのマッチング等を行い、取引の機会の拡大を図る。

5. 対日投資促進の誘引力となる東京のポテンシャルの再認識

(1) ソフトウエア

1) 安全・安心

東京は、良好な治安を保っており、安全・安心なまちである。

例えば総合特区エリアを含む警察署管轄内では、殺人事件は年間10件程度、強制わいせつ事件認知件数は年間100件未満、ひったくり発生件数も年間100件未満となっている。夜間でも女性・こどもの一人歩きが可能な環境である。

また、交通事故についても、東京都全体でも人口10万人当たりの年間事故者数は1.6人と低い水準である。

総合特区エリアには、交番等が50箇所以上設置されており（平均し

て約700m四方あたりに1箇所の交番等がある。)、まちの安心・安全を支えている。

2) 快適性

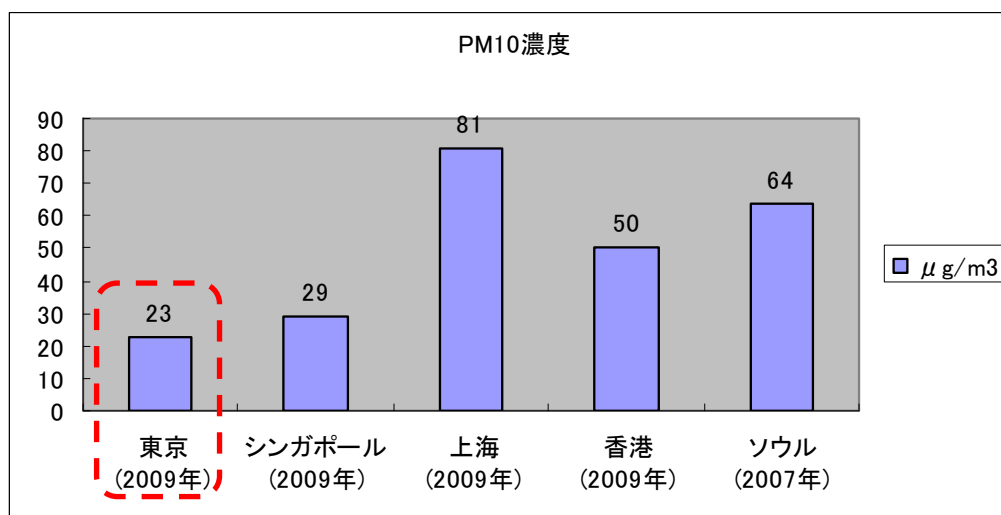
東京は、蛇口からそのまま飲める水道水ときれいな空気を享受できるという点で、アジアの諸都市と比べ圧倒的に快適な生活環境を有している。

日本は、蛇口から直接水道水を飲める世界でも数少ない国であるが、特に東京都では、高度浄水処理の導入や国よりも厳格な独自の水質基準の設定等を行っており、安全でおいしい水を安定的に供給している。

大気の汚染度を見ても、例えば大気中のPM10濃度は低く、アジアの主要都市と比較してかなり空気がきれいである。

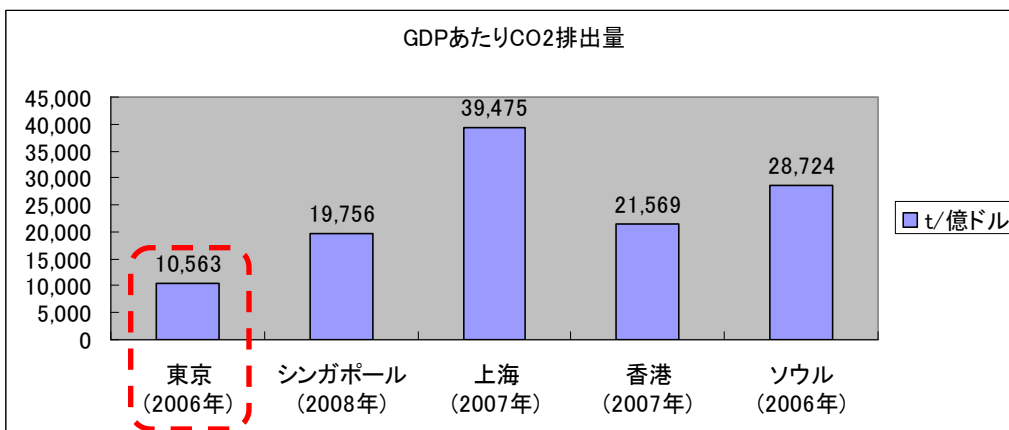
また、GDP当たりのCO₂排出量も低く、地球温暖化防止にも貢献をしているなど、環境対策における先進都市である。

【図 15】 アジア各国の PM10 濃度比較



(出典) WHO「Tackling the global clean air challenge」

【図 16】 アジア各国の GDP 当たり CO₂ 排出量比較



(出典) 東京都「東京の都市力検討調査」

3) 利便性・効率性

総合特区エリアを含む区には、メガバンク系列のATMだけでも、927台設置されている。24時間営業のコンビニエンスストアも都内に5,409店舗（平成19年時点）あり、生活するうえでの利便性・効率性が高い。

また、東京（23区）では、外国自動車メーカーの新車販売トップ10すべてのメーカーの正規販売店が営業をしているほか、欧米ブランドの店舗や輸入食材を取り扱うスーパーマーケット等が都内で多数営業しており、欧米で生活しているのと同様の消費生活が可能である。

4) 高度な医療

総合特区エリアを含む区内には、特定機能病院及び救命救急センターなどハイクラスな医療提供施設が13施設集積しており、医療環境が充実している。都内で急患となった場合、救急隊の出動から現場到着するまでの時間は、平均7.2分（平成23年 東京消防庁）であり、救急医療体制も整備されている。

また、都内における出生1,000人当たりの新生児死亡率も0.9（シンガポール 2.0、香港 1.0、ソウル 2.2）と非常に低い水準である。

5) 教育

世界大学ランキング（英国の教育専門誌「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション」が発表）において、東京大学はアジアでトップの30位にランクしている。

理工系大学院における留学生比率は10%前後であり、アジアの主要大学と比較して高い水準である。日本におけるトップクラスの大学で学んだこれらの留学生は、日本語や日本の社会・生活習慣等にもなじんでいることから、外国企業の日本における活動の担い手として活躍することが期待できる。

【主な理工系大学院の留学生比率】

早稲田大学：14%、東京大学：12%、東京工業大学：11%、慶應義塾大学：8%、ソウル国立大学：7%、高麗大学：4%、清華大学：2%、上海国立大学：1% （出典）文部科学省 理工系大学院の教育に関する国際比較調査

6) 楽しみと文化

ミシュランガイドにおいて5つ星を獲得したホテルが東京には9つある（星を1つでも獲得したホテルは36）。また、飲食店でも星を獲得しているのは247店（特に日本食は163店）もある。

日本以外のアジアで唯一発行されている香港のミシュランガイドを見ると、星を獲得したホテルは15、飲食店は62店にとどまっている。

東京は、音楽や演劇などの芸術活動も盛んである。東京都内では8つのフルオーケストラが活動している。ウィーンフィル、ベルリンフィル等の超一流の演奏会が毎年開催されているほか、クラシックコンサート、オペラ、バレエ、ミュージカルの公演数は年間5,000本を超えている。

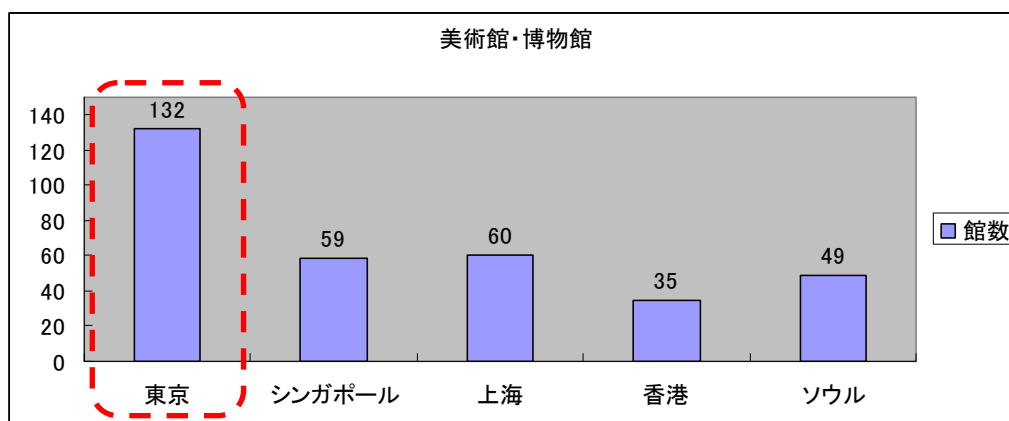
文化施設も充実している。東京都内には美術館・博物館が132施設もあり、アジアの主要都市を大きく上回っている。

たとえば、2012（平成24）年1年間だけでも、都内の美術館で、エルミタージュ美術館、ベルリン国立美術館、マウリッツハイス美術館、メトロポリタン美術館等の企画展が予定されているなど、超一流の芸術作品を鑑賞する機会にも恵まれている。

スポーツ観戦という面でも、サッカーのクラブチーム世界一を決めるFIFAクラブワールドカップ、東レパンパシフィックテニス、バレーボールのワールドカップ等、各種スポーツの世界大会を観戦することができる。

また、東京近郊にはレジャー施設も多い。車で1時間以内に到着できるゴルフ場が20箇所あるだけでなく、日帰りできるスキーリゾートや温泉は、アジアの主要都市と比べ圧倒的に多い。

【図 17】アジア各諸都市の美術館・博物館数比較



（出典）東京都「東京の都市力検討調査」

【図 18】アジア各諸都市の日帰りできるスキーリゾート・温泉地数比較

	スキーリゾート	温泉地
東京	32	240
シンガポール	1	1
上海	5	5
香港	0	0
ソウル	15	10

(東京都調べ)

(2) ハードウェア

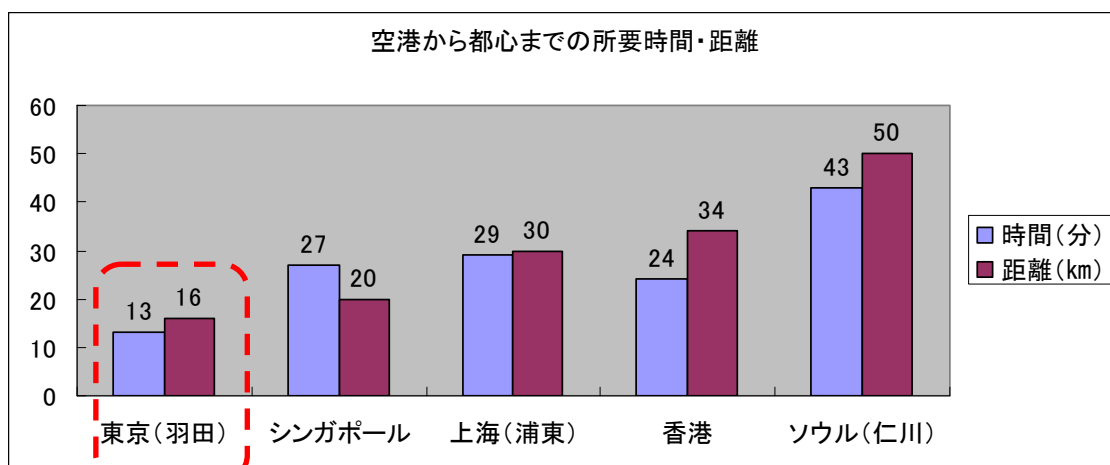
羽田空港から都心主要エリアまでの距離は約16kmで、公共交通機関による所要時間は最短で13分となっている。羽田空港はアジアの主要都市の空港と比較しても都心に近接した利便性の高い空港である。

なお、成田空港から東京（日暮里）までは約62kmあるが、所要時間は最短で36分となっている。

鉄道は、地下鉄15路線とJRの鉄道網が張り巡らされており、徒歩10分圏内に地下鉄・JRの駅がある。

その他にも、東日本大震災による強い揺れにも耐えた150m超の高さの超高層ビルが100棟以上存在し、都心部にはセントラルパーク 2 倍に相当する700haの緑の空間があり、更に2020年までにサッカー場1,500面分の1,000haの緑が創出されるなど、居住環境も充実している。

【図 19】アジア各諸都市の空港から都心までの所要時間・距離比較



(出典) 国土交通省「国土交通白書」(平成20年度版)等により作成

(3) 総合効果

外国企業が海外に拠点を置くに当たっては、単純に税制等の経済的インセンティブだけで判断するのではなく、ビジネス環境、生活環境等を総合的に判断している。

したがって、外国企業誘致に当たっては、税制等の経済的インセンティブだけでアジア諸都市と競争するのではなく、ソフト・ハードの両面からの都市の総合力で勝負していくことが必要となる。

そのため、東京がアジアの諸都市と比較して優位性を有している、ソフトウェア、ハードウェアのポテンシャルを有機的に連携させ、都市の総合力としての東京の優位性をPRしていくことが必要である。

あわせて、都市の総合力を強化する観点から、どの強みをさらに延ばしていくか、どの弱点を克服していくかを判断していく必要がある。

V 対日投資誘引のソフトウェア

東京が世界中の人や企業が集まり活動する場所となるためには、これまで閉ざされていた門戸を開放し、真の国際化を図らなければならない。単に外国人を受け入れるのではなく、日本人を含む世界中の人や企業が、ボーダーレスに活躍する場所を創造することが求められている。

安全性や質の高い居住環境、コスト競争力、医療、教育など、あらゆる面でグローバルプレーヤーを惹きつける磁力を持った地域を創出する必要がある。

そのためには、外国人の目線から見て東京が克服すべき課題を抽出するとともに、課題克服のために必要な施策を展開していくことが重要である。

世界の大都市の中でもいち早く少子高齢社会を迎える東京において、外国人が安心して、街中に繰り出し、生き活きと暮らせる環境を作り出すということは、子どもから高齢者、障害を持つ方などあらゆる人達が暮らしやすい環境を作り出すこととなる。

1. コスト低減

海外企業の誘致を進めるには、外国企業や外国人にとってのビジネスコスト、生活コストを戦略的に引下げ、対日投資を誘引するような施策が必要である。

特に、法人税率については、アジアの諸都市が外国企業誘致のために積極的に優遇措置を講じていることから、多国籍企業に対する法人実効税率を国税・地方税をあわせて国際的にある程度競争可能な水準にまでは引き下げる必要がある。そこで、現行の法人実効税率38.01%を、復興特別法人

税の終了により総合特区法に基づく法人税の軽減措置と東京都独自の税制優遇を実施することにより、当該法人の法人実効税率を20%台半ばとする（平成27年度以降）。

あわせて、外国企業の時間コスト概念に合った環境を構築する（入国審査の迅速化、通勤時間、行政手続期間の改善）とともに、時間コスト面でアピールできる要素（海外旅行（アジア諸都市への時間距離）、国内旅行（新幹線、国内航空路線による他都市との緊密な繋がり）、都内交通（時刻表どおりの正確な運行、運行本数））等についてPRしていくことが重要である。

2. 投資、ビジネス、居住、生活に係る諸手続支援

(1) 諸手続の外国語での対応等

外国人が東京で仕事や生活をしやすいようビジネスの実施や居住・生活に係る様々な手続を外国語（最低限英語）で行えるようにすることが必要である。

特に、東京を国際金融の拠点とし、東京を活動の拠点とする外国企業を増加させる観点からは、外国企業が株式市場に上場する場合、有価証券届出書等について英語での提出を認める等、外国企業が上場しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

また、世界の高度人材が不自由なく活動できる環境を整えることも重要である。

既にシンガポールでは、高度人材への永住権付与を積極的に行い、高度人材を採用する企業に対し、採用や移住等にかかる費用を税額控除するなどの取組を行っている。韓国でも「ゴールドカード」、「ITカード」、「サイエンスカード」の3種のカードを持つ高度人材には、査証発給期間の大幅短縮、ビザの有効期限延長といった措置をとっている。

一方、日本は、アジア諸国に比べ、外国人高度人材の受け入れという面では大きく立ち遅れていると言わざるを得ない。

都市間競争の相手となるアジアの諸都市と伍していくため、例えば、東京都が認定した外国企業の経営者、従業員に対する入国・再入国審査の簡素化・迅速化、配偶者の就労要件の緩和、家事使用人の帯同要件の緩和、国内在留期間の延長など、外国企業にとって目に見える形での特例措置が講じられれば、東京あるいは日本が外国人高度人材の受入に積極的であることを明確に示すことができる。

(2) ビジネスに対するサポート体制

日本に進出してきた外国企業からは、日本の法体系や商慣習が難解であること、各種行政手続等に手間がかかること、ビジネスをするための

情報収集や手続に何箇所もの行政機関等を回る必要があることに苦勞したという声が上がっている。東京を外国企業にとって進出しやすい場所とするためには、これらの煩雑な手続等に関する情報の提供、理解を深めるための支援や、法務、会計などの専門的サービスへのつながりをワンストップで提供することが求められている。

このため、これまで行ってきた、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供に加えて、相談の窓口（ビジネスコンシェルジュ）の設置により誘致対象企業に対して、法人設立等に必要な各種手続の代行を、弁護士、司法書士、会計士等の専門サービスと連携し実施する。

ビジネスサポートに係る人材についても、母国語で対応できる者がいれば安心感が高まることから、外国法事務弁護士等に係る規制緩和を国に求めていく。

3. 安全・安心

日本は安全・安心な国と言われているが、例えば災害が発生した場合でも外国人にとっても安心・安全な国となっているだろうか。外国人が、日本で生活することに、真の意味で安心感が持てる環境となっているかを再検証する必要がある。

東京都では、多言語による、街中の案内板整備を進めている（総合特区エリアを含む区では399基を整備）が、こうした観点から、今後は、母国語でのコミュニケーションが円滑に行えるワンストップサービスや災害情報の多言語発信も充実させていく。

4. 多言語、異文化の混在と融合

日本は、人種の別、宗教の別などに関係なく他者に対して寛容な国である。その結果、多様な異文化が集積し、そこから新たな文化も創造される。

外国人に対してもこれを排斥するということはないが、国際公用語である英語に対する苦手意識や潜在的な「ガイジン」意識が、外国人の立場からは、疎外感を感じさせる要因になっていることもありうる。

こうした疎外感を無くしていくためには、海外留学支援を通して、外国語を習得した日本人を増やすとともに、官民ともに、外国語対応が可能な体制を構築するため、外国人の雇用が可能な範囲内では、積極的に外国人を採用し活用することが必要である。

また、外国人が東京で日常生活がしやすくなるよう、交通案内標識、公共の場所の案内板、公共交通機関のみならず、医療機関、美術館・博物館等の文化施設、デパート、レストラン、商店等での多言語併記や外国語による案内を拡充していくとともに、外国語対応可能な店舗、レストラン等

の認証制度を整備していく必要がある。更に、外国人が、異国、異言語、異文化、異宗教の日本社会の中で生活することに真の意味で安心感が持てるよう、外国人留学生への生活支援や就職支援、礼拝場所（教会、寺院）等の情報提供、コミュニティ、プライベートでの仲間づくりを促す交流会の開催などを行っていく必要がある。

5. 居住環境

都心は、世界からの人材が集まる場所であると同時に、多様な人々の活動を支える場所でなければならない。時間コストや家族と過ごす時間を大事にしている外国人に対して、欧米人のライフスタイルと合わない長距離通勤等を強いることは難しい。日本での滞在期間が数年程度にとどまるような外国人ビジネスマンが、都心での居住（職住近接）環境を確保するには、ニーズにあう高規格の賃貸住宅を供給するとともに、短期滞在向けサービスアパートメント等の設置を促進していくことが有効である。

こうした居住スペースにおいては、蛇口から直接飲める水道水、入浴施設、温水洗浄便座など、欧米人にも評価の高い、きめ細かい日本の生活環境が確保されていることをPRするとともに、外国企業経営層にとっては当たり前と認識されている家事使用人やベビーシッターが確保できるといったソフト面での居住環境を整備していくことも重要である。

このため、例えば、EPAに基づき来日した看護師・介護福祉士候補者に対しては、国家試験合格のための支援を行うとともに、試験不合格となった場合には、高度外国人材の家庭におけるベビーシッターなどの業務に従事する人材としても活用できるよう、在留資格の付与などに関する規制緩和を求めていく。

また、都心は世代を超えた多様な交流を促し、都心でしか経験することができない、刺激や生きがいをもたらすことができる。東京で働くビジネスマンがアフターファイブに豊かな時間を過ごせるようにするためには、物販、飲食、文化、交流、アミューズメント等、あらゆる都市機能が都心部にも配置されるべきである。

6. 医療と生活

東京には数多くの大規模医療機関が立地し、その医療水準は世界的に見ても高く、東京の長所としてPRすべき点である。

総合特区エリアを含む区内及びその隣接区には、特定機能病院や救命救急センターなど高度な医療を提供する医療機関が21施設あるが、こうした先進医療の提供機関の一層の増加を図っていくことは重要である。

ただし、国際基準で評価をされている医療機関（JCI認定医療機関）

は東京には1つしかなく、アジアの主要都市と比較して非常に少ない（シンガポール16、上海3、ソウル7）。安心できる医療環境が整っていることを外国企業に対しPRする観点からすると、できるだけ多くの医療機関が国際基準に基づく評価を獲得することが望ましい。

また、日本での診療行為には日本の医師免許が必要なため、外国人の医師は極めて少ない。

現在、東京都では、外国語で受診可能な医療機関353施設（うち英語で対応可能な医療機関は23区内に92施設）をホームページ等で情報提供しているが、その外国語対応レベルはまちまちであり、通訳サービスを活用して対応している医療機関もある。

外国人ビジネスマンやその家族が、体調不良の際に、微妙なニュアンスを伝えることができ、安心して受診できる医療機関の充実も国際都市となるためには必要不可欠である。

このため、外国人医師による母国語での診療が可能な医療機関の拡充を図っていくべきである。

また、診療する医師以外にも、看護師や介護士をはじめ、受付対応、問診表等、外国人が実際に医療機関を利用する際の外国語対応が可能となるよう取組を進めていく必要がある。

7. 教育

外国人が海外で家族と暮らす場合、子女の教育環境は、都市を選択する上での重要な決定要因となる。特に、欧米のエリート層は、子女に対して最高水準の教育を求めており、高度な教育を与える機会がないならば、その都市は居住地としての選択肢から外されてしまう。

東京23区内には、インターナショナルスクールが12校（東京都で認可をしているもの）があるが、アジア主要都市と比較して多いとはいえない。

さらに国際バカロレア認定校については、全世界に約3,300校（2011年6月時点）があるが、東京23区内には6校しかなく、アジア主要都市と比較して非常に少ない。また、提携する大学・大学院に休学することなく留学し、学位を取得できるダブルディグリー制度を導入する高等教育機関が増加しており、国際的な潮流になっているが、日本では取組みが遅れている。

【図20】インターナショナルスクールとバカロレア認定校の数

区分	東京 (23区)	シンガポール	上海	香港
インターナショナルスクール (東京都知事認可のもの)	12	6	18	20
バカロレア認定校	6	23	19	41

(東京都調べ)

インターナショナルスクールの充実や国際バカロレア認定校を増やしていくといった外国人子女の教育環境を整備する取組は、外国企業従事者に安心感を与えるとともに、近年問題となっている日本人学生の内向き志向を打破し、国際性豊かな人材へと育てていく効果も期待できる。

また、日本の高等教育においても、ダブルディグリー制度の積極的な導入を進めるとともに外国人技術者が日本人技術者とともに学べる環境整備もあわせて行い、教育の国際化と技術ノウハウの交流を進める必要がある。

8. 楽しみと文化

外国企業の従事者は、家族帯同で移住することが通常であり、外国企業が海外の拠点を選考するに当たっては、暮らしの快適性や楽しみという点でも本拠地と同等程度の生活環境が確保されているかどうかも重要な判断要素となっている。

このため、東京は、芸術、文化、スポーツ等の面でも、欧米の主要都市と変わりのない生活環境が確保できること、歌舞伎や相撲などの伝統文化に加えて、マンガ、アニメなどの独自のポップカルチャー、ファッション、食文化など世界中から多くの人々を惹きつける魅力あるコンテンツがあることを積極的にPRしていく。

例えば、オーケストラや美術館、演劇などの芸術関係、相撲や歌舞伎、狂言や落語などの伝統芸能、プロ野球やJリーグなどのプロスポーツの情報外国人向けに発信していくことが考えられる。

また、スポーツ大会を毎年誘致できるような国際規格対応の施設整備を進めていくことも、外国企業誘致といった観点からも必要である。

パリのセーヌ川やロンドンのテムズ川など世界の大都市を流れる河川においては、多くの市民が水辺に集い、親しむ姿が見受けられる。街並みは川と調和し、人々の心を癒す美しい潤いある景観を備えており、水辺の賑わいが都市の活力を支えている。東京においては、高度経済成長時代を期に、川とまちが分断され、人々の関心は徐々に失われていった。しかし、現在、東京スカイツリーの開業を契機に東京を代表する河川である隅田川の賑わいを取り戻す取組みが進められている。こうした取組みにより、人々

が川面に集い、水辺の魅力を向上させ、かつて「水の都」といわれた東京の魅力を高めていく。

9. 都市観光にも資するMICE・IRの拠点づくり

都市には、歴史・文化が集積しており、観光地としての機能を有している。芸術の都パリ、演劇・芸術のメッカとしてのニューヨーク、歴史・文化の遺産が集積するローマなどは都市観光地の代表格である。

純然とした観光目的以外でも、ビジネスや会議、スポーツ見物や芸術、演劇の鑑賞、先進的な建築物や商業施設の視察、買い物など、にぎわいを求め、様々な目的で、都市には数多くの人々が集まってくる。

東京も江戸時代以来の日本の政治・文化の中心としての歴史と文化が集積しており、都市観光地としての立場は確立している。しかし、国際会議場や国際展示場の規模や国際会議の開催状況などを見ると、アジアの主要都市と比較して優位に立っているとまでは言えない。

東京における国際的な交流人口を増加させ、常に新たな出会いと刺激に満ちたにぎわいある都市とするためには、MICE・IRのしっかりとした拠点を作るとともに、アフターコンベンションの充実、カジノを中心とする大人のリゾートづくりといった取組を進めていく必要がある。

【図21】各都市主要施設の広さ、収容人数、国際会議開催件数

各都市の持つ最大の国際展示場における総展示スペース（屋内）（単位：㎡）

都市名	東京	シンガポール	上海	香港	ソウル
施設名称	東京ビッグサイト	Singex	上海新国際博覧中心	香港會議展覽中心	KINTEX
総展示スペース	80,660	100,000	200,000	66,000	104,000

出典：UFI（The Global Association of the Exhibition Industry）

「The 2011 World Map of Exhibition Venues」より作成

各都市の持つ最大規模の国際会議場における最大収容人数（1部屋）（単位：人）

都市名	東京	シンガポール	上海	香港	ソウル
施設名称	東京国際フォーラム	Sands Expo and Convention Center	上海国際会議中心	亞洲國際博覽館	COEX
収容人数	5,012	11,000	4,000	14,000	2,000

（東京都調べ）

各都市の国際会議開催件数（単位：件）

都市名	東京	シンガポール	上海	香港	ソウル
開催件数	68	136	81	82	91

出典：ICCA(International Congress and Convention Association)「2010年統計」

10. 良好なコミュニティの形成

特区における、外国人の生活環境整備のための取組は、新たな外国企業の誘致促進という効果だけでなく、英語による教育環境や行政の多言語サービスの充実、消費増による地元の商店や事業の活性化、建築物の防災性の向上など、既に日本に住んでいる外国人にとっても生活利便性が向上するとともに、日本人の住民にとっても好影響を与えることが想定される。

また、外国人が東京に魅力を感じながら暮らせるためには、言語の障壁を取り除くだけでなく、新しい住民である外国人と従来から住んでいる日本人や外国人の間に交流が生まれ、コミュニケーションを図ることが重要である。また、地域社会に外国人を受け入れる土壌の醸成が必要であり、文化摩擦等が起きないようにすることも肝要である。

このため、日本人と外国人による共同事業や地域での交流事業等に取り組み、地域の日本人住民や従来から東京で暮らす外国人とのコミュニケーションを促進することも必要である。

VII. 対日投資誘引のハードウェア

対日投資促進のためには、前述のような誘引のソフトウェアの取組とともに、誘引のハードウェアの取組が車の両輪として重要である。

総合特区の区域と特定都市再生緊急整備地域を重複して設定している意味がこの点にある。

情報・通信インフラの整備といった21世紀の国際都市としての国際標準を備えることは当然の前提として、災害に対する東京の脆弱性が海外から懸念されていることを踏まえ、何よりもBCPの観点から東京が安心してビジネスを展開できる環境にあることを示すことが必要である。このため、高い防災性能やエネルギーの自立性を備えた、高レベルの安全性、快適性、利便性の実現を目指していく。

更に、アジアの諸都市と比べて成熟した都市である東京が環境重視という面での先進性を示すことで、アジアの諸都市との差別化を図ることができる。

こうした取組の中で、世界の人々が東京という都市のイメージを強く印象付けられる空間デザインを意識し、景観、街並みや、東京の新たなシンボル

となりうるインパクトのある施設などを整備していく必要がある。

さらに、これらの計画が、国際競争下の他の諸都市にひけをとらないスピードで実現されることが極めて重要である。

1. 空間デザイン

(1) コンパクト・シティ

人口減少社会への移行を前提とすれば、将来の東京の空間デザインは、特区エリアを中心に諸機能を高度に集約した都市づくりを目指すことが基本となる。具体的には、土地の高度利用と豊かなオープンスペースを実現したウォーキングディスタンスのコンパクトな都市である。

山手線外周部から環状7号線沿いに分布する防災上危険な住宅密集地域の不燃化を図り、環状道路沿いにグリーンベルトを形成するとともに、特区地域を中心に山手線の内側エリアにおいては、土地利用の高度化、複合的な用途利用を進める。

ただし、高度成長期とは異なり、新たな社会資本整備に対する投資余力には限界があり、道路、鉄道、上下水道等のインフラを新規に大幅拡充するなど、東京という都市全体を全く新しく作り直すことは難しい。

このため、再開発等を実施するエリアを中心に、道路や上下水道等の公共施設の容量、拡張可能性との均衡を図りつつ、メリハリのある空間の高度利用や街区の再編、用途配置を実現する。

外国企業誘致にとって魅力的な拠点性と象徴性を備えた優良な都市開発プロジェクトを誘導するため、都市再生特別地区や都市開発諸制度の戦略的な活用による容積率の運用、税制優遇、政策金融等の政策的インセンティブの充実を図り、緑豊かなオープンスペースや業務・商業・文化・交流など、多様な機能を備えた豊かな都市空間を創出する。

(2) 空間の効率的・効果的な活用

都心部に居住機能を含めたあらゆる機能が集積し、平均的な建物は6階建てを基本としているパリなどの成熟した都市と比べると、現在の東京の空間利用は、効率的な利用が図られているとはいえない。

特区エリアにおける再開発の実施に当たっては、土地の大街区化を積極的に進めるとともに、都市交通基盤の再編、整備を行った上で、土地の高度利用を行う必要がある。更に、各街区を連続させることによって、面的な立体利用を図っていくことも考えるべきである。

土地の高度利用に当たっては、空中だけでなく、人工地盤や地下空間を有効に活用する。人工地盤の活用によって新たに生まれる地上部の空間には、積極的な緑化を図り、公園や広場等オープンスペースを創出す

る。その際、地域が主体となったエリアマネジメント等によって、魅力的な交流空間を形成するなど、東京ならではの空間作りを工夫していく。

それぞれの特区エリアにおけるシンボリックな施設等に係る具体的な空間デザインのあり方（建築物の高さ等）は、敷地規模、容積率、景観形成等を踏まえ、国際都市東京に相応しいものとなるよう工夫する。

なお、再開発等を実施する際には、沿道地区のみでなく後背地に位置する住居系地域を一体的に再開発するなど、再開発等の実施エリアが広く取れるほど都市構造の転換を一体的に行うことが可能となる。このため、開発事業者、周辺住民、地元公共団体が十分な協議を行い、各エリアの将来像の共有を図るとともに、参加組合員に対する税制上の優遇措置を国に対し求めるなど再開発に対する政策的インセンティブについても充実を図っていく。

2. 職住一体、複合機能化

(1) 国際標準のオフィス

外国企業も従前の執務スペースの個別区割りするフロア配置から、執務スペースを大きくくり化する流れにあることから、国際標準のオフィスは、1フロア当たりの床面積をできるだけ大きくとることが求められている。

また、防災安全性や通信インフラ等の機能面の充実はもちろんのこと、コミュニケーションしやすくレイアウトの自由度が高いフロア、さらにはカンファレンスセンターやデータセンターといったオフィスサポート機能に至るまで、グローバル企業のニーズに沿ったハイグレード・オフィスを提供していく必要がある。

さらに、これからの知識情報化社会における都市のライフスタイルは、職場と住まいのシームレス化がさらに進むものと考えられる。職住はもとより用途混合・複合機能のコンパクトなまちづくりがこれからのグローバル都市の標準となり、都心には24時間、豊かな時間を過ごせる多様な用途を取り入れる必要がある。

こうした観点から、都心部においては、業務系や住宅系といった単純な用途区分の概念にとらわれず、国際ビジネス機能や居住機能、さらには宿泊、物販、飲食、教育、学習、文化、交流、アミューズメント、医療など、あらゆる都市機能を効率的・効果的に配置していくべきである。

(2) 職住近接もしくは混合と豊かな生活・文化空間

都市計画制度上は、都心部の商業地域に住宅を建設することに基本的に制約はなく、むしろ、行政側は、住宅機能の導入を誘導している。

しかしながら、これまで都心部における再開発によって生み出された床は、その単位当たりの賃料収入を考えた場合、オフィスとして利用する方が有利であるという判断から、都心部の再開発において住宅機能が導入されることは極めて少なかった。

ところが、地価の下落傾向が続き、近年では都心部であっても、住宅機能を導入して、ある程度採算性が確保できる水準まで地価が下がった地区が出てきたことから、再開発に伴い都心の既存街区の再編等が進む中で、オフィスと近接した高品質な住宅の供給が進んでいる。

その結果、都心部の業務・商業・文化・交流など多様な機能が集積したエリアに近接した快適な住環境で、豊かな都市生活を送ることが可能な環境が整いつつある。これに加えて、特区エリア内において今後進められる再開発プロジェクトの中には、サービスアパートメントを主要な施設として導入する動きがみられる。

こうしたサービスアパートメントを充実させていくとともに、そこに居住する外国人家族に対し、日常生活に係る情報等をワンストップで提供する生活コンシェルジュ機能といったソフトインフラを導入することによって、外国企業のアジア地域統括拠点をリードする経営層に、都心居住の快適性を提供することが期待される。

3. 高度防災都市

2011（平成23）年3月11日の東日本大震災発生に伴い、地震発生直後には、多くの外国人が海外へ出国したほか、一部の外国企業が本社機能を西日本へ移したり、一部の大使館が業務機能を西日本へ移行する動きが見られた。また、東京都内の一部も計画停電の対象区域となったことから、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続あるいは速やかな業務環境の回復が担保されるか不安に思う企業も出ている。

また、東京は世界の大都市の中で、最も災害リスクの高い都市であるといわれている。マグニチュード（M）7級の首都直下地震が発生する確率については、2011年（平成23）9月に東京大学地震研究所（首都直下地震防災・減災特別プロジェクト）から「今後4年以内に70%」、2012年1月に京都大学防災研究所から「今後5年以内に28%、30年以内に64%」という研究結果が出された。

世界市場を相手にビジネスを展開している外国企業にとって、24時間365日、ビジネスを継続できる環境にあることは、海外における拠点を選択するに当たっての前提条件であると言っても過言ではない。

地震国である日本の高層ビルの耐震技術は世界トップクラスである。制震や免震等の最先端の設計・建築技術のみならず、材料・素材分野をはじめと

する日本のものづくり技術で培われた総合力が、超高層ビルをはじめとする建築物の安全性を確かなものとしている。

東日本大震災の際、震度5強を超えた地域においても、高度な制震・免震技術に支えられた高層ビルは、ほとんど被害がなかったことを海外にPRしていく必要がある。

更に、世界中の人々が安心して働き、暮らし、訪れ、そして投資する気になるためには、安全な街区を形成し、大規模地震にも強い東京を築くことが大前提である。

このため、再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生の制度等を活用し、民間の開発に対しインセンティブを与えることにより、超高層ビルの長周期地震動対策の実施、帰宅困難者や地域住民の一時滞在施設等として利用可能なスペースの確保、防災備蓄品の充実、通信手段の確保等を実施し、高度な防災対応力を備えた建築物を誘導する。

更に、東日本大震災の際に、都内の一部においても計画停電が実施されたことから、電気・熱エネルギーの安定供給についても関心が高まっており、三重の自立型エネルギー供給システムを有していた六本木ヒルズが外国企業の間でも高い評価を得ているなど、系統電力に頼らない自立・分散型エネルギーシステムの構築も重要な課題である。

このため、東京都としては率先して、原発1基分に相当する100万kwを生み出す天然ガス発電所を、民間資本を活用しながら建設を進めるとともに、コージェネレーションシステムや蓄電池、太陽光発電等の再生エネルギーの導入を促進し、系統電力との混合調達を図りながら、開発エリア単位で自立・分散型の電力・熱エネルギーを創出する。その際、規制緩和措置により、エリア間の電力・熱エネルギーの柔軟な相互融通や非常時のみの電力供給手段を確保することによって、系統電力が途絶えても、最低限のビジネス継続を可能とする。

4. 環境先進都市

業務機能が集積する特区エリアこそ十分な環境対策が必要である。

都市は従来、農村や里山に自然を求めてきたが、今後は、都市の中に自然豊かな森を形成することを目指すべきである。

都心には、皇居や赤坂御所、青山霊園、浜離宮、芝公園など、大規模な緑地が数多く点在している。これら既存の緑の資源を活かしつつ、都心に緑のネットワークや風の道をデザインし、創造していく必要がある。

そのため、大規模開発を推進する中で、都市のコンパクト化、土地の上下空間への高度利用により新たに創出したオープンスペースを活用して、計画的に足元に空地や緑地を確保し、豊かな水や緑の空間を形成していく。

新たに創出されたオープンスペースでは、生物多様性の保全にも配慮しつつ、地形等地域の特性を活かした緑化を進めていくことも求められる。

世界規模での大きな関心事項となっているCO₂の削減についても、世界初の都市型キャップ&トレード制度を運用し、着実に成果を上げている東京として、最先端省エネ技術の活用や低炭素ビルの建設加速化などを更に推進することに加え、電気自動車、燃料電池車の普及促進を図り、最先端の低炭素都市の実現を目指す。

その際には、「賢い節電」を推進するとともに、特区エリアを中心にIT技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを組み込んだ都市づくりを進め、低炭素・快適性・防災力を兼ね備えたスマートエネルギー都市を目指す。

都市の低炭素化を進めるうえでは、自動車から公共交通機関への利用促進を図ることが有効である。したがって、鉄道へのアクセス性を高めるための交通基盤整備や、公共車両を優先する交通管制システム、新しい公共交通機関の導入等により、公共交通機関の利便性を向上させる。

加えて、国産の木材を積極的に活用することにより、国内の森林資源の適切な維持・管理や環境保全または水源かん養などの機能を維持し、循環型社会を構築していく。

こうした都市開発を通じての新たな環境創造の取組がヒートアイランド現象や地球温暖化問題の解決につながり、環境先進都市としての東京を世界にPRすることになるとともに、次の世代に住みよい地球を残すことにつながっていく。

5. 国際都市としてのインフラ整備

(1) 航空

都心から至近距離に24時間対応可能な国際空港があるというグローバルコネクティビリティ（国際的なアクセスの良好性）を最大限PRし、活用していく。

羽田空港は、2010（平成22）年10月に4本目の滑走路（D滑走路）の供用が開始され、国際定期便が就航した。今後予定されている国際線ターミナルの拡張（2013年度）やC滑走路の延伸（2014年度）、国際定期便発着枠の拡大（2013年度）により国際化をさらに進展させ、昼間時間帯における長距離のアジア主要都市や欧米便の運航を確保するとともに、アジア諸都市などへ更なる就航拡大を図っていく。

また、ビジネスジェットの受入体制の強化及びビジネスジェット利用者の利便性の向上を図っていくため、横田基地の活用とともに羽田空港に、他の一般旅客とは区別されたビジネスジェット利用者の専用動線が

確保され、迅速にC I Q³手続が実施される体制が充実されるよう、国に働きかける。

24時間利用可能な羽田空港の機能を十分発揮させるためには、羽田空港と都心部を結ぶ交通の利便性を高めることも重要である。空港直行バスへの公共車両優先システムの導入推進や、深夜早朝時間帯に運航される国際定期便へのアクセス向上など、公共交通機関等の柔軟な運行により、利用者の利便性を確保する。

さらに、国際空港としての羽田空港の利便性を最大限活かすためには、隣接する羽田空港跡地を活用した国際会議や産業交流のための施設整備や羽田空港と都心を結ぶ京急線や東京モノレールの駅改良などの羽田空港利用者の利便性の向上といった様々な措置を検討していく必要がある。

(2) 広域幹線道路網

首都高速中央環状線、東京外かく環状道路、圏央道のいわゆる三環状道路は、首都圏の広域的な高速走路ネットワークを構築し、都心を通過する交通を迂回させるなど、東京の渋滞問題を解決する重要な道路である。

このため、首都高中央環状線は、東京都自らも事業者として品川線を施行し、平成25年度の全線開通を実現するとともに、東京外かく環状道路は関越道～東名高速道間を2020（平成32）年までに完成させる。加えて、東名高速道路以南についても、早期事業化を実現する。また、圏央道は、国に強く働きかけ、早期に全線開通を実現する。

三環状道路の完成をはじめとした幹線道路網の整備等により、区部の混雑時平均旅行速度25km/hを達成する。

(3) 海運

日本と海外との貨物の出入りの99%が港湾で行われており、港湾機能のあり方は日本経済のあり方そのものに関わる問題である。

一般に日本の港湾は、近年、リードタイム（入港から搬出までの時間）の大幅な短縮・改善が図られてはいるものの、海外と比べてコストが高く、手続が煩雑で面倒と言われている。日本の港湾への寄港率が急速に低下するなど国際競争力が落ちており、こうした傾向は京浜三港（東京、川崎、横浜）においても例外ではない。

³ CIQとは、国境を越える交通及び物流において必要であるとされる手続のことをいう。税関（customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を包括した略称であり、あるいは、それらを執り行う機関または施設を指す。

今後、東京港をはじめとする京浜三港が、国際競争力を備えたアジアのハブポートの地位を確立するためには、総合的な戦略の下、京浜三港全体の連携を強化し、港湾機能の充実強化や三港一体的な港湾経営を実現する必要がある。このため、東京・横浜の埠頭会社の経営統合により京浜港の一体的な港湾経営を実現し、民間の経営ノウハウを活かした利便性向上、コスト低減策を推進する。

また、国道357号の整備促進や臨港道路の充実、コンテナバージ輸送の拡充など、東京・川崎・横浜三港間の輸送の円滑化により、三港の物理的一体化を図ることも重要である。

東京港においては、船舶の大型化に対応するため、新たなコンテナターミナルの整備を推進するとともに、既存埠頭の再編によりコンテナ貨物取扱容量を拡大する。また、コンテナ貨物取扱量の増加に対応するため、臨港道路南北線の整備を推進し、物流の円滑化を図る。

(4) 通信

東京のICT（Information and Communication Technology）基盤は世界でも高いレベルにある。日本の光ファイバーによるアクセス回線の普及率はOECD加盟国中トップクラスにあり、中でも東京は超高速ブロードバンド利用可能世帯の割合が100%に達するなど、国際会議がテレビ会議で実施可能なレベルの基盤が十分に整備されている。

ワイヤレスブロードバンドサービスについても、LTE（Long Term Evolution；高速データ通信を実現する移動体通信規格）技術を使った携帯電話サービスが既に提供されているほか、WiMAX技術を用いた広帯域移動無線アクセスサービスなどもあわせて提供されるなど、高速・大容量で利便性の高いサービスが導入されている。

このように、東京のICT基盤は高水準で整備されてきているものの、外国人の視点から見たサービスの普及や利活用の面では、さらなる改善の余地がある。国際都市東京として、外国人が制約なく都心の暮らしの利便性や高質のサービスを享受できるようにするため、セキュリティや防災、医療・健康、交通などあらゆる分野でICTを利活用しやすくすることが必要であり、ハードの基盤整備のみならず、外国語による各種情報の発信などソフト面での環境整備も一層推進する必要がある。

(5) 都市内交通網

都市交通については、東京の交通渋滞は以前よりは改善されてきており、自動車環境性能の向上とあいまって、渋滞による大気汚染を感じさせることは少ないといった面では、東京はアジアの諸都市と比べて優位

性がある。

しかしながら、成熟した欧米の都市と比べれば、都市内旅行速度等は
まだ改善の余地がある。とりわけ、都心部への通過交通の流入がもっと
少なくなれば、特区エリア内あるいは特区エリア間の円滑な交通が確保
できるようになる。

このため、首都高速中央環状線や東京外かく環状道路、圏央道のいわ
ゆる三環状道路の整備を進めるとともに、環状2号線などの幹線道路ネ
ットワークの整備を強力に推進し、都心部を含めた物流・交通機能を格
段に向上させていく。

加えて、東京メトロと都営地下鉄の一元化により、運賃の一体化や二
重改札を解消し利用者の利便性を図り、質・量ともに世界一の地下鉄網
を提供する。

VII アジアヘッドクォーター特区計画

1. 目指すべき姿

多くの企業が集積する東京にグローバル企業のアジア統括拠点及び研究
開発拠点を誘致し、誘致した外国企業と都内・国内企業とのコラボレーシ
ョンを促進することにより、東京がアジア拠点としての地位を維持し、日
本全体の経済成長を牽引する。

2. 目標

- (1) 評価指標：外国企業のアジア地域の業務統括拠点及び研究開発拠点の
誘致数

数値目標：5年間で50社以上誘致

- (2) 評価指標：外国企業の誘致

数値目標：5年間で500社以上誘致（アジア地域の業務統括拠点及び研
究開発拠点を含む）

3. 対象エリア、対象業種

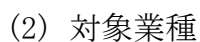
(1) 対象エリア

アジアヘッドクォーター特区は、東京都心・臨海地域、新宿駅周辺地
域、渋谷駅周辺地域、品川駅・田町駅周辺地域、羽田空港跡地により構
成され、「特定都市再生緊急整備地域」及びその隣接地域を対象エリアと
している（図22参照）。

アジアヘッドクォーター特区においては、前述のとおり、外国企業誘
致のための4つの柱のひとつとして、BCPを確保したビジネス環境整

当該地域は、民間プロジェクトに対するインセンティブにより魅力的な都市空間を形成することを目的とする都市再生制度が活用できるエリアであり、総合特区制度による規制緩和等の措置と都市再生制度による支援措置を一体的に適用することで、東京の国際競争力強化を図ることが期待できる地域である。

【圖22】



具体的には、情報通信、医療・化学、電子・精密機械、航空機関連、金融・証券、コンテンツ・クリエイティブなど、東京（日本）の新たな成長を促す業種の企業を誘致対象とする。

4. 外国企業誘致のために必要となる4つの機能

外国企業の誘致を推進するに当たり、東京都では外国企業等へのヒアリングを実施した。その結果、外国企業を誘致するために必要な機能を4つ（①誘致・ビジネス交流、②ビジネス支援、③生活環境整備、④BCPを確保したビジネス環境整備）に整理し、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、各機能に対応する取組を推進していく。

(1) 誘致・ビジネス交流

国際的にビジネスを展開している外国企業であっても、日本や東京について、十分な知識等を有していない企業がある。その一方で、アジアの他の都市は、シンガポールのEDBや韓国のKOTRAといった誘致機関が国を挙げて積極的に企業誘致を実施している。

東京が他の都市と伍して外国企業の誘致を実現するためには、外国企業へ積極的にアプローチし、東京進出の意向をもつ企業の掘り起こしを行うことが重要である。

加えて、MICEの誘致・開催に対して支援を行い、MICE開催の機会を捉えて外国企業の東京に対する認知度を高め東京進出へと繋げていくとともに、外国企業が国内企業との連携を図るに当たってのビジネスマッチングや市場開拓の機会を提供するなど、日本における事業展開についてもサポートする必要がある。

また、アジア諸国と比較して高い法人実効税率については、税率だけが拠点を設置する際の判断要素ではないとしつつ、もともと高いポテンシャルを有する東京が税率を引き下げられれば、インパクトはあるといった声も多かったことを考慮する。

(2) ビジネス支援

外国企業等は、日本の法体系や商慣習に対する理解、各種行政手続等に時間がかかることに不満を有しており、これらに関する情報の提供、理解のための支援や、入国、再入国審査手続の簡素化・迅速化や、ワンストップによる法務、会計などの専門的サービスの提供を求めている。

また、日本企業の有する高い技術力や要求レベルの高い消費者の存在に魅力を感じつつも、ビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について支援を求める外国企業も多い。こうした外国企業のニーズに応え、日本でのビジネス展開をサポートできるような支援機能の充実が必要である。

アジア諸国では、上記のEDBやKOTRAといった誘致機関がワンストップで各種の行政サービスを提供し外国企業を支援しており、現在

の日本の取組は近隣のアジア諸国の取組に比べ十分ではない。

外国企業の誘致を進めるには、外国企業が日本で円滑にビジネスを実施できるような環境の整備が必要である。

(3) 生活環境整備

外国企業の従業員は、家族帯同で移住することが通常であり、外国企業が海外の拠点を選考するに当たっては、従業員や家族の生活環境が整備された地域であるか否かも重要な判断要素となっている。例えば震災後、家族の反対により赴任を断念した外国企業の従業員もあり、外国企業誘致には家族向けの生活環境整備も極めて重要な課題である。

東京は、アジアの他の諸都市に比べて、治安の面では安心でき、清潔な生活環境は高く評価されているが、英語をはじめとする母国語が通じないことによるストレスを感じる外国人が多く、日常生活一般で不安やストレスがなく暮らすことの出来る環境を整えることが求められている。特に健康面で不安を抱えたときに母国語で診療を受けられる医療機関が少ないことに対する不安や、日本で受ける教育が子女の将来にとってマイナスとならないか懸念する声がある。こうした状況は震災の影響もあり拡大傾向にある。

他方、シンガポールや韓国では、外国人向け教育機関への支援や、外国人向け医療機関の整備が積極的に進められており、アジア諸国に比肩し得る外国人向けの生活環境整備が求められている。

(4) B C Pを確保したビジネス環境整備

2011（平成23）年3月11日の東日本大震災発生に伴い、直後には多くの外国人が海外へ出国したほか、一部の外国企業が本社機能を西日本へ移したり、一部の大使館が業務機能を西日本へ移行する動きが見られた。また、東京都内の一部も計画停電の対象区域となったことから、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続あるいは速やかな業務環境の回復が担保されるか不安に思う企業も出ている。こうした中、自立・分散型電源や耐震性を有するビルが外国人から改めて注目されるなど、東京の高度な都市インフラが改めて評価されつつある。

世界市場を相手にビジネスを展開している外国企業にとって、24時間365日、ビジネスを継続できる環境にあることは、海外進出先を検討するに当たっての前提条件といっても過言ではない。

5. 他の国際戦略特区との連携

東京が外国企業、特にアジア業務統括拠点の誘致を進める中で、日本の

企業の研究開発能力、新技術は、外国企業にとって魅力であり、東京が外国企業を誘致する重要なPR要素となる。

また、誘致した外国企業の業務統括拠点が日本各地に存在する高度な技術を有する企業との連携を進めるために二次投資を行えば、日本経済全体にとっても対日投資が波及することを意味する。

こうした観点から、東京が外国企業を誘致するに当たっては、国際戦略特区に指定された他の地域との連携が不可欠であり、他の国際戦略特区が国際競争力を高める取組に東京都として協力できることは協力することで、日本の国際競争力強化に繋げていく。

①国際戦略総合特区間における連絡協議会の設置

外国企業の誘致や外国企業とのマッチングを期待する中小企業等に対する支援に繋がる取組等について、関連する国際戦略総合特区等と一体となって規制緩和要望を行うなど、単に一地域の課題として対処するのではなく、各特区と連携することで日本全体を見据えて行う必要がある。また、各特区の取組が相互に連携することで、相乗効果を高めることが期待できる。

このため、情報共有や意見交換を行うとともに、政策連携を検討する場として、国際戦略総合特区間による連絡協議会を設置する。

②外国企業誘致活動

ターゲットを定めた誘致活動を展開する過程で、日本進出を希望するものの、外国企業の具体的な要望内容等から、東京に拠点を置く可能性が薄い外国企業については、各特区の特徴やメリット、インセンティブ等を紹介する。そうした企業進出の意向を、関係する特区（地域）に情報提供し、適切に引き継いでいく。これにより、各特区における外国企業誘致を支援し、外国企業の日本進出をサポートする。

③誘致した外国企業とのビジネスマッチング

東京に拠点を置いた外国企業がビジネス展開を行う際に、中小企業等との提携を要望する場合には、東京都が設置するビジネスコンシェルジュが行うビジネスマッチングの際に、外国企業のニーズを的確に把握しながら、各特区（地域）内に所在する企業も紹介するなど、外国企業とのコラボレーションによる地域経済の活性化に繋げていく。特に、東日本大震災で被災した東北3県については、被災地企業の受注拡大を目的としたビジネスマッチング等の仕組みを活用するなど、様々な支援策を講じる。

④外国企業の二次投資に対するサポート

東京に拠点をおく外国企業が二次投資を行う場合に、東京都が設置するビジネスコンシェルジュを通じてサポートする。

VIII アジアヘッドクォーター特区の実行プラン、ロードマップ、役割分担

1. 実行プラン

(1) 誘致・ビジネス交流

1) 外国企業の掘り起こし

既に日本へ進出の意思を有する企業の相談を待っているだけでは、世界規模での都市間競争に勝ち抜き、東京に外国企業を誘致することはできない。海外企業誘致セミナー等を通じ、外国企業の東京への関心を高め、経営層に東京を海外進出先の候補地として認知してもらうために、東京の魅力のPR、シティセールスを実施する。

そうして得た企業情報をリスト化し、投資案件の決定権を持つビジネスパーソンに対して直接的にアプローチする。その際、業界ごとによって異なる東京の魅力や優位性を明示するとともに、必要に応じてコンサルティングを行うなど、民間事業者のノウハウを活用しながら、能動的な営業活動を展開する。

2) 都独自の税制優遇

外国企業の中でも特に、アジア地域に生産・販売・流通等の拠点を有する企業が、それらの拠点を統括するアジア地域の業務統括拠点を東京に設置すれば、この業務統括拠点が、グローバル戦略製品の研究開発、製造、販売等に当たりどの企業と提携するかを判断する機能を有することになる。

こうした機能を有する業務統括拠点の役員あるいは担当者と日本国内の各地に存在する高い技術力を有する企業との接触の機会が増えれば、国内企業の国際ビジネス展開の可能性が高まり、日本経済への波及効果も高まる。

このため、特に、アジア地域の業務統括拠点または研究開発拠点として、国際戦略総合特区の指定後に特区地域に新規に設立された多国籍企業に対し、総合特区法に基づく法人税の軽減措置と併せて、法人事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税の減免を行う。これにより、法人実効税率をアジア諸国と競争可能なレベルまで引き下げるとともに、税制以外のソフト・ハードの総合力の魅力によって、東京への外国企業の立地を促進する。

3) M I C E 拠点の形成

外国企業誘致・ビジネス交流のために有意義な機会となる国際見本市や展示会、国際会議、アフターコンベンション等がある程度まとまったエリアで対応できるようにする。

このため、ビックサイトを中心としてM I C E機能が既にある程度整っている臨海副都心エリアにおいて、M I C E機能の拡充による国際的なビジネス交流拠点の形成や、アフターコンベンション機能の更なる拡充に資する都市開発事業を促進し、M I C E・I Rの拠点として整備する。

このため、東京都独自の取組として、臨海副都心を対象にM I C E機能の充実に資する事業、アフターコンベンション機能の形成に効果が高い事業、外国企業の進出促進に資する事業に対する補助制度を創設する。

4) ビジネスマッチング

外国企業は、日本企業の有する高い技術力や要求レベルの高い消費者（市場）の存在について着目しており、日本へ進出した際のビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について支援を求めている。このため、誘致対象外国企業に対し、日本企業の優れた技術の紹介やそれらの企業とのマッチング等を行い、取引の機会の拡大を図る。

(2) ビジネス支援

1) ビジネスコンシェルジュの設置・運営

誘致・ビジネス交流事業を契機として東京への進出を検討している外国企業及び東京へ進出してきた外国企業を対象として、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供や相談の窓口（ビジネスコンシェルジュ）を設置し、法人設立などの法務・会計に係る各種手続の代行を、弁護士、司法書士、会計士等の専門サービスと連携して実施する。

シンガポールや韓国においては、こうした企業誘致に当たってのサポート体制は国の機関が主導して提供しているが、東京においては、都内に集積している民間事業者の創意工夫を活かし、民間ならではの外国企業のニーズに適ったきめ細やかな対応が可能となるよう、民間事業者等が主体となってサービスを提供する仕組みを構築する。

ビジネスサポートに係る人材についても、外国企業がビジネスを行う環境を整えることにより、外国企業誘致に繋げることが期待できる

ことから、外国法事務弁護士等に係る規制緩和を国に求め、外国法事務弁護士の量的な拡大を図る。

2) 都認定外国企業従事者の入国審査緩和

東京都が認定した外国企業に就労する予定の外国人に対しては、提出書類の簡素化を図る等により、通常1か月程度を要する入国手続（在留資格認定証明書）の審査を迅速化し、10日程度に短縮することで、即時対応を求められるビジネスの現場に対応した環境を整備する。

3) 行政手続等の多言語による情報発信

外国語が通じにくい不便さを解消するため、行政手続情報等を多言語で配信する。

(3) 生活環境の整備

1) 生活コンシェルジュの設置・運営

東京へ誘致した外国企業従事者やその家族がストレスなく生活できるように、外国人向けの生活相談や各種手続の代行を行う「生活環境コンシェルジュ」を設置・運営する。生活コンシェルジュは、ビジネスコンシェルジュ以上にきめ細やかなサービスの提供が求められることから、ビジネスコンシェルジュとの併設や都心部の再開発によって新たに生み出されるレジデンス機能のサービスとして付加されるコンシェルジュ機能の活用等による運営を図る。医療や行政手続など、相談内容が専門的領域に対応できるよう、医療機関や行政機関等の専門家集団が連携したサービスを展開する。

2) 外国語による受診機会の拡大

現在、特区エリアを含む区では、英語で受診可能な医療機関 353 施設（一部の医療機関については、その他の外国語対応も可能）をホームページ等で情報提供しているが、その外国語対応レベルはまちまちであり、通訳サービスを活用して対応している医療機関もある。

外国人ビジネスマンやその家族が、体調不良の際に、微妙なニュアンスを伝えることができ、安心して受診できる医療機関の充実も国際都市となるためには必要不可欠である。

このため、外国語で受診できる医療機関の情報をウェブサイトで提供することに加え、国に規制緩和を求めることによって、外国人医師による母国語での診療が可能な医療機関の拡充を図る。

3) 子女が外国語で学べる教育環境の整備

外国企業の経営者や管理職クラスで、欧米の大学への進学を控えた子女を抱える年齢層の場合、日本で教育を受けることが子女の進路決定にとってリスクとならないかを不安視する声がある。

国際バカロレアは、国際的に活躍する人材を育成し、各国で認められる大学入学資格が付与されるという観点から高い評価を得ており、日本で活動する外国人にとって、国際バカロレア認定校は、子どもの将来を考えて安心して通わせることができる教育機関である。

このため、都立高校において国際バカロレア認定を取得し、外国人子女の教育環境を整備していくとともに、小・中学校における外国人子女の教育環境の整備についても充実を図る。

外国企業の日本でのビジネス活動を支える人材が豊富であることは、外国企業誘致に当たっての重要な要素となり得るが、長期に亘る景気低迷などにより我が国には停滞感が充満しており、日本の若者は、内向き志向に流れている。海外へ留学する日本人学生は近年急減しており、海外留学の英語力判定の指標であるTOEFLの平均スコアもアジア諸国に比べ低い水準となっている（日本70点、シンガポール98点、香港81点、韓国81点）。

外国人子女の教育環境を整備する取組は、こうした日本人学生の内向き志向を打破し、国際性豊かな人材へと育てていく効果も期待できる。

4) E P A看護師・介護福祉士候補者として来日した人材を活用したベビーシッターの確保

E P A看護師・介護福祉士候補者として来日した人材をベビーシッターなどの業務に従事する人材としても活用し、子育て世代の外国人が働きやすく暮らしやすい環境を整備する。

5) 居住環境における防災対応力の強化

外国人をはじめとする居住者が安心して生活できるよう、居住環境における防災対応力の強化を図る。住戸内においても非常用照明やコンセントを設置し、停電時にも最低限の部屋内の照明や電源を確保できる環境を整備する。

(4) B C Pを確保したビジネス環境整備

1) B C Pを確保した都市インフラの整備

世界市場を相手にビジネスを展開している外国企業にとって、24 時間 365 日、ビジネスを継続できる環境にあることは、海外における拠点を選択するに当たっての前提条件だと言っても過言ではない。

このため、再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生の制度等を活用し、民間の開発に対しインセンティブを与えることにより、高層ビルの長周期地震動対策の実施、帰宅困難者や地域住民の一時滞在施設等として利用可能なスペースの確保、防災備蓄品の充実、通信手段の確保等を実施し、高度な防災対応力を備えた建築物を誘導する。

また、コージェネレーションシステムや蓄電池、太陽光発電等の再生エネルギーの導入を促進し、系統電力との混合調達を図りながら、開発エリア単位での自立・分散型のエネルギーネットワークの構築、当該開発エリアで創出可能な電力・エネルギーの有効利用を図り、特定電気事業の制度などを活用して、系統電力が途絶えても、当該地域では最低限のビジネス継続や避難生活維持のために必要な電力の確保を可能とする。

2) 先進的なビジネス支援機能の導入

再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生制度等を活用し、民間の開発に対しインセンティブを与えることにより、MICE施設、国際医療施設、サービスアパートメント等の先進的なビジネス支援機能の導入を誘導する。

3) 個別プロジェクト

イ 丸の内二丁目7地区（旧東京中央郵便局）

竣工年月：2012（平成24）年5月

高さ・階数：約200m、地上38階

延べ床面積：約21万5,000㎡

主な施設：国際ビジネス・観光情報センター、国際会議場、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

ロ 渋谷二丁目21地区（渋谷ヒカリエ）

竣工年月：2012（平成24）年4月

高さ・階数：約182.5m、地上34階

延べ床面積：約14万4,000㎡

主な施設：エキシビジョンホール、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

ハ 虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業（アークヒルズ仙石山森タワー）

竣工予定：2012（平成24）年8月

高さ・階数：約199m、地上47階

延べ床面積：約14万3,600㎡

主な施設：帰宅困難者受入施設、中圧都市ガスを利用したデュアル化による非常用発電機器、防災備蓄倉庫

ニ 大手町地区B－1地区（旧経団連会館）

竣工予定：2012（平成24）年9月

高さ・階数：約177m（B棟）、地上34階

延べ床面積：約24万1,400㎡

主な施設：国際医療施設、金融教育・交流センター、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

ホ 京橋三丁目1地区

竣工予定：2013（平成25）年春

高さ・階数：約130m、地上24階

延べ床面積：約11万6,000㎡

主な施設：国際医療施設、防災備蓄倉庫

ヘ 六本木一丁目西B－1地区（旧六本木21・25森ビル）

竣工予定：2013（平成25）年6月

高さ・階数：約108m、地上20階

延べ床面積：約5万5,300㎡

主な施設：長時間対応の非常用発電機

ト 日本橋室町東地区（2-3街区/1-5街区）

竣工予定：2014（平成26）年1月

高さ・階数：約116m・22階 / 約80m・17階

延べ床面積：約6万3,000㎡ / 約2万9,300㎡

主な施設：防災備蓄倉庫、帰宅困難者受入施設、観光情報センター

チ 環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業（Ⅲ街区）

竣工予定：2014（平成26）年9月
高さ・階数：約247m、地上52階
延べ床面積：約24万4,360㎡
主な施設：国際会議場、ホテル

リ 丸の内一丁目1-12地区

（旧第一鉄鋼ビルディング、第二鉄鋼ビルディング）

竣工予定：2015（平成27）年春
高さ・階数：約140m、地上25階
延べ床面積：約11万4,000㎡
主な施設：サービスアパートメント、ビジネスサポート施設、
空港直通バス待合施設、防災備蓄倉庫

ヌ 京橋トラストタワー

竣工予定：2014（平成26）年2月
高さ・階数：約108m、地上21階
延べ床面積：約5万2,000㎡
主な施設：ホテル、高出力（通常時の80%）・長時間（最長1週間）対応の非常用発電機、防災備蓄倉庫

ル （仮称）大手町1-6計画

竣工予定：2014（平成26）年4月
高さ・階数：約200m、地上38階
延べ床面積：約19万8,000㎡
主な施設：事務所、ホテル、店舗、駐車場、「大手町の森」

上記のほか、複数の再開発事業が計画・進行中である。

2. ロードマップ

平成28年度までに外国企業500社（アジア地域業務統括拠点・研究開発拠点50社を含む）を東京へ誘致する目標の達成のために、外国企業がビジネスを展開しやすい環境を順次整備していく。

(1) 平成24年度

○グローバルに展開される都市間競争を勝ち抜くための中長期的な都市戦略として、アジアヘッドクォーター特区域内ビジョンを策定す

- る。
- 都市再生の制度を活用し、先進的ビジネス支援機能等を有したビルが順次竣工し、外国企業受け入れの基盤整備が具体的な姿を現し始める。
 - 各種の規制緩和が実現し、特区事業実施のための環境が整備される。
 - 日本貿易振興機構（JETRO）と協力し、アジア業務統括拠点、研究開発拠点等を誘致する外国企業の選定を行う。
 - ワンストップでのビジネス支援を実施するビジネスコンシェルジュ機能の整備・運営方法を具体的に検討し、先行する民間事業者において、設立準備を進める。
 - 臨海副都心において、MICE・アフターコンベンション機能の充実、外国企業の進出促進に繋がる民間事業に対する助成制度を開始する。
 - 外国企業へのインセンティブとなる都独自の税制支援を行うために必要な規定の整備等を行い、誘致によりアジア統括拠点、研究開発拠点を東京の特区地域に設置した企業に対する優遇措置を開始する。
 - 英語による教育を実施する都立高校の選定を行う。
 - 英語対応可能な事業所等の認証制度を構築する。
 - 外国企業の社内保育所に対する運営費補助を行い、外国企業における社内保育所の拡大を図る。

(2) 平成25年度

- ビジネスコンシェルジュ機能の本格稼動にあわせ、民間企業や誘致活動員等による外国企業誘致を本格的に実施する。
- 東京都が認定する外国企業に就業する外国人に対する入国審査手続の簡素化・迅速化が具体化する。
- 都立高校における英語による教育実施のためのカリキュラム作成等、教育課程特例校の指定を受けるための諸手続を行う。
- MICE開催時の交通アクセスの向上や魅力あるアフターコンベンションの創出につながる、羽田空港と臨海副都心を結ぶ新たな舟運ルートを開発する。
- 空港直行バスへの公共車両優先システムの整備を進める。また、京急蒲田駅改良工事を完了させ、羽田空港へのアクセスを向上させる。

(3) 平成26年度から平成28年度

- 復興特別法人税の終了により総合特区法に基づく法人税の軽減措置と東京都独自の税制優遇を受ける法人の法人実効税率が20%台半ば

となる。(平成27年度以降)

- 都立高校において英語による授業が開始される。
- 先進的なビジネス支援機能やBCPを確保したビジネス環境が整った、外国企業が企業活動を行う上で優れたスペックを有する高層ビルが着工(一部竣工)する。
- 延伸する羽田空港C滑走路の供用が開始され、深夜早朝時間帯に長距離大型機の就航を実現する。
- 羽田空港の国際線ターミナル拡張工事が終了し、ビジネスジェット利用者に対する専用動線が確保されるとともに、CIQ手続が迅速化する。
- 羽田空港跡地(第一ゾーン)において、コンベンション機能やビジネス支援機能を持った施設を整備する。
- 臨海副都心においては、青海地区北側にコンベンション、ホテル等が建設されるとともに、ビッグサイトの再整備を行う。

3. 役割分担

アジアヘッドクォーター特区には、民間事業者、地方公共団体をはじめとして様々な主体が参画し、それぞれの強みを活かして一体となって取組を進めていく。

(1) 都の役割

アジアヘッドクォーター特区の申請主体として、特区推進の総合調整機能を担うとともに、自らの権限において実行可能な施策を積極的に実施し、特区事業推進のための環境を整備する役割を担う。

具体的には、外国企業にインセンティブを与える税制の実施、先進的なビジネス支援機能や防災対応力の向上に資する設備、自立・分散型エネルギーシステムの導入を進める施設に対して容積率の緩和等の誘導策の実施、幹線道路等国際競争力の強化に資するインフラ整備等を実施する。

(2) 区の役割

地域の特性に応じ、アジアヘッドクォーター特区事業の推進に資する施策を実施する。

例えば、ものづくり産業が集積する大田区では、羽田空港跡地に導入する産業交流施設において、国や関係自治体等と連携し、外国企業と中小企業とのビジネスマッチングを促進することで、新しい技術・製品の創出や新市場の開拓を図る産業ハブ機能を形成することを目指している。その他、基礎自治体として外国企業の従事者及びその家族の生活環境整

備のためのきめ細やかな対応を図る。

(3) 日本貿易振興機構（JETRO）の役割

外国企業誘致に関する豊富な蓄積を基に、アジア業務統括拠点や研究開発拠点等の呼び込みに関する誘致戦略の策定等について東京都に協力する。

(4) 民間事業者の役割

長年培ったノウハウを活かし、規制緩和や各種の支援措置を用いて、外国企業の誘致に有効な都市開発事業を実施し、外国企業にとって魅力あるビジネス環境整備を推進する役割を担う。

入居企業を募集する際には、上記取組を外国企業へ積極的にPRするなど、外国企業誘致に繋げていく。また、ビルのテナントとして外国企業及び外国企業やその従事者・家族のビジネス・生活サポートする諸機能を誘致するなど、ハード、ソフト両面で特区事業を推進する。

具体的には、高機能なオフィス空間やカンファレンスセンターやデータセンター等のオフィスサポート施設、サービスアパートメント、国際医療施設等グローバル企業が求める高機能な通信環境を含むビジネスインフラを建設する。また、コージェネレーションシステムの導入、地域冷暖房熱源の相互融通など、地震等の非常時においてもエネルギーの安定供給を可能とする設備の建設等を実施する。

(5) 行政書士、医療・教育関係者など外国人の生活を支える専門家の役割

既に、外国企業や外国人に対するサービスを提供している行政書士、医療・教育関係者などの専門家についても、アジアヘッドクォーター特区地域協議会への参画を求め、これまでの経験を踏まえたサービス向上策について総合特区制度を活用し提案することで、既存サービスの向上や新たなサービスの提供に繋げていく。

IX 東京各地域の構想

1. 東京都心・臨海地域

(1) 大手町、丸の内、有楽町地区

①地域資源

明治以来、日本の経済を支えるビジネスセンターとしての長い歴史があり、金融、商社、メーカー等、国内外の主要企業が集積している（企業集積：4,187事務所、就業者数：28万6,295人）。これらの企業が有する

高度なビジネスインフラや人材、そのネットワークにより多様な交流が創出されており、本地区に本社をおく上場企業の売上高は合計で124兆1,000億円に上り、日本のGDPに占める割合は約23%に及ぶ。

元々大規模オフィスビルが多数集積するエリアであるが、近年の再開発によって高機能なビルへの機能更新が急速に進展していることも特徴的である。

同時に、ビジネスだけではない文化・芸術施設や歴史的建造物、皇居周辺をはじめとする優れた景観資源を備えている。近年は、再開発等を通じてホテルや商業、飲食等の機能集積も進み、まちのアメニティ向上が図られているほか、また地域コミュニティを通じた多様なエリアマネジメント活動も活発に行われる等、ハード・ソフト両面での総合的なまちづくりが進んでいる。

皇居と東京駅の間に位置し、国内外を結ぶ交通結節点として新幹線を含む多くの鉄道駅が立地するなど、交通利便性は極めて高い。

②将来像

首都東京そして我が国の顔にふさわしい風格と拠点性・象徴性を備えた街並みを形成するとともに、国内外の主要企業が多数立地している地区の特性を活かし、金融・保険を中心とする外国企業のアジア統括拠点など国内外のグローバル企業の中核業務機能や、最先端のベンチャー企業のさらなる誘致・集積を図り、活発な交流を通じてビジネスイノベーションが生まれ続けるまちとしてのイメージを世界に発信していく。

あわせて、文化施設、飲食・物販施設、ホテル、サービスアパートメント等の機能を積極的に導入し、また、エリアマネジメント活動の更なる充実を図る等、業務に特化したまちから、多様で魅力的な都市活動が営まれるまちの形成をさらに進めていく。



東京駅前広場・行幸通りの再整備イメージ



大手町の森（イメージ）

ア 都市機能

国際金融をはじめとする中枢業務拠点にふさわしい高次の業務機能とこれを支える商業・文化機能等、多様な機能を導入する。このため、ビジネスコンシェルジュ等、高度な専門性を有する業務支援機能を整備するとともに、アメニティを高める商業・文化・交流・宿泊機能等を強化する。あわせて、国際金融業務機能を支える人材育成や就業者支援、情報通信拠点の機能強化を図り、国際化に対応した医療・カンファレンス・滞在型宿泊機能等を誘導する。

日比谷地区においては、文化・交流機能の集積や隣接する日比谷公園の環境を活かした多様な機能が複合した都心拠点を形成する。あわせて、周辺エリアとつながる緑豊かな回遊拠点を形成する。

イ 公共施設

東京駅周辺において、創建当時の姿に復原された東京駅丸の内駅舎と、駅前広場や行幸通り及び周辺街区の統一感のとれた建築物を整備することにより、東京そして我が国の顔にふさわしい歴史と風格ある景観を確保する。

東京駅周辺の回遊性を高めるため、地上・地下の歩行者ネットワークを充実・強化するとともに、丸の内仲通りの機能を充実し、にぎわいを創出する。

また、エネルギーネットワークを始め、既存施設の機能更新及び強化により、発災時にもエリアとして一定時間自立できる機能を確保し、災害時の復旧活動の場として、東京駅周辺の広場を活用する。

ウ 市街地整備

丸の内仲通りに面した地域などにおいて、壁面の位置や高さを整えることなどにより風格ある街並みの形成を図るとともに、景観にも配慮した上で、国際的なビジネスセンターにふさわしい拠点性と象徴性を備えた都市開発事業を促進する。地域が主体となったエリアマネジメント等により、安全性・利便性・快適性に配慮した街路整備と、商業・文化など多様な機能が集積したアメニティ豊かな交流空間を形成する。また、未利用の容積を活用しつつ、用途の配置や容積の配分、空地の配置を適正に行うことにより、都市の森となる緑の空間を生み出し、メリハリのある高度利用を実現する。

都市開発事業を通じて、都心の機能更新を継続し、自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入を誘導するとともに、備蓄倉庫の設置や一時滞在可能な空間を確保するなど、帰宅困難者対策を講じる。さらに、災害時であっても業務継続が可能な都市基盤が整った地区とするべく、防災拠点ビルの整備を進める。

(2) 日本橋、八重洲、銀座地区

①地域資源

江戸時代よりビジネス・商業の拠点として繁栄を誇ってきたエリアである。日本銀行、東京証券取引所を中心とするわが国の金融・証券業務機能の中核が立地するとともに、重要文化財に指定されている近代建築など歴史的・文化的資源を多数有している。近年では、金融・サービス・医薬をはじめとする国内外の主要企業の集積が形成されている。

東京駅に近接するエリアであり、羽田空港等へのアクセスにも優れ、交通拠点としての利便性も高い。また、江戸から続く、まちの寄り合いや火消し組等、町会を中心とする強い地域コミュニティが存在している。

②将来像

江戸の昔から引き継がれてきた歴史と伝統、誇り高い文化を生かしたうるおいと風格ある街並みを再生し、高度な業務支援機能・生活支援機能等が調和した魅力ある複合機能集積地を形成することによって、ライフサイエンスをはじめとする国際的な業務・金融・商業機能の誘致を図る。

特に、世界的にも有名な商業地域である銀座の中央通りを中心とした地域においては、商業施設や文化・交流施設の機能更新を進め、スカイラインや壁面位置が統一された美しい景観の老舗・デパート・ブランドショップなどが建ち並ぶ、魅力とにぎわいにあふれた国際的な商業・観

光拠点形成する。



日本橋地区再開発(イメージ)

ア 都市機能

歴史と伝統のある地域であるとともに、都心として高密度・多用途な利用が求められていることに鑑み、業務・金融・商業機能等の高度化と、これらを支える多様な機能の導入を図る。このため、ビジネスコンシェルジュ等、高度な専門性を有する業務支援機能の導入を図るとともに、建築物の低層階には商業・文化・交流機能等を導入し、商業機能を強化する。

また、業務・商業機能との調和に配慮した居住機能の回復を図るとともに、インターナショナルスクールや外国語に対応した医療サービス等の機能を誘導することにより、外国企業の従事者及びその家族が職住近接とステイタスを感じられる生活環境の整備を促進する。

イ 公共施設

東京駅八重洲側において駅前広場等を整備し、丸の内側とともに東京の顔にふさわしい景観を確保する。また、駅周辺の回遊性を高めるため、地上・地下の歩行者ネットワークを充実・強化する。

また、東京駅前地域の再開発と連携したバスターミナルの整備や、都営浅草線東京駅接着などによる空港アクセスの強化を目指す。

ウ 市街地整備

歴史と伝統のある業務・商業地域にふさわしい拠点性と象徴性を備え、景観形成にも配慮した都市開発事業を促進する。例えば、銀座の中央通りに面した地域においては、通りに面した壁面の位置や

高さを整えるなどにより、歩行者空間の充実と魅力ある商業空間の形成を図る。歴史的建造物を活かしながら機能更新等を行う都市開発事業を促進する。

また、都市開発事業において、自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入を誘導するとともに、備蓄倉庫の設置や一時滞在可能な空間を確保することにより、帰宅困難者対策を誘導する。

(3) 六本木、赤坂、虎ノ門地区

①地域資源

六本木、赤坂、虎ノ門といった国際性豊かな日本有数の業務・商業地域を中心に、様々な業種の国際的なビジネス拠点が多数形成されている。駐日大使館や日本を代表するホテルが数多く立地し、良好な住環境にも恵まれており、外国人の往来や居住が多く、国際都市東京を実感できる地域である。国立新美術館などのアートデザイン関連施設やコンサートホールなど文化施設の集積も進んでいる。

新橋、浜松町駅等をはじめ、地下鉄など近接する鉄道駅が多く、東京駅や羽田空港等へのアクセスも良好である。

当地域内には芝公園、愛宕山などの大規模緑地、周辺には日比谷公園、青山霊園、有栖川宮記念公園が存在し、都心でありながら自然環境が豊かな地域である。

②将来像

都心部にありながら、良好な住環境に恵まれ、外国人の往来や居住が多いという地域の特性を活かし、快適な居住空間が確保された国際ビジネス拠点としての形成を図ることにより外国企業を誘致する。

このため、大街区化による地域のランドマークとなる超高層のオフィスや住宅などの一体的複合開発と、特色ある個性的な街区が織りなす市街地に、業務、商業、文化、娯楽、居住などの多様な機能が効果的に組み合わさり、活力と魅力ある都市空間を創出する。

また、国立新美術館などのアートやデザイン関連施設等の多彩な集積を生かし、高感度な都市文化、情報の発信拠点としてまちの魅力を高めていく。



環状第二号線新橋・虎ノ門地区（イメージ）

ア 都市機能

外国人高度人材向けの良好かつ安心レベルの高い住環境を備えた居住機能のほか、ビジネスコンシェルジュやインキュベーションオフィス等、高度な専門性を有する業務支援機能の強化を図り、国際金融をはじめとする業務・商業・文化・交流・宿泊等の多様な機能を誘導する。

特に、国際的に知名度のある六本木エリアでは、その特性を活かしたMICE関連施設の設置を誘導する。

あわせて、都心にありながら豊かな住生活を提供できる本地区の魅力を最大限生かすため、国際化に対応した教育・医療機関の誘導を図る。

また、国際的なビジネスセンターとなる拠点性を有するビルについては、備蓄倉庫の設置や一時滞在可能な空間を確保することにより、災害時における帰宅困難者対策機能を誘導する。

イ 公共施設

環状2号線、環状3号線等の整備により都心部と臨海部を結ぶ広域的な交通利便性を向上させるとともに、道路と沿道が一体となって風の道となる空間を確保し、快適で魅力的な街並みを形成する。

また、浜松町駅の交通結節機能の強化や、道路や敷地内通路等の連携や立体的な歩行者通路、広場等の活用による地上・地下の重層的な自動車・歩行者ネットワークの充実・強化を図る。

ウ 市街地整備

国際的なビジネスセンターにふさわしい拠点性と象徴性を備えた、景観形成にも配慮した都市開発事業を促進する。市街地の整備に当たっては、当地区の地域特性を活かし、地下空間の活用を含めた高密度な土地利用を行うとともに、新たに生み出された都市空間を活用した緑豊かなオープンスペースの一体的整備を推進する。また、地域が主体となったエリアマネジメント等により、まちのにぎわいや魅力を創出するとともに、国際色豊かな交流空間を形成する。

その際、都心にありながら良好な住環境を備え、職住近接の豊かなライフスタイルを享受できることが本地区の大きな魅力であることから、周辺市街地の環境に十分調和するよう配慮した開発を行う。

六本木駅周辺においては、細分化した街区の再編を誘導し、国際競争力を支える国際ビジネス機能及び外国人高度人材を含む誰もが安心して暮らせる生活支援機能や文化交流拠点機能の強化に資する高度利用を実現する。

環状2号線周辺においては、新橋駅周辺の土地利用の更新にあわせ、細分化した街区の再編による大街区化と都市交通基盤の再編、整備を誘導し、緑豊かなオープンスペースや機能的な道路空間を創出する。

拠点開発や環状2号線周辺の土地利用の更新にあわせて、既存の大規模緑地をつなぐ緑のネットワークを創造する。

また、都市開発事業において、自立性が高く、災害時においても安定的な供給が可能なエネルギーシステムを整備し、隣接する地域のエネルギーシステムとの相互融通を可能にすること等により、地域全体としての自立・分散型かつ効率的なエネルギーネットワークシステムを構築する。住戸内についても、停電時にも部屋内の照明や電源を確保できる環境を整備する。

さらに、IT技術を活用し企業が快適で効率的な節電を実施できるエネルギーマネジメントを実施する。

(4) 臨海副都心地区

①地域資源

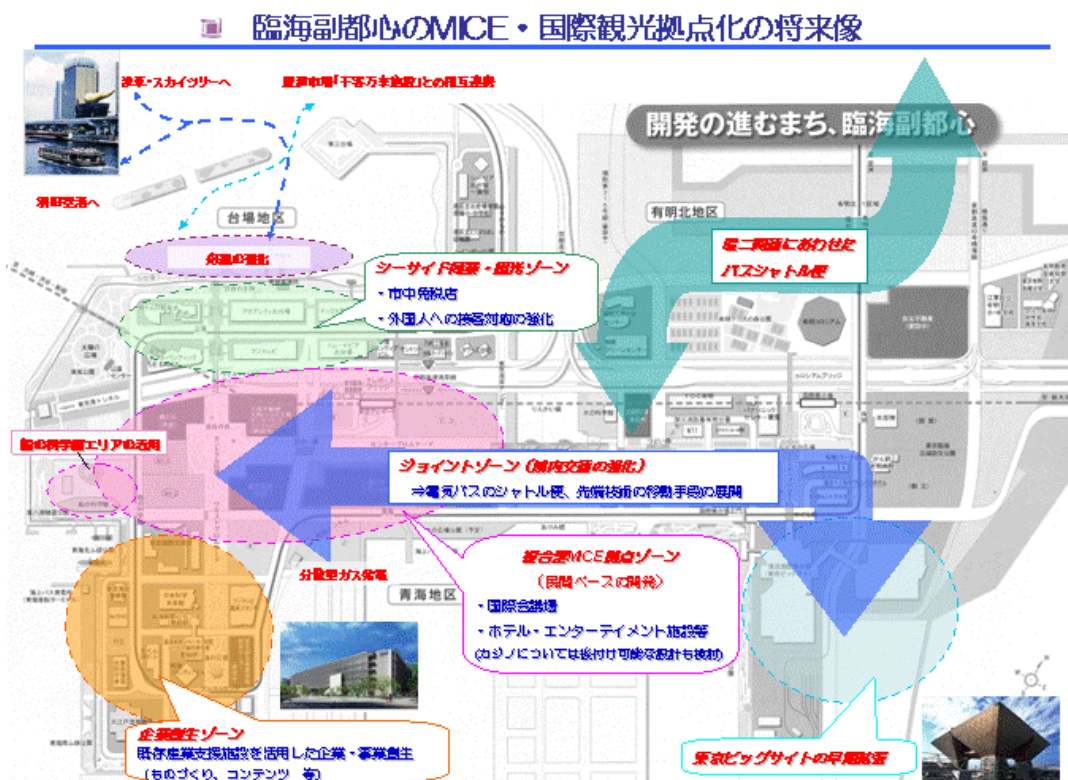
東京の副都心として開発されて以来、大規模展示場やホテル、エンターテインメント施設などのMICE機能や、メディア・文化施設等が集積し、研究機関やインキュベーション施設も多く立地している。その一方で、商業、イベント等の分野で独自の魅力を発揮し、国際観光拠点としても発展しているエリアである。

成田・羽田の国際空港と高速道路により直結しており、とりわけ国際化の進展に伴いハブ化が期待される羽田空港とは至近の位置にある。都心部とは道路や鉄道等多様な交通手段で結ばれており、利便性が高い。

②将来像

都心に近接し、陸・海・空の卓越した交通条件にあるとともに、水辺の景観に恵まれ、国内のみならず海外からの観光客にも人気の地域へと発展してきた特性を最大限活かし、国際的に情報発信を行う先導的なMICE・国際観光の拠点形成する。

このため、国際コンベンションやエキシビション開催に必要な施設の集積を図るとともに、国際色豊かなイベントの開催や魅力的なホテル、エンターテインメント性の高い娯楽、アミューズメント・文化・商業施設等の導入にも取り組み、都市観光にも資するバランスのとれた魅力的な複合市街地を形成する。



ア 都市機能

MICE機能の更なる強化を図り、ビジネスや観光等の都市機能を充実させる。具体的には、国際会議ができる多目的ホールや、大規模・中小バンケットを備えたホテルなど、MICE施設のさらな

る集積を促進するとともに、ビッグサイトの拡張整備を行い、世界に伍する一大MICE拠点を形成する。

MICE拠点にふさわしいアフターコンベンション機能の充実を図るため、カジノを含むエンターテインメント施設や商業施設、コンサートホールなど、国内外の多くの人々でにぎわう魅力的な観光資源を創出する。また、外国人来訪者が安心して楽しめるよう、外国語表示や母国語での接客サービスの向上を図る。

一方、集積する研究施設等を中心に、企業関係者や研究者らが交流する新しいネットワークが構築されることで、技術革新やビジネス機会の拡大が促進されるとともに、日本進出を目指す外国企業や国内起業家、クリエイター等が集積する。

さらに、ウォーターフロントならではの魅力を一層充実させるため、舟運に係る規制緩和を実現し、羽田空港とのアクセス利便性を向上させるとともに、東京ゲートブリッジやスカイツリー、豊洲新市場の千客万来施設など、新たな観光資源との連携も視野に入れ、国際観光拠点化を進める。また、東京港へのクルーズ客船の寄港促進も行っていく。

イ 公共施設

地下鉄8号線の延伸などによる、東京都心部へのアクセス機能等の強化など、広域的な交通利便性を向上するため、幹線道路でのバスシャトル便等の運行や、ビジネスジェット客のためのヘリ便の就航による都心・空港とのアクセス向上を図るとともに、水上交通ネットワークの形成を図る。

また、MICE・国際観光拠点としての地域の一体性を持たせるとともに、来訪者が快適に過ごせるよう電気バスをはじめとする多様な移動手段を確保するなど、臨海副都心地域内の回遊性を強化する。

ウ 市街地整備

MICE機能の拡充による国際的なビジネス交流拠点の形成や、アフターコンベンション機能の更なる拡充に資する都市開発事業を促進するとともに、地域の特性を生かしたエリアマネジメントにより、地域が主体となってまちのにぎわいや魅力を創出する。

また、新たに導入する自立・分散型発電と既存の地域冷暖房システムにより、地域として効率的なエネルギーシステムの確立を図るとともに、停電時にも業務・サービス機能を維持できる電力のバック

アップシステムを構築する。また、備蓄倉庫の設置や一時滞在可能な空間を確保するなど、帰宅困難者対策を講じる。

2. 新宿駅周辺地域

(1) 地域資源

当該地域は、武蔵野台地の上にあり、強固な地盤かつ標高30m～35mという、特区エリアのなかでも特に水害等にも強い地理的条件を持つ。

また、6路線の乗り入れによる乗降客数日本一（350万人）を誇る新宿駅を有し、エリア内には上場企業約80社、就業者数約26.5万人を抱えるなど、国内産業や豊富な人材との連携の拠点としての機能を有している。特に、東京都庁の存在やエネルギーや通信、保険、不動産や建設といった生活関連産業の企業が多数集積するとともに、様々な業種のショールームが存在する。

街並みは、半世紀前に決定された新宿副都心計画に基づき、強固なインフラ、街路や公園、超高層ビル等が整備されているとともに、広大なオープンスペースが確保されている。特に、西新宿地区を中心に整備されている地域冷暖房システムは、40年以上にわたり停止することなく熱を送り続けている高い信頼性と世界一の冷温熱供給量を誇っており、地域の自立・分散型エネルギーネットワークが進んでいる。

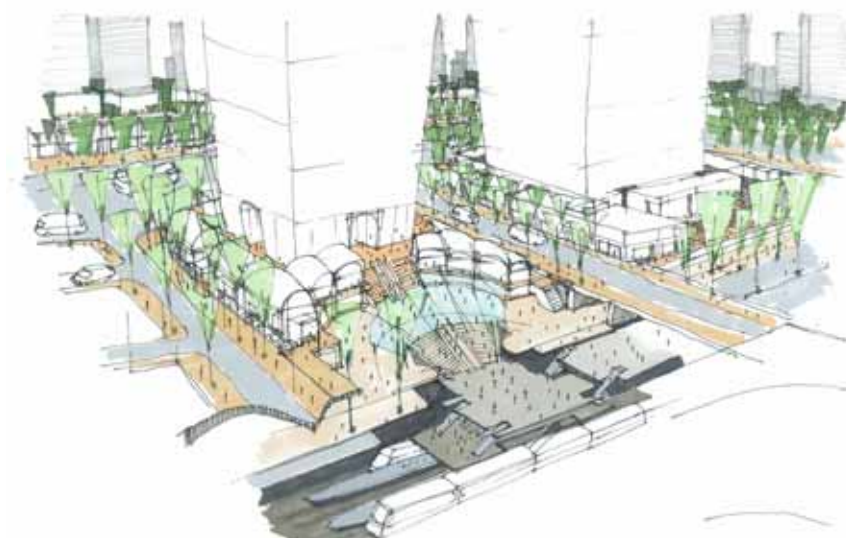
新宿区では、外国人訪問率が34.8%と全国一であるほか、外国人登録数が3.3万人を数え、外国人にとって業務・商業・居住機能も有するエリアとなっている。

(2) 将来像

新宿副都心エリアは、既に多様な用途を含む高密度でコンパクトな市街地整備と街路や公園など強固なインフラの整備や地域冷暖房ネットワークの形成が行われているなど、現在でも低炭素型都市として高い水準にある。

こうした既存ストックを活用して、個々の建築物単位での防災性を超えたエリア全体としての高い防災対応力、エネルギーの面的ネットワークの整備、公開空地や道路・公園等のエリアの過半を占めるオープンスペースの活用等により、都市性能（環境、防災、交流）の向上を図り、環境先進都市東京を代表するビジネス空間を形成する。

生活関連産業を中心とする外国企業の集積を進めることにより、当該エリアに立地する企業が、防災や環境等、世界共通の関心事項に意識が高い企業であることをPRできるようなまちにしていき、「生活産業に関連した新たな産業を創発する都心」の形成に努める。



公開空地等の空間改良イメージ

①都市機能

新宿駅の駅前広場周辺を核に、商業・業務機能の充実・強化を図り、あわせて、幹線道路の整備にあわせた業務・商業・文化・交流・居住機能等の複合市街地を形成する。また、西新宿の業務地域周辺に近接する住宅密集地域においては、不燃化対策を強力に進め防災機能の向上と居住機能をはじめとする複合市街地を形成していく。

加えて、既存のポテンシャルとして有する広幅員の道路、地域冷暖房施設等のエネルギー供給インフラを活用した面的ネットワーク化を図り、地域全体のエネルギーマネジメントを実施することで、地域全体の低炭素化を実現する。

また、エリア単位での事業継続や、多数の来街者・周辺地域居住者の安心・安全の確保等を行うため、公開空地や道路・公園等のオープンスペースを活用しつつ、大学病院をはじめとする立地企業等との連携を図ることにより、震災等に対応できる都市防災機能を強化する。

②公共施設

幹線道路等の整備による広域的な交通利便性の向上にあわせ、駅周辺の回遊性を高めるため、駅東西を結ぶ自由通路の整備など立体的な歩行者ネットワークを確保する。

公共的空地の確保や保水性舗装等の実施によるヒートアイランド現象の緩和を図る。

西新宿エリアにおいては、公開空地や道路・公園等を改良、活用し、防災インフラ、環境インフラ、にぎわい機能の導入を図る。あわせて、

これらのオープンスペースも活用し、地域内の全エリアをカバーする面的無線LANサービスを提供することで、エリア情報の提供、災害時の通信手段の強化を推進していく。

③市街地整備

建築物等の高断熱化・省エネルギー化等により地球温暖化対策を講じるとともに、自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムを導入していく。その際、街区間で連携したエネルギー管理の合理化や面的なエネルギーネットワーク等を形成し、環境負荷低減に向けた取組を促進する。

加えて、備蓄倉庫の設置や一時滞在可能な空間を確保するなど、帰宅困難者対策を講じるとともに、防災機能の強化や地域の顔となる魅力的な景観を形成し、エリアマネジメントなどにより、地域が主体となって、まちのにぎわいや魅力を創出する。

備蓄倉庫・一時滞在可能空間の確保に当たっては、現行の建築基準法令に適合していることが求められる。その規制緩和を国に求めることにより、大屋根や自立・分散型電源等の建築物・工作物を公開空地等に整備していく。また、地域主体のマネジメント組織等による公共的空地（公開空地や道路・公園等）の管理・運営による地域の活性化等を推進する。

3. 渋谷駅周辺地域

(1) 地域資源

渋谷川及び宇田川によって形成された谷筋、尾根筋、3つの台地からなる変化に富む地形を有しており、公園、神社など緑豊かな地域資源が多数存在している。

また、渋谷を中心に原宿・青山・代官山など特徴豊かな流行発信源を持つ文化・情報の広域拠点‘広域渋谷圏’を形成している。また、周辺には、大使館や公使館、国際機関等が多数立地し、外国人旅行者も数多く訪れる、国際観光都市としての魅力も備えている。

旧大山街道などの幹線道路沿いに商業施設が建ち並ぶ一方、断続的に変化する坂道や路地などを活用した個性豊かな路面店が建ち並ぶ変化に富んだまちは、若者を中心に人々で賑わっている。時代を先取りする文化・情報を常に創造・発信しており、渋谷発の生活文化に対する世界の注目度は高い。

このような状況を背景に、コンテンツ・クリエイティブ産業が集積するとともに、多彩なクリエイターを惹きつけ、新たな企業・人材・コンテンツを持続的に生み出す土壌が形成されている。



2012 年 4 月にオープンした渋谷ヒカリエ

(2) 将来像

ファッションや音楽、デジタルコンテンツ、デザインなどの世界中から高い注目を集めている生活文化に係る情報の発信地として、世界有数のクリエイティブ・コンテンツ産業の集積地としていく。

渋谷駅中心地区には、世界のコンテンツ・クリエイティブ産業をリードしていく国内外企業を誘致するとともに、周辺地区では、既存建築物の活用等により起業家、クリエイターにとって魅力的な空間が形成されている。

また、渋谷駅の機能更新やユニバーサルデザインに配慮した道路、交通施設、歩行者動線、広場等の周辺都市基盤の再編・整備等によって、駅と周辺市街地とのネットワークを強化するとともに防災対応力を高める。特に来街者・観光客のアクセス拠点となる渋谷駅中心地区には、文化発信拠点を形成し、来街者・観光客に訴求力の高い“生活文化”情報を発信していく。

①都市機能

様々な世代のニーズに対応した、文化・交流機能や、クリエイティブ・コンテンツ産業等の先進的な業務機能、産業育成機能、にぎわいを強化する商業機能等を積極的に充実・強化するとともに、最先端の文化や情報をリアルタイムで世界へ発信する生活文化等の情報発信機能を強化する。

また、国内外からの多様な来訪客の活動、交流等を支える観光支援・宿泊機能等の充実強化を図り、あわせて、コンテンツ・クリエイティブ産業従事者の活動を支える居住機能と生活支援機能を強化する。

さらには、谷地形をはじめ渋谷らしいまちの特性に配慮した歩行者ネ

ットワークや広場空間を整備するとともに、乗換え利便性、ゆとりある駅前広場や歩行者空間の拡充、羽田空港との結節性の向上などにより、にぎわいの創出や交通結節機能を強化する。また、老朽建築物の更新にあわせた街区再編や各街区の役割連携による災害時対策の推進により、都市防災機能を強化する。

②公共施設

駅中心地区の自動車交通の錯綜を改善し、安全な歩行者空間を確保し、歩行者回遊性の強化を図る。このため、駅前広場を再編・拡張し、駐車・駐輪施設や、駐車場ネットワーク、周辺の道路を整備するとともに、周辺地域と連携した効果的な交通処理を実現する。

また、地形的特性に対応した多層な歩行者ネットワークを整備するとともに、地域の強みであるにぎわいや文化・交流・発信機能の強化や、地域に点在する歴史・文化資源を活かし、来街者が楽しむことができ、地域の人々と交流することができる公園・広場等を整備する。

③市街地整備

コンテンツ・クリエイティブ産業の一流の国内外企業の誘致を促進するため、当該産業に親和性の高い情報発信施設、産業育成施設、都市生活支援施設等を整備する。

渋谷らしさを活かしながら、新しい渋谷の顔となる拠点を形成するため、まちの玄関口にふさわしい駅前の景観と沿道ごとの特色を活かした個性的な街並みを形成するとともに、建築敷地内の空地の活用や鉄道上空等の活用により、地域内の回遊性を高める歩行者ネットワークを形成する。

開発街区間で連携したエネルギー管理の合理化や面的なエネルギーネットワーク等を形成するとともに、道路や公園などの質の高い緑の創出、渋谷川などの水辺を生かした良質な空間の創出のほか、敷地内緑化・屋上・壁面緑化等によるヒートアイランド対策や、建築物等の高断熱化・省エネルギー化等、環境負荷低減に向けた取組を促進する。

また、備蓄倉庫の設置や一時滞在可能な空間を確保することにより、帰宅困難者対策を講じるとともに、自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入等により防災機能を強化する。

4. 品川駅・田町駅周辺地域

(1) 地域資源

当該地域は、東海道新幹線の品川駅開業、羽田空港の国際化、京浜急

行線の増発などにより、利便性が飛躍的に向上している。また、品川駅周辺には、大規模なオフィス群やホテル群が立地しており、交通と交流の結節点として、国内でも特に高いポテンシャルを有している。

また、周辺には、外国人等も多く居住するサービスアパートメントを含む高級住宅街が存在する一方、泉岳寺や旧東海道の品川宿などの歴史的資源が存在し、かつて「月の岬」と称された丘陵地形に残された緑地と相まって、趣と情緒ある魅力的な街並みが形成されている。

多くの水辺空間があることも特徴で、近隣には縦横に運河が走り、運河の水面や水際を活かした新旧の建物が立地するなど、「水の都東京」の面影を残す魅力的な空間を形成している。

(2) 将来像

羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外を結ぶサウスゲートに相応しい交通結節点を形成する。

特に、リニア中央新幹線の整備後は、大阪と1時間程度で結ばれることから、東海道新幹線沿線に立地する優良企業のみならず、西日本の企業との連携も視野にいた外国企業等を中心に、国内外のビジネスマンや観光客等によるヒトの流れやモノの流れを作り出し、そうした人々の活動を支える、業務、商業、研究、交流、宿泊、居住、教育、文化などの多様な機能が集積する魅力ある新拠点を形成する。

また、後背地として身近に水辺空間を有する地域の特性を活かし、陸と水双方からアクセスできる交通拠点としての機能を高めるとともに、風の道の確保やこれと連携した水と緑のネットワークの形成、個別デザインのルール化を含めた先進的な環境モデル都市を構築していく。



芝浦水再生センター上部利用事業（イメージ）

①都市機能

広域交通における利便性の高さを活かし、国際的なビジネス機能の導入を促進していく。その際、業務機能を支え、国際化に対応したカンファレンス・文化・交流・にぎわい・宿泊機能を誘導する。

また、臨海部に近接する利点や品川宿の歴史性や東京南北崖線等といった運河、自然、文化等の地域資源を活かした居住環境を誘導していくとともに、震災に対応できる都市防災機能を強化する。

②公共施設の整備

新しい交通結節拠点と都心部等の拠点との連携強化、及び鉄道で分断された地域の一体化を目指し、緊急輸送道路等に繋がる東西交通ネットワークの連絡性を強化する。このため、環状4号線の整備促進や京浜急行品川第一踏切の解消、歩行者ネットワーク等の整備強化・改善を促進する。

また、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、乗り換えの利便性や既存ストックを活用した交通機能の向上を図るとともに、多言語サインの導入やバリアフリー化等ユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な駅空間を形成する。

さらに、国道15号線等の拡幅整備や、駅と西側市街地を結ぶデッキの形成促進を誘導することで、国道15号線の自動車交通の円滑化と歩行者ネットワークの充実・強化を図っていく。

③市街地整備

都市開発事業においては、大街区化による高度利用を図るためにも、配置等の工夫もさることながら、必要に応じ航空法第49条（物件の制限等）のただし書き承認を受けることで、風の道の確保を図るとともに、敷地内緑化・屋上・壁面緑化などヒートアイランド対策にも配慮する。

さらに建築物等の高断熱化・省エネルギー化等により地球温暖化対策を講じるとともに、自立・分散型エネルギーネットワークを構築することで電力・熱自給率を高め、非常時においても安定した企業活動を保証できる環境を整える。

加えて、備蓄倉庫の設置や一時滞在可能な空間を確保するなど、帰宅困難者対策を講じるとともに、防災機能の強化や都市の顔となる魅力的な景観形成を、都市開発事業を通じて実現し、エリアマネジメントなどにより、地域が主体となって、新たな都市拠点に相応しい国際色豊かなまちのにぎわいや魅力を創出する。

5. 羽田空港跡地

(1) 地域資源

①ものづくり企業・産業技術の集積

羽田空港跡地の後背地に控える品川・大田エリアは、中小企業を中心とする基盤産業の技術が最も高度に集積し、首都圏はもとより、日本（アジア、世界）のものづくりの基盤を支えている（大田区内の工場数：4,362<平成20年工業統計調査>）。特に、コンピューター制御の工作機械に熟練技能者の「職人技」を加えた新技術を駆使した多品種・少量・短納期・高精度の生産体制を構築し、試作・開発品の製作能力も含めた、「仲間まわし」に代表される企業間の分業体制をはじめとする域内ネットワークが機能している。こうした企業群の集積による対応力、企画力、提案力、機動力が我が国の製造業の強みを生み出している。また、区が設立運営する大田区産業プラザは、長年にわたるものづくり産業へのサポートの支援体制が確立されており、東京工業大学・東邦大学医学部をはじめとする学術機関、研究機関等の立地を活かしながら、産学官連携のもとで、多角的な支援事業に取り組んでいる。

②羽田空港の国際化

2010（平成22）年10月に、羽田空港は、4本目の滑走路及び国際線旅客ターミナルビルなどが再拡張され供用開始となった。これにより、年間発着回数が、44.7万回まで段階的に拡大されるなど、日本の空の玄関口として、ヒト、モノ、情報の結節点となり、国内外のハブ空港として、周辺地域はもとより首都圏、地方経済の活性化など日本全体の国際競争力の向上に寄与することに繋がっていく。

(2) 将来像

羽田空港跡地に導入する産業交流施設においては、羽田空港の都心に至近で24時間利用可能な特性を活用し、国際会議や、外国企業と国内企業との商談・技術のマッチングなど、産業交流のための機能を集積する。

強化するM I C E機能やビジネス支援機能を活用し、国内の中小企業等が有する独自の技術や日本各地の特区を中心に新しく創出される最先端の技術・製品の紹介を行い、国内企業と外国企業との連携による新市場の開拓を進めるなど「平成の出島」としての役割を担う。



産業交流施設と多目的広場・駅前広場の整備イメージ

X 将来の東京の姿を見据えて

アジアヘッドクォーター特区は、外国企業及びその従事者たる外国人のビジネス環境、生活環境整備のための取組である。

しかしながら、「住んでよし訪れてよしの国づくり」という言葉があるように、外国人にとって暮らしやすい東京とは、外国人だけにとって暮らしやすい都市ではなく、東京に住む我々にとって暮らしやすい都市とすることが大前提である。

そのため、我々、アジアヘッドクォーター特区地域協議会は、将来の東京の姿として、以下のような都市のイメージを共有した上で、このような都市の創造に向けたアジアヘッドクォーター特区域内ビジョンを描いた。アジアヘッドクォーター特区は、その実現のための一里塚として推進していくものである。

なお、平成24年1月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、100年後の日本の総人口は、合計特殊出生率が2010（平成22）年実績の1.39から1.60に上昇したとしても約6,500万人程度に減少していると推計されている。しかしながら、こうした推計は、今後の取り組む施策等により左右される面があり、人口減少に歯止めをかける政策を国を挙げて展開することにより、このような事態を回避することも可能である。このため、将来の日本をどのような姿にしていこうかといった観点から、様々な政策について国に対し提言していくことも、今後の取組として考えていく必要がある。

＜将来の東京＞

- 東京は、首都として日本の経済を牽引しているとともに、アジア諸都市との都市間競争を勝ち抜き、アジアのヘッドクォーターとしての地位を堅持している。
- 山手線内に流入していた約300万人のうち半数程度が定住化する結果、山手線内の昼夜間人口比率は、ニューヨーク、ロンドン、パリと同程度の1.5程度となっている。
- ビジネス、観光で訪れる外国人、東京で暮らす外国人も、言葉の壁を感じることなく、母国と変わらない、あるいはそれ以上に快適に暮らすことができる。
- 在宅勤務やサテライトオフィス勤務など、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が進展することや職住近接が進み、ビジネスも生活も同一圏内で営まれ、長時間通勤や交通混雑といった東京一極集中の弊害といわれていた事象は解消している。
- 公共交通機関の駅から徒歩5～10分圏以内にすべての都市機能が存在する「ウォーキングディスタンスのコンパクトな都市」が形成されている。
- 東京全体を鳥瞰的に見ると、道路や川に沿って大きなグリーンベルトが形成されているほか、特区エリアを中心に形成された高層ビル群の中には日常空間としての大規模な森が出現するなど、現在の倍以上の緑地が新たに創出され、「ガーデンシティ」と称される緑豊かな美しい街並みが形成されている。
- 隅田川を始めとする東京の河川や運河などにおいて、年間を通じて人々が水辺で憩い・楽しむことが日常化し、かつて「水の都」と謳われた東京の水辺の賑わいが復活している。
- 高層ビル群で形成されるクラスター内は、上空から地下まで高密度な利用が図られ、オフィス、商業施設、文化・娯楽施設等のほか、住宅、医療、介護、予防、生活支援サービス等を提供する施設などが調和をもって配置されている。
- 街並みは、それぞれのエリアごとに特色を持ちつつ、エリアごとの街並みの色調、デザイン等は統一されている。
- 経済発展を遂げ、世界最先端の技術、ファッションを発信し続ける東京に、あらゆる分野のアジアの高度人材が集い、東京で学んだ人材が世界で活躍するなど、東京と世界を繋ぐ架け橋となっている。
- 自立したエネルギーシステムや防災機能を備え、平常時においても環境負荷の低減が図られつつ、万が一大震災に見舞われた場合でも、自立と相互融通が可能な状態となっている。

これらの将来の東京の姿は、東京の超長期のグランドデッサンとしてのある程度の普遍性を有するものであり、アジアヘッドクォーター特区の目指すゴールに向けて、我々が共有すべきものとする。

X I アジアヘッドクォーター特区から期待される成果と効果

1. 経済波及効果

外国企業500社（アジア地域の業務統括拠点・研究開発拠点50社を含む。）を誘致するという数値目標が達成された場合の経済効果を試算したところ、生産誘発効果は、全国合計で、2兆3,536億円となった。試算の内訳は、下表のとおりである。

〔生産誘発効果の内訳〕

区分	直接効果	波及効果 〔一次〕	波及効果 〔二次〕	合計
都内	3,857億円	3,754億円	2,656億円	1兆268億円（43.6%）
その他地域	4,417億円	6,791億円	2,060億円	1兆3,268億円（56.4%）
合計	8,275億円	1兆545億円	4,716億円	2兆3,536億円（100%）

※表示単位未満を四捨五入しており、合計が一致しない場合がある。

また、雇用面での効果は、合計で約8万2千人となった。試算の内訳は下表のとおりである。

〔雇用誘発効果の内訳〕

区分	雇用誘発効果
都内	37,052人（44.9%）
その他地域	45,441人（55.1%）
合計	82,493人（100%）

2. 東京進出後の二次投資等について

「国内における外資系企業の二次投資成功事例調査⁴」によると、最初の拠点を東京にした背景・理由として、以下の3点をあげている。

- ①東京を中心にした首都圏は人口も多く、需要のほとんどが首都圏に集中している、あるいは大消費地で売れるからというのが、代表的な意見。東京にはユーザー企業の本社があり、それを通じて商売が出来るし、契約相手も多いことが魅力となっている。

⁴ 日本貿易振興機構（JETRO）2006年3月発表

②日本で事業を始めるのは、情報・文化の中心である東京が適しているという既成概念が存在している。

③空路等の交通の便を考慮した東京都内の適地に本社を構える企業も目立つ。

このように、多くの企業が日本進出の拠点として東京の利点を挙げており、事実、日本に拠点を置く外資系企業の4分の3は東京に集積している。

しかしながら、一般に、企業は事業進捗にあわせ、日本進出の拠点とする地域以外に、事務所等を構える二次投資を行うなど、適時適切に事業を拡大していく。二次投資は、進出した先において新たな雇用や新たな需要を生み、地域経済の活性化に繋がる。

特に、研究開発、製造、流通、販売等の様々な拠点をアジア地域内のどこに置くか、あるいは、グローバル戦略商品の製造に当たり、どの企業と提携するかを判断する機能を有するアジア統括拠点が東京にあれば、日本国内の各地に有する高い技術力を持つ企業の情報や他の地域で展開される国際戦略総合特区の取組に係る情報が入りやすく、接触の機会も増えることから、国内企業等の国際ビジネス展開の可能性も高まる。

このように、東京のポテンシャルを活かし外国企業を積極的に誘致することで、日本全体の経済活性化に寄与していく。

アジアヘッドクォーター特区国際競争力強化方針

〔平成23年12月22日〕
〔内閣総理大臣決定〕

1. 産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

（1）総合特区により実現を図る目標

- ① 欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門や研究開発部門を東京へ誘致
- ② 外国企業誘致の前提として、高い防災対応力や自立・分散型エネルギーネットワークの構築
- ③ 誘致した外国企業と国内企業とが刺激し合って高付加価値を生み出す舞台を整え、新技術・新サービスを創出する魅力的な成長市場を形成

（2）国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

① ビジネス環境の整備

外国企業の誘致を進めるには、外国企業が日本で円滑にビジネスを実施できるような環境の整備が必要。

② 生活環境の整備

外国企業が海外の拠点を選考にするに当たっては、従業員や家族の生活環境が整備された地域であるか否かも重要な判断要素となっている。そのため、外国企業誘致には、家族向けの生活環境整備も極めて重要な課題である。

③ 都市インフラの整備

世界市場を相手にビジネスを展開している外国企業にとって、24時間365日、ビジネスを継続できる環境にあることは、海外進出先を検討するに当たっての前提であり、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続あるいは速やかな業務回復が担保される都市インフラの整備が必要。

④ 誘致・ビジネス交流活動

国際的にビジネスを展開している外国企業であっても、日本や東京について、十分な知識等を有していない企業がある。また、ビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について支援を求める外国企業が多いが、現時点では、こうした外国企業の

ニーズには十分に答えられていない。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① ビジネス環境の整備

外国企業の東京への進出及び日本でのビジネスを円滑に行うことができるように、会社設立にあたって必要となる弁護士、司法書士、会計士等の専門サービスと連携し、ワンストップで日本の商習慣を含む総合相談等の支援を行うための機関を運営する。

また、外国企業に就労する外国人の日本における円滑なビジネス実施を支える環境の整備や外国企業の日本法人設立が容易になるための対応を図る。

② 生活環境の整備

東京へ誘致した外国企業の従業員やその家族がストレスなく生活できるように、日常生活に係る様々な情報提供を多言語で行うとともに、各種相談対応や各種手続の代行、医療機関や行政機関に関する情報の提供などを行う機関を設置する。

また、医療・教育面での外国人の生活環境整備を図る。

③ 都市インフラの整備

大規模災害時にもその区域内で一定期間は避難でき、ビジネスを継続できるよう、長周期地震動対策や液状化対策等、高い防災対応能力を備えるとともに帰宅困難者ステーションの機能を有するスペース等を確保する。

また、非常時においても安定した企業活動を保証できる環境を確保するため、平時から省エネ、省CO2を図るとともに、特区対象区域内の電力・熱自給率を高める自立・分散型エネルギーネットワークを構築する。

④ 誘致・ビジネス交流活動

海外誘致企業セミナーの活用やMICEの誘致・開催支援等を通じて外国企業の東京に対する認知度を高め、東京進出へとつなげていくとともに、海外への継続的なアプローチにより、海外進出の候補地の一つとして東京を検討対象としている外国企業の掘り起こしを行う。

また、外国企業が国内企業との連携を図るにあたっての国内企業とのマッチングや市場開拓の機会を提供する等、日本における事業展開についてもサポートしてい

く。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。